

第七十七回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和五十一年五月十八日(火曜日)  
午前十時二十八分開会

委員の異動

五月十七日  
辞任 近藤 忠孝君

補欠選任 橋本 敦君

五月十八日

辞任 橋本 敦君

補欠選任 近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

岩動 道行君

戸塚 進也君

中西 一郎君

野々山 三君

矢追 秀彦君

栗林 卓司君

青木 一男君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

土屋 義彦君

鳩山威一郎君

松垣徳太郎君

福井 勇君

藤川 一秋君

宮田 輝君

大塚 喬君

寺田 熊雄君

福岡 知之君

藤田 進君

村田 秀三君

鈴木 一弘君

渡辺 武君

青木 一男君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

土屋 義彦君

鳩山威一郎君

松垣徳太郎君

福井 勇君

藤川 一秋君

宮田 輝君

大塚 喬君

寺田 熊雄君

政府委員

人事院事務総局  
給与局長

経済企画庁長官

官房参事官

経済企画庁長官

官房参事官

経済企画庁調整  
局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

大蔵大臣官房審  
議官

大蔵省主計局次  
長

大蔵省主計局次  
長

大蔵省主税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局次  
長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融  
局長

国税庁長官

国税庁次長

国税庁調査査察  
部長

厚生省保険局長

事務局側  
常任委員会専門  
員

野末 陳平君

大平 正芳君

井出 一太郎君

茨木 廣君

朴木 正君

佐々木孝男君

青木 慎三君

細川 護熙君

長岡 實君

佐上 武弘君

野末 陳平君

大平 正芳君

井出 一太郎君

茨木 廣君

朴木 正君

佐々木孝男君

青木 慎三君

細川 護熙君

長岡 實君

佐上 武弘君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

岩瀬 義郎君

田中 敬君

高橋 元君

大倉 眞隆君

松川 道哉君

吉岡 孝行君

&lt;

れを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岩動道行君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩動道行君) 租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

前回に引き続き、財政及び金融等の基本施策に對しこれより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大塚審君 去る十三日の本委員会において、私は資料要求をいたしました。理事会でいろいろ骨折りをいただき、昨日、秘密理事会において、その一部について大蔵当局から説明がございました。その説明は、遺憾ながら、ロッキードスキヤンダルの私が疑問といたします点については、何ら解明という点には至りません。

問題は、ロッキードL-1011の購入に関して、特惠的な条件が輸銀の融資の中に見られるわけであり、業務方法書の中に規定がされておらず、その内容とも、最高限度融資枠が七割という規定を超えて八割、さらに逆さやの六分一厘という低い金利、それから申請額に対する一億一千二百万ドル、第二回目が七千万ドルという融資の額自体についても大変疑問が残るわけでございます。また、ホートン会長が指摘をいたしておきながら、賄賂分は価格に上乗せをしておいてロッキード社は損害をこうむっておられない。こういうことの解明のために、各国の百二十五機のロッキード社から売り渡されたそれぞれの価格についての解明を求めたわけであり、その資料もまだ提出されておられません。

速やかにひとつこれらの問題について解明ができませんような資料の提出方を重ねてお願いを申し上げて、質問に入りたいと思います。

○委員長(岩動道行君) ただいまの大塚委員の資料の件につきましては、さらに理事会において協議をさせていただきますと存じますので、質疑を

していただきたいと思ひます。

○大塚審君 大蔵大臣にお尋ねをいたします。きょう各紙の報道するところによりますと、「反三木」へ動き急と、こういうことで、その中で、大平派も「三木退陣」へ旗揚げと、こういうことの報道がなされております。

さきの本委員会において、同僚の寺田委員から、推名副総裁との関係等について尋ねがあったわけであり、そのときに大蔵大臣は、特別の理由がないという趣旨の答弁がございました。で、いま、最も重要な審議案件となつております財特法の提出をされておられるこの時期に、法案提出の当事者である三木内閣、またこの財特法の責任ある立場にある大蔵大臣、こういうことを考えますと、事のよしあしは別にいたしまして、どうも釈然としないものがございいます。これらの真相についてひとつ大蔵大臣から、本当に三木内閣早期退陣、即時退陣、こういうことになっておられるならば本法の審議もきわめて意味のないものになつてしまふ論議を重ねることになると、私はこういう感じがいたすものでございいますので、本日のこれらの関連する記事に関して、大蔵大臣から直接事の真相についてお尋ねをいたし、解明をいたしたいと存じます。

○國務大臣(大平正芳君) この間寺田委員の御質疑に對しましてお答え申し上げましたとおり、私は、三木内閣の大蔵大臣といたしまして、日夜、微力ながら全力を挙げて職責を尽くすべく努力をいたしておる最中でございます。

また、仰せのように、特例公債の発行に関する法案を提出申し上げた責任者としていたしまして、この審議の促進に昼夜を分かたず腐心いたしておりますものでございまして、両院の御審議に際しまして、私初め大蔵省の者全力を挙げて、審議にたなえて一日も早く成立をさせていただかなければならぬと存じまして、全力投球をいたしておるのが私の立場でございます。

自由民主党内には、政局を踏まえていろいろな議論があることは事実でございますが、これは自

由民主党内部のことでございまして、私はそれを代表してあなたにお答えできる立場にもございせんし、私は、大蔵大臣として国会に對して責任を負う者としていたしまして、いま御提案申し上げておる法案の御審議に全力を續けてまいる決意を改めて申し上げて御理解をお願いしたいと思ひます。

○大塚審君 御理解をという言葉ですが、公には内閣の責任者として、内閣というか、本法案提出の責任者として財特法の成立に苦心を努力を重ねておると、これは公。

〔委員長退席、理事中西一郎君着席〕

そうすると、私の場合にはこの「三木退陣」へ旗揚げ」という具体的な行動、それは自民党内部のことだからお話をできませんと、こういうことは、やっぱりいまの答弁でこの法案の審議を本気にやつて取り組むと、こういうことでは審議する全員がやつぱり水をぶっかけられて、三木退陣、そういうことの動きの中で一体この法案の審議がそれほど急がれるものなのかどうか、緊急なものなのかどうか、重要なものなのかどうかということについては、私はそうでないという答えしか出てまいりません。その辺の問題について私的には一体どうなのか、そのところもひとつはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) お言葉が尽くしません、大蔵大臣という公職にありまして、国会に對して責任を持つ立場におきまして仕事をなして全力投球をいたすのが私の立場であるということでございます。自由民主党内部のことにつきましては、大きな政党でございまして、いろいろな御意見があり、いろいろな動きがあることは、これ、生き物でございましてからありましよう。ありましようが、それを代表して私が答えできる立場にもございせんし、私はそういう党の立場にないのですから、それはまた別な人に問うていただきたいと思ひます。私は、大蔵大臣としていま全力を挙げて提出いたしました法案の早期成立に全力投球をいたしておりますということでございます。

ら、どうぞ御審議に当たりまして何なりとお申しつけをお願いしたいというのが私の立場でございます。

○大塚審君 どうもさっぱりわかりません。本法案の成立を願つておられる大蔵大臣が、片方では三木退陣ということで具体的な行動をしておられるのかという点については釈然とどうもいたしません。またこの問題は引き続き論議をされるところでございまして、今後の推移を見て次の機会にまた重ねてひとつ解明をいたしたいと願つておるところであります。

持ち時間一時間ということですので、三点ほどの問題についてお尋ねをいたします。

初めは基地跡地利用の問題についてお尋ねをいたします。

去る二月の各新聞の報道によりますと、大蔵大臣の諮問機関である国有財産中央審議会の返還財産処理小委員会において大蔵事務当局から提案された大規模返還財産に係る新処理基準、三分割方式、この内容について報道がございました。まあ從來とは相当変更された内容でございまして、この内容についてひとつ具体的に明らかにしたいといたしたいことと、国有財産中央審議会で大蔵大臣あての答申がなされる、こういうことを聞いておるわけであり、これらの今後の推移、見通しは一体どういうことになっておりますのか、そのところをひとつお聞かせいただきたいと存じます。

○政府委員(吉岡孝行君) 御承知のように、ここ数年関東地域における米軍基地の多くが返還されてきておるわけであり、それで、これらの基地は、たとえばキャンプ朝霞とかキャンプ洲野とか、その規模が非常に広大で、かつ首都圏における残された国有地としてきわめて貴重な土地が多いわけであり、したがって、これらの利用につきましては、地元市町村の要望はもとより、国それから政府関係機関等におきまして、いろいろな施設の用地として利用したいという要望が

非常にあるわけです。片方、いろいろこれだけの  
広大な貴重な土地であるので、当面すべて利用し  
ないで、将来の利用のためにこの際留保しておく  
べきであるという意見も相当強いわけでありま  
す。われわれとしては、これらのいろいろな要  
請を考慮して、これらの貴重な土地をいかに有効  
に利用していくかということを検討しておるわけ  
であります。その一つの考え方として、ただいま  
先生がおっしゃいましたような統一的处理基  
準案というのを提案して目下国有財産中央審議  
会で御検討いただいております。その内  
容といたしましては、ただいま申し上げましたよ  
うに、これらの基地跡地の利用に関する要望が非  
常に錯綜しておるわけでありまして、一つは、その  
地元としてまずこれを最大限に利用したいという  
要望であります。それから国なり政府関係機関に  
おきまして、最近の首都圏における用地難から  
緊急に必要とされる施設も思うように建設できな  
いということ、こうした基地跡地を利用したい  
という要望が強いわけでありまして、同時に、先  
ほど言いましたように、将来の利用のためにこの際  
は留保しておくべきであるという有力な意見もあ  
るわけでありまして、こういう情勢下におきまし  
て、われわれとしてはこれをケース・バイ・ケースで  
処理していくということになりますと、関係者間  
の調整に非常に時間を要するだけで、なかなか円  
満な解決が得られないということで、統一的な基  
準でやっていくというわけでありまして、

それで、内容としましては、その地域を三つに  
分けまして、その三分の一につきましては地元市  
町村の利用に供する、それから三分の一は国なり  
政府関係機関の施設のために利用する、それから  
あとの三分の一は当面は白紙のままにしておきま  
して、五年ないし十年後の状況に照らして利用を  
図っていくということを考えているわけでありま  
す。もちろん、その全体の利用計画につきましては  
は、地元の市町村と十分協議して詰めていくわけ  
でありますし、それから残された三分の一の保留  
地を将来利用する際におきまして、地元の要望

という点を十分考慮してやっていくつもりでありま  
す。

それからもう一つは、その跡地を処分していく  
際の価格の問題であります。米軍基地の返還に際  
しましては、当該施設を他の基地へ集約してその  
基地が返還されてきておるわけでありまして、そ  
そのために政府として多額の移転経費を負担して  
いるわけでありまして、それで、従来から国有財産  
の処分に関しまして、移転経費を要したものに  
ついては有償処理ということを原則にしておりま  
す。で、この取り扱いについては四十七年の国有財産中央  
審議会の答申でも述べられておるわけでありま  
す。それで、今回の基地跡地の場合、移転経費と  
いうのを要しているわけでありまして、それは多  
くの基地が返還されてきておりますので、それを  
全体として考えまして、個々の基地ごとの表面的  
な移転経費ということではなく、それを統一的に考  
えて負担の公平を図っていくということ、跡地  
の処分価格についても統一的な基準でやっていき  
たいということを提案しておるわけでありまして、  
それで先ほどおっしゃいましたように二月に国有  
財産中央審議会の小委員会におきまして、一応こ  
の考え方を御説明して、先生方の大方の御賛意を  
いただいております。今後のスケジュールとし  
ては、まだ具体的に決めておりませんが、さら  
に一、二回小委員会を開き、その後に審議会の総  
会を開いてなるべく早い機会にその答申をいた  
だいて、それに基づいて処理を進めていきたい、こ  
う考えておる次第であります。

○大塚喬君 いまの大規模基地跡地について答弁  
をいただいたわけですが、画一的に分割する、三  
分割だと、こういう内容であります。この計画  
はそれぞれ都市計画を立案し、その実施  
を進めておる、こういう立場から見ますと、当該  
団体の町づくり、これと調和をどうするかとい  
うような配慮は一顧だに払われておらない、しか  
も体系的なものが全然その中に組み入れられてお  
らない。国の計画自体がその合理的なもの、論理的  
なものという、そういう根拠が大変薄いという感  
じを強くいたします。そしてお上の決めたもの、  
国の決めたものは地方自治団体はもうお上の手数  
を煩わせるな、天下りの押しつける、そういう  
計画のにおいがふんふんと感ずるわけですが、こ  
ういふ計画は、地方にただ譲歩を求めて押しつけ  
ればいいと、こういう内容のものですかどうです  
か、そこらの基本的な考えについて当事者のひと  
つはつきりした意見をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(吉岡孝行君) ただいまお答えしまし  
たようにその返還されてきています基地跡地とい  
うのは、非常に広大な規模のものが多いわけであ  
ります。かつこの首都圏という非常に土地の貴重  
な地域に存在するわけでありまして、それでいろ  
ろ地元の計画もあらわれるわけですが、その利用  
計画につきましては、もちろんその地元の意向を  
よく尊重してやっていくわけでありまして、そこ  
を利用していく施設としましては、単に地元の施  
設だけではなくて、国なり政府関係機関の施設と  
しても、どうしてもその土地を利用したいという  
面があるわけですね。それと先ほど言いましたよ  
うに、将来の利用計画のためにこの際は全部決ま  
ないで留保しておいた方がより合理的であるとい  
う御意見も非常に強いわけでありまして、そういう  
ことを考えまして、この三分割案というのを提案し  
ておるわけですね。一種の調整方式でありまして  
で、そこに論理性があるのかと言われれば、その  
論理、何を以て論理的と言いか問題であります  
けれども、われわれとしてはきわめて現実的、合  
理的な案であるとも考えておるわけでありまして、  
それでももちろんこれをすべて地元へ押しつけると  
いうことでなくて、その三分の一の利用、地元の  
利用に供する三分の一の利用につきましては、も  
ちろん地元の要望というのが最大限優先してい  
くわけでありまして、  
それから先ほど申しましたように、将来留保地  
を利用する場合にも、もちろん地元の要望とい  
うことを考え、全体ないしすでに買収あきらめられ  
ますその周辺地域との調和も考えてやっていか  
ざるを得ないということはもちろんでありまし  
て、そういう意味で全体として地元の要望を聞い  
てやっていくという考えには変わりはないわけで  
あります。ただ、具体的に利用する側としまして  
すべてその地元の利用に供せよと言われても、こ  
れだけの貴重な土地でありますので、国の立場か  
ら国も施設なり政府関係機関として利用して  
いただきたい、利用する必要があるということ  
であります。

○大塚喬君 私はすべてを一〇〇%地元へ利用さ  
せろ、こういうことを申し上げておるのではあり  
ません。一つの問題は、人口過密の首都圏のよう  
なところで、都市計画の基本的な重大な柱という  
避難緑地という問題、この問題を抜きにして今後  
の都市計画はあり得ない、こういう考え方を持  
てております。住民の財産生命を守る、これが地方  
自治体だけの責任ではなくて、国の責任で、そこ  
のところによつて国も施設の配慮というものが  
十分に配慮されることが、今後の国土計画、都市  
計画という中の私は重要な柱でなければならな  
い、こう考えておるわけでありまして、画一的に  
三分割方式、こういうことでやったら場合に、一  
体その避難緑地というような問題は、その地域に  
それぞれいろいろな条件が異なっておるわけであ  
ります。そういう問題は国からの天下りであ  
るということについての大きな制約、制限が加えられ  
て十分な計画が立たないのではないですか。一体  
この三分割方式というものは、この避難緑地とい  
うもののつくり方、そういうものの設定の仕方、  
こういうものとの関連をして、どう配慮をして  
この三分割計画というのは立案をされたのです  
か、そのところをひとつはつきりとお示しをい  
ただきたい。

○政府委員(吉岡孝行君) ただいまの避難緑地の  
問題でありますけれども、それは地元の都市公  
園という形におきましては、もちろん地元の利用  
に供されるその三分の一の範囲内においてつく  
られるわけでありまして、先ほど申しましたように  
われわれは三分の一を留保地として残していくと

いう考えを持つておられるわけでありまして。この留保地は当面は大蔵省において管理しておくわけでありまして、われわれとしてはまあ将来の利用計画策定を阻害しない範囲内において、その地元公共団体等に暫定的にこれを管理委託を認めることもあり得る、そのような場合、緊急の場合には当然そういった留保地として残された国有地が避難緑地としての機能を十分に果たし得るものと考えておられるわけでありまして。

○大塚審君 三分の一の留保地、こういうことを設定する、従来のいままでの取り扱いの基準と申しますか、そういうものがはつきりしておらなかつたというところは承知いたしておるわけでありまして、地元にそういうふうな三分の一を留保させる、暫定的に、こういうことのお考えだとすれば、なぜ初めから計画的にそういうものについて地方自治団体とそれから国が協議をして、もう避難緑地なんというのはそう悠長に考えておる、そういう問題ではない。一日も速やかに立案をし、実施に移すべきだ、こういう考え方に立つものであります。そこらのところについてどうも国の立場というものがあまいであり、なぜそのようにこの際にそういう新たな基準というものを設けなければならぬのか、そのところをひとつもう一度説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡孝行君) 先ほど申し上げましたように、これらの返還基地跡地というのは、これだけの大規模な国有地としては最後の土地であるわけでありまして、それで現在のような経済的、社会的変動の激しい時期において、現時点だけの考えから利用計画を立てて決めてしまふことはいかかといふような意見が相当学識経験者等の間にも強いわけでありまして。これは戦後のいろいろと国有地の処理に対しての反省の上に立つて御意見もあろうかと思ひます。戦後いろいろ軍用地を処理する際に、国有財産処理という観点から早急に処理を急いだために、その後の都市計画に支障を来たしたといふような反省の上に立つての御意見もあろうかと思ひます。そのような観点から、

こういう首都圏における広大な土地というのは、できることならなるべく将来のために留保地として残すことも多くを残しておくべきであるといふ意見があるわけでありまして。そういう意味で、われわれとしては留保地という考え方を御提案しているわけでありまして。

○大塚審君 この小委員会の構成、内容等を検討をしても、この中に地元地方自治体の代表といふものがどうもその意見が十分に反映されたいと思ひます。そういう認め方はできない現状であらうと思ひます。こういう新たな基準をつくらうと、いろいろないざこざがあり、歴史がある、こういうものの処分については地元の意見を十分に開陳をさせてそれを尊重をしようと、こういう立場が基本でなければならぬと思ひます。そういう立場が基本の地元の意見を徹底的に十分に聴取をしてこれを反映せしめると、こういう方策については何か具体的に、日程的に考えがございしますか。

○政府委員(吉岡孝行君) 現在われわれが御審議をいただいておりますのは中央審議会の小委員会であるわけでありまして、それで、この小委員会のメンバーはすべて中立的な学識経験者からなっております。その中で、具体的な国有地の処分になりますと、それぞれ財務局ごとに設けております地方審議会というところで審議されるわけでありまして。それでこの関東の場合は、国有財産関東地方審議会というものが設けられておるわけでありまして。その委員の中には、それぞれ地元の知事さんとか、それから市長会の代表とかといふ者もメンバーになっておられますので、具体的な処理の際には、もちろん十分そういう委員の先生方から地元の意見も反映されるような仕組みになっておるわけでありまして。

○大塚審君 地方審議会にはその市町村の代表も入つておると、こういうことでありますが、国に新処理基準といふものができて、その基準にのつとつて地方審議会というものは運営されるものだと理解をいたします。そうなりますと、一番大も

のとどこにそれぞれの関係者、こういう者の意見が反映されないで、今度はその基準をもとにして具体的な処理を図ることになれば十分に地元の意向を反映させるという機会にはならないと思ひます。なぜ小委員会なり、その案を作成する段階でその関係地元の意見を聴取しないのですか。こういうものを上から押しつけて、これを守れと、これでやりますと、こういうことを言つたのでは、いわゆる譲渡条件の中で三分割といふ問題や、あるいは従来から比して売り渡し価格の大幅な引き上げ、いろいろの制約条件をそこへ付与するといふことになって、国に従ひないといふようなことは、基地問題というだけに、地域住民の顔を逆なでして、どこかの基地の例のように、大変由らりんになって地元と国の対立を激化させるような、そういう結果になることを私は恐れるものであります。ですから、いまのようなそういう答弁ではなしに、この基準案を作成する段階において十分地元関係者の意見を聴取して、その中でその基準案といふものを作成すべきだと思ひます。この点について重ねてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(吉岡孝行君) 地元の御意見といふものをどの範囲に考えるかでありまして、この小委員会の後、中央審議会の総会で審議をいただく御答申をいただくわけでありまして、その中央審議会の答申には全国知事会の代表とか全国市長会の代表といふ方は委員として加わつておられるわけでありまして。ですから、そういう方々からそれぞれ市町村なり県の立場の御意見といふのは十分われわれとしては伺えるのじゃないかと思ひます。具体的には、具体的な基地の処理の問題につきまして、直接の地元の市町村なり、そういう住民の御意見といふお話かとも思ひますが、われわれの考えとしては、いろいろ基準なりを考へていく際に、直接の周辺住民の意見を聞くといふことは適当ではないんじゃないかと、いろいろ具体的な処理の問題については、先ほど言ひましたようにいろいろ地方審議会で議論されるわけであ

りますから、その中央審議会の段階ではそういう全国知事会の代表とか、市長会の代表とかいふ方がメンバーになつておられるわけでありまして、それを通じて十分地元の御意見も伺えるんじゃないかと、こう考へておるわけでありまして。

○大塚審君 話がやつぱり違つておつて、中央審議会に自治体の代表が入つておつて、これで事足りるといふことではございせん。基地といふものは、具体的にこの基準に適用される大規模な基地が幾つか全国にあるわけでありまして。その基地の当面しておる、あるいは歴史的にこれらにかかわるいろいろな諸問題が、それに今後の町づくりに都市計画といふものがそれぞれ地域に独得に、独自に計画、立案をされておるわけでありまして。そういうことの中で全国一般の自治体の代表が出ておるから、自治体の意見が反映されたといふことになれば、この問題に関する限りそれは言葉だけであつて、中身は全くそれにそぐわないものになつてしまふ。で、いろいろの答申案、これが出されてその成案が大蔵大臣に答申をされる、こういうことになりまして、実際のいままでの例が言へば、原案といふものがこれを修正して、それで成案になるといふ、そういう過程の中で、中途で変更されるというところはきつめて不可能であります。むしろ、その小委員会で作成される前の段階で各地方自治体の意見を聴取しなければ、これらの立案というものが、官僚的なもの、全然民主的な手続を経たという形だけはとつておりますけれども、中身はそれに逆行する、そういう内容のものが中央審議会に出されて、中央審議会でも何ら関係ない他の地方自治団体の代表者がそこに入つて大蔵大臣に答申をする、その中身といふのは推して知るべきであります。ですから、私は小委員会でも少なくとも案を作成する前の段階において関係当事者の意見を十分に聴取をして、反映させるべきだと、こういう主張をしておられるわけでありまして。この点について、私はいまのような答弁では、こういう官僚的な、非民主的なやり方ではどうしても納得できません。

この意図は一体何で、何のためにこれらの機構改革がなされたものか、ひとつ初めにお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 調査課という課は、十数年前まで主税局にございましたんですが、以後その名前はなくっております。ここ数年來、私どもの方から調査課をいわば復活させていただきたいということ、行政管理局や主計局に要望を続けてまいっておりますが、おっしゃいますとおり、今回の予算で認められまして、七月一日から発足する予定です。

調査課にどういうことをやらせるかということでございますが、現在の機構のもとでは、内国調査を総務課が担当いたしておりまして、外国調査を国際租税課が担当いたしております。私やはり就任以來、内国調査と外国調査をもう少し有機的に一人の課長のもとでやってほしいということを

考え続けておりまして、今回の新設になります調査課にはそういう仕事をやらせてもらうつもりでおります。したがって具体的な個々の税目につきましては、従来どおり税制一課、二課、三課がそれぞれ分掌いたすことになる予定でございます。

○大塚喬君 そのついでと、その新消費税を創設するとか、付加価値税を導入するとか、こういうことはこの調査課を設立してやるという、そういう考えではないか、こうはつきり理解をしてよろしゅうございませうか。

○政府委員(大倉真隆君) 従来から消費課税と申しますか、あるいは間接税と申しますか、それらの税目は税制二課が担当してまいっております。今後の勉強の問題といたしまして、個別消費税を洗い直さなくてはなりません、一般消費税の勉強ももちろん当然の職務として私どもやらなくてはならないわけでございますが、それらは引き続き税制二課に担当させるつもりでおります。

○大塚喬君 次に財政収支試算、これが去年二月に明らかにされましたが、この内容についてひとつお尋ねをいたします。

政府は、税収不足のために三兆七千五百億の赤字国債を発行すると、こういうことで、これから先の審議の対象になるわけでございますが、昨年の七月、財政制度審議会が明らかにした昭和五十五年一般会計収支試算では、五十年の税収不足が三兆円の場合、まあこういうことがさきの大蔵委員会の審議の際に明らかにされて、その場合に、私も重ねて質問をいたしましたわけですが、本委員会の答弁では、五十五年の国債残高が六十一兆円になると、こういう答弁をいただいたことを記憶をいたしております。ところが、これらのときから期日も大分経過をいたしております。この試算の前提になった以降、昭和五十年の会計も五十年末で会計閉鎖ということになりますので、一体その財政欠陥の赤字、歳入欠陥の赤字は、それぞれの項目に具体的にどの程度になっておりますか、今後の審議の一つの材料と申しますか、

欠くべからざる資料になろうと思つておりますから、この明細をお聞かせいただきたいと思つております。

○政府委員(高橋元君) いま大塚委員からお話しいただいたように、五月の末になりませんと私も税収の姿、それから歳出の不用の姿といふものを明らかにすることはできないわけでございます。したがって、これから申し上げるものは、現在時点で持つております推定を上げました大まかな数字でございますが、それで申し上げますと、税収でございますが、これは後ほど主税局長から詳細御説明があるかと思つて、全体といたしましては補正後予算に対して約三千億の増収でございます。

○大塚喬君 増収……。

○政府委員(高橋元君) はい、プラス三千億でございます。ただしその中身は、私が承知いたしております範囲で申し上げます、土地の譲渡税制が五十年をもつて最終となりますので、土地の譲渡の税制上の特典を利用するという観点から、いわゆる駆け込み譲渡に基づく所得税の増といふものが主因をなしておるといふふうに承知をいたしております。その他の源泉所得税、法人税、これらをおしなべて全部合計をいたしますと、大体補正後予算額と余り大きな異同はない。

それから税外の収入でございますが、税外の収入、それから歳出の不用、この辺の動きはなかなかつかみかねるのでございますが、大まかに申し上げますと、二千億程度補正後に比べて好転をいたしておると思つて、二千億、税外の収入の増と、歳出の不用でございます。それを合わせまして二千億程度というふうな考えております。

ただし、公債収入でございますが、補正予算に於いて三兆四千八百億の公債の追加をお願いをいたしました。これは内容は四公債と特例公債とに分かれておりますが、三兆四千八百億の公債の追加発行のうち、四月以降に留保いたしました二千億、これにつきましては、先ほど来申し上げております税収、税外、不用の動向にかんがみ

まして、五十年歳入としては発行をいたさないという方針にいたしましたので、したがって、大まかに申し上げて、補正後予算に対して約三千億という剰余を発生する見通しでございます。

○大塚喬君 その収入の方が、税外収入で二千億、それから税収の方で三千億ということでありまして、日にちが、ちよつと記憶はつきりしないのを遺憾といたしますが、本委員会で大蔵省から答弁いただいたのは、七十一兆と、そういう赤字欠陥が出るだろうということをご答弁をいただきました。先ほどの六十一兆と、これは財政制度審議会の試算で、大蔵省から前回の歳入高が五十五年に出るという答弁をいただいたわけでありまして、その数字が、前提の数字がかわつてきたものでは、その内容についてひとつ説明をしていきたいと思いますわけでありまして、いまの問題について本論に入れないのを遺憾といたしますが、この問題はひとつ次回にまたお尋ねをいたしたいと思います。

一応、私の質問は時間が参りましたものですから、これで終了いたします。

○福岡知之君 いや、私から、まず大蔵大臣に基本的な見解ということをお聞かせしたいと思います。

ただいまわが党の大塚委員からの質疑が行われました。当面の経済あるいは景気というものについて大臣の認識についてであります。これは企画庁の方からでもできればひとつ補足的な答弁を求めたいのであります。大臣のお話聞いていますと、輸出は思ったより伸びているし、生産、出荷あるいは在庫の消化もかなり進んで、景気は予想より速いテンポで回復しつつある、こういうふうな御指摘でございます。しかし私は、ミクロで見た場合にはまだかなり過剰労働を抱えており、したがって、その整理というものに悩んでいる企業もかなりある。倒産件数もそんなに落ちていない。あるいはまた、GNPのギャップというものも二十兆円からあると言われてますが、どの程度回復しているんだろうか。

それから、生活の面からいふと、私は何といつてもインフレーション、物価上昇というものの圧力がかなり強い。前年度で二けた台に統計の上では抑えたとは言われているけれども、先般当局の実態調査によると、実感としてはやはり消費者物価二〇%以上上がっている、こういう声が一般の庶民の声であります。そういうふうな考へてみますと、今後いまの財政上の危機あるいはまた長らく不況の中で疲弊した企業の経理、そういう面から簡単に景気がスタグフレーションから脱却するといふ見通しを持つことは少し甘いのではないか、こういうふうな考へるわけです。大臣のそれについて確たる一つの御見識を伺いた

同時に、経企庁の方にちよつと、おられましたね。――どなたでも結構ですから、ひとつ。大臣でも結構です。先般のいわゆる経済審議会から答申された五十年代前半の経済計画、あれで、本会議でも私お聞きをしたんですが、六%強とか六%程度とかいふ微妙な表現が使われてはおりますが、なべて六%程度と、こういうふうな判断にして、それは必要な目標だということなのか、何とか可能なんだというふうな目標なのか、どちらですか。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほど、景気の回復のテンポでございますが、生産、出荷、在庫の整理、雇用の状態などは比較的順調な足取りで回復を見えておると、あるいは予想よりも若干よろしいのじゃないかというふうなことを申し上げたわけでございますけれども、しかしそういうことをもっていたしました見ても、福岡さんが御指摘のように、マクロ的に見てもなお経済の稼働は、稼働率で申しますと八六、七%程度にまだ低迷いたしておりますわけでございます。それから企業の収益の状況は、まだ依然として悪い状況でございます。大中小にかかわらず相当数の企業がまだ赤字の中で苦しんでおる状況は御指摘のとおりでございます。で、こういう状況から早く脱却をいたしまして、健全な状態になるというためには相当に時





もできたし、また同時に減税をしながらか減出を通じまして、あるいは企業財政でございしますならば、その支出を通じましてやっぱいろいろな賃上げでございしますとか、もろもろの欲求に対する手段でございしたと思ふんでございします。ところが、これが減速経済になつたわけでございまして、当分減速経済から脱却できるという展望は、先ほどあなたと私のやりとりの中で、将来脱却できるかもしれないけれども、まだそういう潜在的な活力に十分信頼がおけるかどうかという点、まだ見きわめはついていないわけでございしますが、当分減速経済の中で私ども企業財政も公の財政も切り盛りしていかねばならぬとすれば、原則として減税ができる、支出をカットしないで減税ができる、なんという状況にないのではないのでしょうか。

もとより、それは一般的な話でございまして、部分的ないろいろの税制の改正はやらにやいかぬと思ひますけれども、またやっつていいと思ひますけれども、所得税とか法人税とかいう主軸の税目について一般的に大きく減税をやると大きく増税をやるといふような状況ではないこととはたびたび申し上げており、本音も掛け値もないところでございまして、客観情勢はそういう厳しい情勢ではないかと考えております。

○福間知之君 財政当局の収支の試算では、今後五年間税収を年平均では二一%弱引き上げていくと、こういうことのごようございしますが、その結果、五十年年度の税収十三兆八千億という水準が、五十五年年度にはなんと三十五兆五千八百億、五十年年度のほぼ二・六倍というふうな水準になるわけでありまして、それは、したがって、いま大蔵大臣がおっしゃったように、さしあたり五十一年度、来年五十二年度はどうなるかわかりませんが、所得減税も行わないというふうなことが前提になつてゐるんですか。あるいはまた、私は、仮にそうだとすると、それだけではこんなに税収を拡大することとはむずかしい。すでにたびたび付加価値税についてはまだ考へてはおられない、こういうふうにおつしやうていられますけれども、この点はは

なはだ不可解だと思ふんですが、その点が一つです。それから、確かに減税を未来永劫毎年やらなきゃならぬことではないかと思ふんです。しかし、私は、このスタグフレーション、不景気から脱却する上においても、この予算に見られるように公共投資中心の景気浮揚策で果たしていいんだらうか。

時間がありませんから多く申し上げませんが、新幹線とか、あるいは四国連絡橋とか、そういう大きなプロジェクトを基軸にした景気浮揚だけではいけないんじゃないかというところは、すでにもう多くの識者からも言われておるわけでありまして、現に、これは中山伊知郎さんが議長になつておられる社会経済国民会議が去る三月に、「当面の経済政策に關する緊急提言」を発表いたしました。その中で、現在の不況あるいは失業の不安から脱却するには公共投資の増大だけでは不十分だ、したがって、景気の回復は何よりも健全な消費の需要を拡大する措置を基調にしなければならぬ、こういうふうな述べられてまして、ことし、五十一年の夏の冬のボーナスに対する大幅な減税を時限立法でもつてやるべきではないか、こういうふうな強調した提言が行われました。中山伊知郎さんを議長にされてゐる委員会ですから、私はもちろんメンバーじゃありませんけれども、かなり権威があるんじゃないか、こういうふうな存じておるんですけれども、しかも、その財源は、必要ならばやはり国債の中で賄うべきじゃないか、ことしまで論じられております。また、大河内元東大総長を代表者とする現代総合研究集団というやうな一種の研究団体がありますが、そこにおきまして、総額一兆円程度の減税、一人平均でほぼ三万円、減税は実施すべきではないのかと。先ほどの社会経済国民会議と同様な考え方を先般発表いたしました。大蔵大臣はこういう点についてどうお考へですか。先ほどの経企庁の方のお話でも、経済計画の中では五五%の支出を国民消費にやっぴり頼つてゐるという実情からいたし

まして、何といつても、減税の高も大事ですが、国民の士氣を、勤労意欲を鼓舞する上においてもこの程度——一兆円程度というならば一兆円程度の減税はやつてやれぬことではないのじゃないか、こういうふうな私は思ふんですけれども、所信をお伺いしたい。

○国務大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、財政収支の試算で、税収は、五十五年三十五兆五千億、支出は、五十五年三十五兆五千億、これは、国債費と、この四つに分けて見ておりますが、歳出の方で公共投資、振りがえ支出、その他、国債費と、この四つに分けて見ておりますが、歳出の方の増加を賄うためにこれだけの税収は必要だ、という計算をいたしたわけでございします。したがって、この税収は大変無理だということでもございします。歳出の方はひとつ遠慮してもらわにやいかぬということになるので、そういう意味で国民の御検討を願うという意味で試算をしてみました。この点御理解をいたしたいと思います。

それから、一兆円減税が権威ある研究集団あるいは建議があつたかどうかということでもございします。これは、確かに、一つには、景気の回復が思ふようにはいかないと、したがって、個人消費の拡大を通じてそういうことをやる必要があるのではないかと、景気の回復を急いで、そうして経済を早くところノーマルな稼働の軌道に乗せて、そうすれば結局財政もまたバランスを回復するのは早いではないかということ、私はそれなりにそういふ御主張もわからぬわけではないわけでもございします。けれども、一つには、景気の回復というところが、いま政府がとつておる政策でどうしても不可能だといふわけでもなく、現に景気の回復は進んでおるわけでもございしますし、またその中におきまして、勤労世帯の実質収入というのには黒字を、といたしまして、プラスを記録いたしておるわけでもございします。景気の回復の点からも、勤労世帯の福祉の点からも、どうしても、減税しないとおかしいぞという論拠は少なくともないのではないかという感じがするんであります。もしそういう議

論の合理性がありとすれば、これは早く、もつと政府が予定しておるより早いところ経済を軌道に乗せて、回復を早めて、そうして五十五年度になつて言わずに、もつと早目に赤字財政からも脱却した方がいいんじゃないかという意味であれば、それは一つの見識だと思ひますけれども、景気の回復がもういまでも政府のやつておることではまだるつこしていかぬじゃないかと、勤労世帯はいまもうこの政策のために困窮の極に達してゐるじゃないか、なんというんだらう、私は賛成いたしかねます。

○福間知之君 大臣は、勤労者がいわば十年、二十年前のような状態で生活水準が低いのだから、さらには国の経済、財政がこういう事情だから、この際は、実質的な生活改善の上で名目的な減税ということとは余り意味がないと、こういうふうにおつしやうてゐるんだらうと思ふんですけれども、すべて私はそれを否定するつもりはありません。

ところで、大蔵省が過般、来年度の税制改正につきまして税調に諮問をする一定の考へ方をまとめられてゐるようだけれども、報じられるところによりますと、一つは、土地課税の緩和をやろうとされてゐます。あるいは、租税の特別措置の整理、ことし若干行われたわけですが、もちろん十分でありましたから、来年もやろうと、こういうことのごようです。加えて、所得減税というものをやはり念頭に置いていられるやに伺ふんですが、その点どうですか。

また、付加価値税については、むしろ抽象的な新しい財源の検討というふうな表現で諮問をされるやに聞いていますが、以上の点、そういうことなんです。

○政府委員(大倉典隆君) 連休の前後にわたりまして非常に多彩な報道がなされておりましたことは、私も承知いたしておりますが、大蔵省の事務当局といたしましては、まだ五十二年度に向かつて税制調査会に具体的にどういふテンポで、どういふ内容で御審議を願うかということにつきまして



の腹案がまとまっております。したがって、まあ言葉は悪いかもしれませんが、いまのいろいろな記事はすべてそれなりの観測記事であるというふうにお受け取りいただきたいと思ひます。

御質問の中にございました個々の項目につきまして、ごく簡単に申し上げますと、土地税制につきましては、いまの土地税制の経緯から考えましても、これが優良な宅地の供給に阻害になっている面がありとすれば、それは見直さなくてはならない。現実にとが問題であるかということも十分勉強いたしました上で、結論を出していただきたいと思ひます。

それから、所得税の減税の問題につきましては、いま大蔵省として五十二年度にどういうスタンスで臨むかということをとつてい決められない、五十二年度の経済見通し自体がまだわからないという状況でございます。

租税特別措置につきましては、まあたまたまおしかりを受けましたけれども、私どもとしては、今年度の改正は従来に例を見ないほど質、量ともに相当のものであったとは自負いたしておりますけれども、また税制調査会からもそういう趣旨のおほめをいただいておりますけれども、しかし、引き続きどこを直していくべきかということも、十分に勉強をいたしてまいりたいと思ひます。

一般消費税の問題は、先ほど大塚委員のお尋ねの中にも出てまいっておりますが、私どもとして具体的に何らかの内容のものを税調に御審議を願うというところまで時期は熟しておりません。

午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後一時五十分開会

○委員長(岩動道行君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○福岡知之君 午前中に私は所得減税についての見解を伺ったわけですが、もう一、二点引き続い

てお聞きをしたいと思ひます。

財政展望の中で、大蔵当局が所得税あるいは法人税などについてのいわゆる負担率に關しまして四十八年から五十年までの実績、平均的に三・二％という統計が出ていますが、これを五十五年には二％引き上げる。一五・二％にする。そういう予想を立てておられるわけですが、それ

も、それは五十年から五十五年まで平均で二〇・九％の税収の伸びというものを見込んだものになつておられます。これはどういふうな政策判断に立つておられるのか、特に所得税さらには法人税のわが国と比肩し得る海外諸国との対比ではどういふうな率になつておられるのかをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(大倉貞隆君) ただいまおっしゃいましたとおり、五十年代前半の経済計画におきましては、五十五年までに税及び税外負担率を三％ポイント程度引き上げることを予定するという表現になつております。で、この「予定する」というのは、いわば当然にそうなるという以上の意味を持つておると私も考えますが、やはりそれは経済成長全体、また予測される政府支出の所要額、なおかつそれらを踏まえた上で五十年代前半、五十五年までにはいかにゆるの特例公債に依存しない姿を達成するといふこれらの条件をあわせ考えますと、やはり税及び税外負担で三％ポイント程度の負担の増はがまんしていただかざるを得ないといふ考え方から出てきておるというふうな私としては理解いたしております。で、それはよく言

われますように、税、税外負担の全体の負担率といひますと、諸外国に比べてかなり低いわけでございますから、マクロ的な負担率としてはなお負担をしていただく余地があるという判断に立つておるものと考えます。しかし、同時にそのことは歳出を、ないしもっと広い意味での政府支

出全体が国民所得に占める比率がいまよりも若干ふえるということが当然の前提でございますから、それらをあわせ考えた上での一つの結論が導き出されておるのを考えるわけでございます。

で、ただいまの税制の中心になつております所得税、法人税につきましては、それぞれの負担が国民所得に見てどうであるかという点が確かに一つの判断の基準になるかと思ひますけれども、国民所得に対する負担率といひましては、日本の所得税といふものはやはり先進工業国に比べますとかなり低いと申し上げて誤りではないと思ひます。

それから、法人税につきましては、いわゆる実効負担率はほぼ先進工業国並みの水準に現在来ておると思ひます。細かい数字は省略いたしますが、先進工業国ではおおむね実効負担率として、法人税は法人収益に対して五割前後ということが通例でございます。日本の場合、理論計算ではございまして、四九・四七、最近、地方税で超過課税がかなりふえておりますので、実際はもう少し高くなつておるかと思ひますが、いずれにしても、法人税の負担水準としてはますます諸外国並み、所得税の負担水準は諸外国よりもむしろ低いといふのが、現在の日本の税の姿であらうかと思ひます。

○福岡知之君 特に私、いまの御答弁で、法人税の実効負担水準がほぼ先進国並みといひますか、これ、私、まだ自身で調べておりませんけれども、一遍調べてみたいと思ひます。しかし、調べるまでもなく、特に私は法人税の場合には、すでに御案内のとおり、私もかねがね主張している社会的公正といふうな立場から、あるいはまた国民的な感情といふうな立場からも留意をしていかなきゃならぬ面が多あるんじゃないか。これは、時間がありますれば後ほど、租税特別措置について若干の質疑を申し上げたいと思ひますが、高度成長のやはり遺物ともいふような部分が私は租税特別措置の中にはあるような気がするわけですが、特に、減価償却などが私はアメリカ

の大体一・五倍、イギリスの二倍ぐらいになつておるというふうな聞いておるんですけれども、国際的な競争力の培養といふうな点から、かなりこれは私は成果をもつてに上げてきたんじゃないかと、こつこつと感ぜがしますし、あるいはまた、中小企業のそれに比べれば大企業の方に特別に有利に働いておるんじゃないのか。特に、資本金百億円以上の企業あるは一億円以下の企業を比べてみますと、税の負担率は百億円以上の企業の方が逆に低くなつておるんじゃないのか。これは逆進税ではないか、こつこつと感ぜがいたしますし、また、高所得層と低所得層との税負担率の關係におきまして、一億円以上の高所得者は二・二％程度の税負担であり、四百万円程度の所得者よりもむしろ税負担率が低くなつておるんじゃないのか、こつこつと感ぜがいたします。すなわち、仮にそうだとしますと、そのようないわば社会的に見てどうも納得いたしかねるという税率といふことは、やはり改めていかなければならないんじゃないかと、財政のこれからの見通しからして、文句も言わぬ圧倒的多数の中、低所得層に割り高な税負担をさしていくということ

は、これは資本主義の立場から言へば一番それが便利かもしれないけれども、そんなものじゃないだろう。そういうところからは、仮に将来、先ほど触れられた、所得税負担率が海外諸国に比べて日本は低いんだと、それはある程度是正的に上げていかなきゃならぬのだと、仮にそうだとしますと、社会的な公正感といふものが伴わなければ、これは私は国民は納得しないし、政策に対する協力度といふものは疑問が出てくると思ひます。そういうところから、むしろ政治的な、あるいはまた精神的な一つのフラストレーションといふものが起つてくると思ひます。その点、ひとつ御留意を願ひたい。

時間がありませんので、私、一括してちよつと、後で御所見いただければいいと思ひます。

大蔵大臣に、所得税に關しましては最後に私、一言意見を申し上げたいんですけれども、一〇％

程度、今年度賃金が上がりました。今年度減税がないというふうなことで、すでに試算が出ておりますけれども、仮にいま二百萬円の年収を得ていた者がこの五十一年春に一〇％上がったとしますと、去年の所得税及び住民税は合計で二万一千四百七十圓という記録が出ております。それに對して、ことしからは三萬八千八百圓になります。約八一％の税増率になっております。三百萬圓の人で例をとりますと、一〇％上がると三百三十萬圓の年取になります。去年が十二萬五千圓の所得税、住民税の合計額で、それが今年度は十六萬五千六百五十圓、一躍三萬五千六百圓からふえるわけがあります。これは特に大蔵大臣に御認識をお願いいたしたいわけでありまして、こういうふうなところから、先ほど申したような一般庶民の感情として、やはり名目的にでも所得減税というものを強く望んでいる一つの理由、背景が存在するんだと、こういうふうに言えると思います。

ちなみに、私は先ほど来所得税について減税の立場から要望する御質問を申しましたけれども、本来これからの勤労者の実質生活の改善、向上というものについては、もちろん名目的な減税だけに依拠するんじゃないくて、やはり実質的な生活の中身を改善するという上においては、もつと総合的な政策というふうなものを組み合わせた中で一つの私たちの要望なり、あるいはまた政策なりというふうなものの実現を迫っていかねばならぬ、所得の広い意味での再分配ということを考へなければならぬと思います。したがって、まあ税負担率の問題に関連いたしましたけれども、まあその物価情勢が果たして外国に比べてどうか、あるいはまた社会保障の水準がどうかというふうなことを総合して勘案しなければならぬんじゃないか、そういうふうにして思っていますから、当然政府の側といたしましても税率、税負担の比率の改善、改革ということは、他の社会的諸政策との関連で初めて考えられることではないか、そういうふうに思います。まあ所見を申し述べまして、所得税関係については質疑を終わりたいと思ひます。

いますが、国税庁の方で先ほどの点で何かありましたらお答え願いたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 御質問の最初の部分にございました、収益が決まった後で税率をかける。その負担がどうであるかという前に、収益を計算する基礎になる減価償却とか準備金とか、そういうものにもっと彫りの深い検討を加えるべきであるという御指摘をいただいたというふうに理解いたしますが、その点につきましては私どもも今後とも十分勉強をいたしてまいりたいと思います。

た。数字的に御指摘がございました日本の減価償却費が非常にアメリカなりドイツに比べて高いのではないかとという点がございましたが、この点は、ごく簡単に申し上げますと、実は出どころが企業会計側の計数でございまして、税法上の扱いとしてはそれほど大きくは違っていないのではなうかと思いますが、その点はなお時間がございますときに詳しく申し上げます。

それから 今後何らかの意味で新たな負担を納税者にお願ひしなくてはならぬという状態が予想される限り、いままします制度の中で不公平な部分というのをまず排除するという心構えであるべきだという点は、私どももまさしくそのように考えまして、昨年の夏以来、貸倒引当金の繰入額の縮減とか、あるいは各種準備金や特別償却の縮減というようなことに努力してまいっておりますけれども、なお今後とも御指摘の点を踏まえながら一層勉強いたしてまいりたいと思います。

それから、所得税負担が、名目収入がふえます場合にもちろんふえる。その場合に、いわば所得税の、あるいは収入の低い方の方がふえる率が大きいという点も御指摘のとおりでございますが、ただこれは一言申し上げておきたいのは、ふえる率で申し上げますと、それは諸控除を持ち、累進税率を持つている所得税のいわば宿命としてそういうふうになるわけでございまして、ごく簡単にゆせば、従来課税最低限以下であった方が、わずかに課税最低限の上に頭を出されれば、それはふうな方としてはいわば無限大にふえるわけでございませう。

すから、それと上の方とをつないでいくわけでございますから、その率のふえ方というよりは、やはり限界実効税率でごらんをいただいで御議論いただくというよりしうががないんではないかという気はいたします。よけいなことかもしれませんが、一言だけ申し上げておきます。

○獨聞知之君 それに反発する時間がありませんので、おっしゃる意味はわかるんですけど、したがって、要は全体の兼ね合いをどう考えることかと思うのですけれども、私は所得減税がないというところから、下の方にいわゆる厚く、上に薄くなっていくという可能性が出てくるということとを憂えておるわけでございます。

最後に、この減税に関して大蔵大臣 本会議のときでもちよつと私申し上げたのですが、実はこれはアメリカ関係の機関で調べたんですけれど、大蔵当局はもうすでに御承知だと思ふのです。が、去年のいわゆる二百十八億の減税ですか、あ

るいは、こしもまあひよつとしたら二百八十億くらいは減税をすると、これは所得税だけじゃありませんけれども、こういう内容について、かなりアメリカの場合は膨大な国債を発行しながらなおかつ減税政策をとっているという事実です。資源国がある国とない国の違いだとか、あるいはまた社会資本の整備が日本よりはかなり行き届いている国であるからできるんだとかいうことをいまままで政府側が答弁しておられるんですけれども、私はそれだけではないと思うんです。やはり景気政

策とも結んで、そのことが有効だと判断されてやっているのではないのかと。日本の場合は全くその点の顧慮が行われてないというところに、私はひとつ疑問がありますし不満があるわけですから、けれども、日本だって私は大きな減税ならともかくも、しかもるべき減税ということとは決して不可能ではない。

これは後ほどの租税特別措置にも関連しますので多くを申し上げるわけにいきませんけれども、たとえば昨年アメリカで現金で八十一億ドル還付している。方法は、直接小切手で勤労者の家へ送

りつけられる、こういうふうなシステムがとられております。また、別の方法としては、昨年払った税金に対して一〇％が還付される。最高の払い戻しは二百ドル、約六万円だそうでありますけれども、そういう程度の減税をやる。一方、大蔵大臣が先ほどおっしゃったように、やはり歳出の削減というのをやっております。だから、この点についてはわが国の場合はどうなのか。できないんだということで、したがって当然のこととして所得税減税などは無理なんだと、こういう論理に一方的に帰結させることは少し納得性がないんじゃないのかと、こういうふうに思うわけであります。あるいは西ドイツの場合におきましても、

現行の財形制度の改善充実というふうなものが行われております。それは住宅建設割増し金法の設置とか、あるいは貯蓄割増し金法の設置とか、第三次財形法の設置とかいうふうなことで、勤労国民の福祉の充実というか、社会資本の整備とい

うふうなことをにらみながらやっているように思  
うわけであります。そういう点でぜひわが国大蔵  
省、政府におかれましても、今年度はもうばつば  
つ六月を迎えよう、年央に差しかかるうとしてお  
りますけれども、今後のひとつ税制については、  
あるいはまた財政を伴う福祉的な政策については  
フレキシブルに、硬直した考え方によりとらわれ  
ないで、国民に対してのひとつの夢と希望を持たせ  
るような内容をひとつぜひ打ち出していただきた  
い。長い間不況の中で苦しんできた、それはま

国民全部がそうでございしますが、それだけに私は政府の財政金融政策、その上に成り立つところの福祉の政策というものは非常に国民に対して、国民にとって大きな意味合いを持つものになると思っていますので、大蔵大臣におかれてもぜひひとつ責に御高配をお願いしたいと存する次第であります。

○国務大臣(大平正芳君) アメリカの場合におきましては、この間本会議におきまして、福岡さくとの御質問に答えましたように、減税と同時に支出の削減をいたしたということでございしますが、わが国の場合は経済大国の歳出を一定水準に維持し

て、経済の回復の場合に、政府による財貨サービスの購入を維持してまいるという必要を感じたこととでございますので、そのあたりはわが国のとった政策自体につきましては、そういう必要があったというところについての御理解を得ておかなければならぬのじやないかと思ひます。しかし、あなたが申し上げるように、しかし政策はフレキシブルでなければならぬ、またあつていいのではないかとすることに對しまして、私は必ずしも反對するものではございません。増税もやれば減税もやる、必要に応じてそういうことが出来る財政体質、そういう環境であることは私は大変望ましい状況だと思つてございませうけれども、わが国の場合は必ずしも私はそういう風土ではないように思つております。減税は非常に歓迎されますけれども、増税の場合はなかなかコンセンサスが得られにくい状況にあることは福岡さんも御承知のとおりでございます。増税でなくとも、物価調整的な措置で、去年御心配いただきました酒、たばこの定価改定にいたしましたが、あれほどの抵抗を受けるわけでございませうから、これは容易ならぬことなんでございませう。ああいったことが何でもなくできるような環境でございませうならば、仰せのようなくとも私は不可能でないと思つてございませう。しかし、いずれにいたしましても、柔軟な対応力を環境に對して、それから必要に對して持たなければならぬということにおいては仰せのとおりでございます。そのように私も財政を仕むけるように努力しなさんやならぬことは仰せのとおりだと思ひます。

○福岡知事 時間がありませんので、——租税特別措置関係係れたいと思つたんですが、少し長くなりますので、簡単なものを一つ触れます。最近土地の買い上げ論が悪い意味で横行しておりますわけでございますが、当局はどのようにお考えですか。

○政府委員(大倉真隆君) 税制につきましては、午前中福岡委員のお尋ねにお答えいたしましたように、もしいまの税制が優良な宅地供給の阻害要因になつてゐる面がありとすれば、それは直さなくてはならないというふうに私は考へております。一般的な買い上げにつきましては、大臣が衆議院でもお答えになりましたように、国としてはいますぐに使う当てのない土地を買い上げるという余裕はとうていないというふうにお答えするのが適當であらうかと思ひます。

○福岡知事 わかりました。考え方として私それで結構かと思つてゐます。ちなみに、経団連で最近、住宅供給促進ならびに土地流動化問題に関する懇談会、こういうのができたようでありませう。銀行とか商社あるいは不動産、私鉄その他の主要な業界代表が参加してゐるようでございますが、そこでの趣旨は、やはり国あるいは自治体で企業が保有している土地を買い上げさせようと、こういう内容がうかがえるわけでありませう。またこれは、自民党の有志議員というところで、土地の買い上げ法案ですね、遊休土地の臨時措置法の制定などの動きがあるやに聞きますが、これは大蔵大臣に、私はそういうことがあつて地価の上がり方が非常に緩やかになつたということ、この際買い上げてもらつた方が得だといふうな動きが具体化したとするならば、大蔵当局としてはぜひひとつ藏しした対処をお願いしたいと思つてゐます。もともと国土の計画法とか利用計画法とかによつて土地の規制というものは一定のやはり成果を私は上げてきたと、こういうふうには思ひます。土地税制を必要範囲において改革するといふ今後の姿勢についてはわかりませうけれども、やはり国民共有の財産である土地を、あの石油ショック以来の非常に異常な暴騰、あるいは一部の大資本、大企業の占有、こういう状況から解放するためには、税制の面でも、あるいはまたいま申し上げたような、そういう反社会的な要求といふふうなものに對する厳しい姿勢といふふうなものをもぜひひとつ必要とするんじゃないかと、こういうふうには思ひます。今後、今後のひとつ善処を要望して私の質問を終わりたいと思ひます。

○寺田熊雄君 昭和五十年年度の税収についてお尋ねしたいんですが、ことしの税収は何か一千億程度の剰余金を計上できるというふうなことが報ぜられておりますね。しかも使用しない不用額が二千億に上つて、結局赤字国債の発行を二千二十億も取りやめたといふような報道がなされていまして、大体五十年年度の税収と当初の見込みとの乖離といひますか、隔たり、それから公債の発行額と、実際今年赤字公債の発行があるんですね、それと特例法による許容額との差、そういうようなものをちよつと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(大倉真隆君) 最初に税収を私からお答え申し上げます。三月までの税収が判明いたしておりますが、一般会計で十三兆三千五百億円でございませう。補正後予算は十三兆四千六百億でございませう。御承知の制度改正がございまして、四月分の税収がほとんど大部分が五十年年度税収としてなお入つてまいりますので、おっしゃいましたように、補正後予算に對しましては三千億強の増収という結果になるのではないかと、ただいまのところ考へております。増収の主因は申告所得税でございます。申告所得税以外の税収はそれぞれ出入りはございませうけれども、全体としましてはほぼ補正後予算と同じぐらゐの税収にならうと思ひます。申告所得税がふえました最大の原因は、本年の一月一日以後個人が持つております土地を譲渡いたしますと税が重くなりますので、昨年の年末にいわゆるかけ込み譲渡といふのが非常に多かつた。昨年九月に私も私どもが補正予算を組みますときには、土地の譲渡につきましてそういう制度改正はありますけれども、恐らく資金的にとつて買い手の方でそんな余裕はないんじゃないかという見方をいたしました。四十九年の実績とほとんど同ぐらゐだといふ前提で補正を組みましたのですが、ふたをあけてみたらかけ込みがものすごい勢いで出ておりまして、大体補正で見込みました、つまり四十九年実績に比べまして約八割方ふえたやうでございませう。それによりまして増収が約二千五百億ぐらゐ

ございまして、五十年度としましては申告所得税が主体になつて三千億強の対補正後増収という結果になるようにいまのところ考へております。剰余金その他につきましては、主計局からお答えいたします。

○政府委員(松川道哉君) 国債の発行額につきまして私から御説明させていただきます。五十年年度の国債は当初収入金ベースで二兆円を予定いたしておりました。それが補正予算で特例債を含めまして合計いたしまして同じく収入金ベースで五兆四千八百億といふものを予定いたしました次第でございませう。この特例法の御審議の際にも御説明いたしました。一方で赤字をカバーするための特例債を出しながら、他方で大きな剰余金が出ることであります。四月、五月に整理期間内発行とでも申しませうか、そういう制度を設けたいといふことで御説明申し上げて御了承を得て、この制度を活用すべく年度末近くなつたわけでございませう。そこで、年度内の最後の発行である三月分の国債を発行いたしますのは、二月の末にシンジケート固といふ協議をいたします。その段階ではただいま主税局長から御説明のございました個人の申告所得税における土地のかけ込み譲渡の関係、これが定かでないと思ひます。これほど大きい税収の増があるといふことは予定されなかつたのでございませう。そこで私も安全度をとりまして収入金ベースで千九百九十五億——約二千億円でございませうが、これに相当する国債の発行を調節用として残しまして、残余の金額をすべて発行いたしました。すなわち発行いたしました実績は、収入金予定の五兆四千八百億に對しまして五兆二千八百億の公債を発行した次第でございませう。その後三月も過ぎ、そして四月の公債を発行する相談をいたします三月末には、どうも少し様子が予定と違つたやうだといふことで四月の発行は見送りまして、さらに四月に入りましてから税の伸び、それからまた歳出面での不用額を

他の方より正確な見通しがだんだん立ってまいりましたので、そこで、この出納整理期間内に予定しておりました収入金ベースで千九百九十五億円の国債というの出さなくてもいいということとでこの発行を取りやめることといたしました。したがって、五十年度に発行いたしましたのは、予定よりも若干少なくて収入金で五兆二千八百五十億円、額面に直しますと五兆三千六百二十六億円というのが五十年度に発行いたしました公債の総額でございます。

○寺田熊雄君　これはどうなんでしょう。五十一年度の税収見込み、これは、私どもとしては、あなただ方はやはり四十九年並びに五十年の前半の苦い経験にかんがみて相当低目に見込んでおられるのじゃないだろうか、その点率直のところ聞かしてください。

○政府委員(大倉隆君) 寺田委員よく御承知のように、税収見込みは、税収を見込みます時点までで実績を踏まえながら、政府の経済見通しに乗つて組むということとで従来からいたしております。したがいまして、五十年年度の当初と補正との間で非常に税収の減が出ましたのは、やはりその根元での経済見通し自身が下方修正されたということとがあるわけでございます。五十一年度につきましては、先ほど申し上げましたように、実はこの五月に入りましてからやつと五十一年度税収というのが入り始める、いわば始まったばかりでございますまして、とてもいまの段階でどうなるかということとを申し上げられる時期ではないわけでございますが、いままでの経緯から見ますと、やはり経済見通しどおりに推移してくれば、それはやはり税収にそう大きな狂いはなく、済むのではないだらうか、そのぐらいしか申し上げられない。五十年年度が、先ほど申し上げました補正後に比べまして約三千億ふえるというのは、実は土地の関係でございまして、これはGNPとも関係ない、経済の土台の実力とも関係のない要因でございすから、いわば五十一年の土台になる五十年年度税収といふのは大体補正で見たぐらいだということとでござい

ざいまずので、それを合わせますと、やはりいまのところ特にこれを変えなくてはならぬという要因がない。しかし、非常にふえるという要素もないしというような、そういう時期でございます。

○寺田熊雄君 最近発表されました「昭和五十年代前期経済計画」、これの三十五ページを見ますと、「計画の实效性の確保」それから「機動的な政策運営」という表題で「租税政策の活用による景気調整等の新たな政策手段の導入についても早期に検討し、需要管理手段の多様化を図るとともに、政策発動の機動性を高める。」というような記載がありますね。これは具体的にはどういうことなんだろうか、租税政策の活用によって景気調整等の新たな政策手段を導入するというのはどういうことか、具体的に説明してもらいたい。

○政府委員(大倉眞隆君) この文章の背後にあり

ます考え方は、やはり好況時には負担の増加を求める、不況時には負担を減らすということで、全体としての景気調整策の一環としての税制を活用したかどうかという考え方があるのだと私は理解いたしております。ただ、具体的にその問題を考えます場合に、幾つかのむずかしい問題がございます。一つは、意識的に増税、減税という手段をとりませんでも、いわゆる自動調整機能とよく言われますビルトインされた機能によりまして、好況時には非常な自然増収が出てくる。不況時には減収が出てくるということが税制自身に組み込まれておる面がございます。私は、個人的には日本の税制というのは非常にそういう機能の強い税制であるというふうにも考えております。したがって、問題はむしろ、従来非常な自然増収がたたくさんあった時期に、それをうまくためておくというふうな活用ができなかった、言うべくして。もつと俗に申せば、入ってくるだけ使ってしまったというところに実は一番問題の根本があるんではないかと思ひますけれども、しかしその問題はさておきまして、やはりシステムとしてそういうことを考えたかどうかという考え方が背景にある。その場合にひとつ非常にむずかしいのは、増

税といひ減税といふことを法律的に発動しようとする場合には、もちろんいまの仕組みであれば国会に法案を出して御審議を経なければ動きません。それを、たとえば会期中でないときに政令で動かし得るか、ほかの国にはそういう制度はございます。そういうことは今後の研究課題である。しかし、租税法律主義の観点から言つて、非常にむずかしい一つの関門がそこにあるといふことは申せようかと思ひます。

もう一つの問題は、当面としてはやはり何としても五十五年度までに特例債依存から脱却するということを考えます以上、もし予想外の自然増収があれば、これは私だけで決められることではとうていございませぬけれども、やはり一つの考え方としては、それは特例債を出さずに済ませるとか、あるいは消却するとかということでは、やっつけていくんであって、税収なり税制を景気調整的に増減させるというのは、特例債脱却の後で考える仕組みにならざるを得ないんじゃないかという気はいたします。

○寺田熊雄君　経済企画庁の方もそれでよろしいのですか、いまの説明で。

○政府委員(佐々木孝男君)　ただいま大蔵省の方から御答弁ありましたように、今後の景気調整という、総需要の調整重要になってまいります。そのために、現在ある制度のほかにこれから十分検討してまいりたいということでございまして、具体的内容等につきましては今後関係方面と御相談申し上げながら検討してまいりたい、そう考えております。

○寺田熊雄君 これは後で聞きたいと思いますが、この計画というのは何か非常に抽象的なものと多くて、具体策はどうなんだというふうに疑問が次々と出てくるのです。そうすると、税制の問題、結局大蔵省に任せたいということではないわけですね、こういうことですか。

○政府委員(佐々木孝男君) 御承知のように、わが国の経済計画は自由経済、自由市場を中心としておりましたものを基礎にしておりますので、中央

集権的な経済形態とは非常に違っておるわけであります。したがって、政策の方向も、いわば基本的な方向を示すということにとどまっておるのが現状でございます。大蔵省に任せるといっても、企画庁も勉強いたしますし、また税につきましては税制調査会とも十分打ち合わせの上その税制の問題を検討するというのが現在のシステムになっておまして、そういうふうなところに諮ってまいりたいと考えております。

○寺田熊雄君 それから次は、最近発表せられた国税庁の説明によりますと、医師の脱税が非常に多いということです。いつも例年医師の脱税がトップに位している、こういうんですが、これはどうなんだろうか、社会的に尊敬を受けている階層が一番法を守らないという不思議な現象なんだけれども、これはどう理解したらいいんだろうか、これは一に医師のモラルが低いと、あるいは順法精神がないというのか、そういうふうには理解したらいいのか、何か制度的な欠陥によるのか、その辺をちよつと聞かしていただきたいと思っています。

○政府委員(中橋敬次郎君) 例年私どもは毎年の所得税の確定申告が出ますと、いろいろな資料でございいますとか、過去における経験から事後に調査をする対象を選びまして、相当の日にちをかけたやるものから、ある程度の日数で済ますものがあるわけでございます。その一年間の成果を大体いま御指摘のようにまとめて発表をいたしてみますと、確かにおっしゃいますように、一件当たりその脱漏所得の高いものから業種別に並べてみますと、ここ数年を見ましても病院形態でありますところのお医者さん、あるいは外科医でありますところの産婦人科医でありますとか、そういうものがかなり上位に位しておるわけでございます。それですら私どもはこの種のを発表いたしますときに御理解を賜りたいということで申し上げておりますことは、そういうふうな事後に調査をしますときにはかなり選別するわけでございますから、その結果をもって全体のその業種が納税的に協力度

合いが低いというふうに一概に考えていただくのもどうかと思うわけでございます。それからもう一つは、いろんなことから資料を総合いたしました調査対象を選定するわけでございまして、どうしても、どうしてもその件数というのがやはり限られてまいります。年間見ましても、大体所得税で申しますと約七万件から八万件ぐらいのものでございまして、そういう中で統計ということにならざるを得ないわけでございます。

それからもう一つは、先ほど申しましたように、一件当たりの脱漏所得金額の大きい順に並べてみますと、お医者さん関係というのが上位の方に来るわけでございまして、これは確かにお医者さんの所得というものは他の業種に比べればかなり高いわけでございまして、脱漏額とすれば非常にまず上位に来るわけでございまして、脱漏にまず上位に考えてみますと、それで並べてみますと、必ずしもその上位の方には参っていないというのが実情でございまして、しかし、やはり高額所得者といえども抜けておるものがあるということはやはり納税道義の上から言ひまして私どもとしても非常に芳しくないと思っております。

それからもう一つ、ここで問題になっておりますのは、大体自由診療の部分でございまして、このごろかなりのお医者さんの中にもそういうものについて青色申告を採用しようという方がふえてきております。大体まあいろんな担当の科目で違うんですけれども、七割とか八割とかいうものが青色申告をやっていたらお医者さんかなんかあるわけでございまして、私ももしはぜひそういうふうな自由診療の中でも青色申告を採用していただいて記帳をしっかりといただくということと納税のレベルも高めていただくということとを今後とも指針にいたしたいわけでございまして、したがって、結論的に申し上げますれば、確かに私もかねていって調査をいたしましたものの中では高額のものとして御指摘のような状態がございます。しかし、それをもって一律にお

医者さん全体の納税道義が低いということも当たらないではないか、かなりまじめにやろうとしてやっていたらいいとお医者さん多いというふうな判断をいたしておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 長官は医師并論だ。まあ何かしかし数年間ずっとトップにあるというんだから、やっぱり、単純に一年をとってみるとあれだけれども、あなたの御説明、数年間トップにあるというんだから、ちよっと弁護が過ぎるんじゃないでしょうか。

それは別として、厚生省の局長にお尋ねしたいんですが、「社会保険診療報酬税の特別措置について」という昭和五十一年の四月二日の閣議決定がありますね。これによりまして、社会保険診療報酬税の特例措置を改めるといふ点、一歩前進したような感じもいわけじゃないんですが、ただ大蔵省が決意すればできそうなのだけれども、それができないところがむずかしいところなんじゃないか、「医療問題全般とのかかわりの重要性、複雑性にかんがみ」という弁護がこうあるんですけれども、その次が「厚生大臣のもとで医療問題に関する専門的学識経験者の意見を体系的に聴取するための具体的措置をとり、その検討をも踏まえたうえ適切な措置を講ずるものとする」と、厚生大臣の方にけたを預けちゃったような感じがするんですね。だから厚生省としてはこれはやっぱりこの閣議決定で、あれでしょう、これから計画を実施していかなければいかぬのじゃないか。これはもう懇談会が何かつくっているというふうなうわさも聞くのだけれども、これはもう発足しておるわけですか。

○政府委員(八木哲夫君) 最初にお断り申し上げたいと思いますが、実はこの問題大臣官房所管でございまして、便宜私の方からお答え申し上げます。ただいま先生から御指摘ございました閣議決定の問題でございますけれども、御案内のように国民医療の問題というのは国民生活の基礎に触れます大きな問題であるわけですから、そういう意味から、国民医療の重要性という観点から今後の医療のあり方等を含めまして医療保障の未来図を決めまして、今後の医療保障のあり方でございますとか、あるいは医療の公共性でございますとか、あるいは財政を含みます医療経済の問題等々を含めまして、医療の問題につきましては全般的な立場で厚生省の方でも検討しなければいけないというふうなことから、厚生大臣が専門的学識経験者の御意見を伺いまして医療問題全般の問題につきましても体系的な御意見を伺いたいということとで、ただいま御指摘ございました課税の問題につきましては、これらの全体の中の一環としましてこういう問題も研究しなければいけないんじゃないかということでございます。

そこで、いまお話ございましたように、具体的に動き出しているかということでございますけれども、非常に重要な問題でございまして、現在、どういふような方法で御意見を伺うか、あるいはどういふようなメンバーの方から御意見を伺うかというふうなことに承知して現在慎重に検討中であるというふうな承知しておる次第でございます。

○寺田熊雄君 そうしますとまだあれですか、ここに言う「専門的学識経験者の意見を体系的に聴取する」という、具体的な措置はまだとてないということになりますね。それからメンバーも決まっていなくていいわけですか。

○政府委員(八木哲夫君) そのとおりでございます。現在、どういふようなテーマで、あるいはどういふような範囲の先生方、あるいはどういふような方法で御意見を伺うかということ現在検討しておるという段階というふうな承知しております。

で、どういふような方法で御意見を伺うかという問題も含めて現在鋭意検討しているというふうな承知しております。

○寺田熊雄君 これはもう四月二日の決定で、いまが十八日ですから一カ月半たつておるわけですからね。これいつも延び延びにされてしまうので、少しスピードアップしてくださるよう要望しておきますが、いかがでしょうか。

○政府委員(八木哲夫君) 御意見承りまして官房の方によくお伝えしておきます。

○寺田熊雄君 銀行局長がいらしてしゃべっていただくと伺いたんですが、最近、興人の例で、具体的には非常にあれですね、注目を集めたんですが、大体企業の昨今の不動産の取得のその資金の六割は銀行からの融資によつたという統計が出ているそうなんですが、その不動産が売れなくて企業が苦困しておる、その実態はあなたのほうはどうなっているのか。利子も払えなくなつたようなところがある、いま銀行を調査したら不良貸し付けの実態がどんどん出てくるはずだというふうな新聞記事が現実にありますね。銀行経営上支障もあるというふうな説もあるし、そういう点の実態を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(田辺博通君) これは四十七年から四十八年の春ごろまでの状況は、非常に土地関係融資という統計はございませぬけれども、不動産業向け融資で見ますと、各四半期ごとの増加率が一般の平均増加率の倍以上というふうなスピードでふえてきたわけでございまして、これは当時のいろんな住宅開発を初めとして国土の総合的な開発という一般的な空気が、それから地価は上がるんだと、こういう一種の神話といひますか、そういうものをみんなが信じていた時期でございまして、確かにそこに問題があつたわけでございまして、現在ではもうこの四十八年の四月以後の増加額を統計上見ますと、急減をしております。最近時点におきましてはほとんど不動産業向けの貸し出しの増加がないというふうな状態になっております。大体、御指摘のとおり、これは不動産業

向け貸し出しに限りませんで、一般製造業あるいは商社等も不動産の開発、取得のための資金を必要としましたし、その他不動産担保の貸し付けというものは国の銀行貸し出しの癖といいたしまして、担保貸し出しの中では不動産担保がかなりウエートを占めている、こういう状態でございす。これは一般の企業の状況が非常に芳しくないという状態になりますと、特に融資そのものにつきまして、一般論として申し上げますと、固定化してきている傾向があるわけでございす。中には御指摘のように、企業によりましては利払いもちょっとできない、こういう企業もあるようございす。また、元本の償還期限を延長せざるを得ない、こういう状態のものも間々散見されております。ただ、銀行経営全体の中に占めます、銀行経営全体の問題として考えますと、不動産向け、不動産担保貸し出しは全体の六割ぐらいでございまして、もちろん不動産向け貸し出しの全体が悪くなっているというわけではございせんから、銀行経営の問題としては特に問題を提起するといふ必要は現在のところない、こういう状態でございます。

○寺田熊雄君 もう一つだけ。

経済企画庁の青木局長、あなたにも来ていたんだだけども、きょう時間がなくなっちゃいましたんで、この次、財特の審査のときにお尋ねしますので、あしからずどうぞ……。

最後に一つ、ほかは時間が来ちゃったんで銀行局長にも一つお尋ねするんですが、私も、あなた方がいま調査していらっしゃる拘束預金ですね、これはもう調査ができた、できつつあるんでしようけれども、現実に商工中金の金融でも、五〇%預金されている例さもあるんですが、ああいう政府資金の場合でも、私、それ、局長にまた機会があれば話したいと思うんだけど、借りてある企業の社長自身が言うてくれるなところ言うわけです、いろいろの関係で。だから、そういう弱みがあるから言うこともできないでおるんだけれども、そういう実態ですね。それからいま、

返したくてもしょうがないのに、銀行が受け取らないという例もあるようですね、現実には。その反面、私どもは、中小企業が、たとえば非常にいま仕事がない中小企業が五千万も借りて、会社の全財産を担保にして金を借りていると、それで別な銀行に、その利子が昔の借金で高いもんだから、いまは大分利子が安くなっているから借りかえをするための資金の申し入れを——私もついでに行つて助言してやつただけけれども、そういう中小企業には現実には結局借りられなかったわけですね。だから、大企業が返すというのを受け取らぬほど資金がこう実際に遊んでいって、遊んでいて、その金が中小企業に回らないというふうな実態があるんです。もう少しその点を——あなたの方の拘束預金などの調査というのは、アンケート形式じゃだめなのね、あれ。やっぱり銀行に行つてアトラダムに、特定の企業に幾ら貸しているか、それで一体それに預金などのぐらいいあるのかというのを、やつぱりそういうところを調査してやらないと、アンケート形式だけでは拘束預金の実態は絶対にわからないと思ひますよ。そういう点、あなたのこれからの抱負を伺いたいです。

○政府委員(田辺博通君) 拘束預金の問題につきましては、いま御指摘の、銀行を検査いたしました、アトラダムに、これは悉皆調査はできまさんが、抜き取り調査をしまして、具体的に預金と貸し出しとを照らし合わせて、そうしてかねてから過当な歩積み両建て預金の自衛についての一定のルールがございす。即時両建てはいけなとか、過当な歩積み積み増しはよくないというルールがございすので、それに照らして詳細な調査をしまして、銀行に指摘をいたしました。そのいわれる過当な歩積み両建て預金の自衛の措置というものは、近年これは実際に検査をいたしましたも、それから年に二回ずつ銀行から報告を徴しておりますけれども、その数値は着実に下がってきているわけでございす。

そこで問題は、拘束されてない、つまり担保に取るとか、あるいはその手続を留保して、実際上法律的にはいつでも担保に取り得るような形になつていて、いわゆる拘束という段階になつていないもので、つまり銀行側から言いますと拘束していないと、だけれども企業側からは、よく、なかなか引き出せないのだと、こういうお話を聞くものでございすから、これはやはり一度企業の方にも、一体どういうぐあいに見ておられるかあるいはまた、実態的事例としてどういふ事例があつたかというふうなことを、アンケート形式で調査をいたそうと、こういうことにいたしましたわけでございす。ですから、これは両面からもちろん調査をいたさなければならぬんでございす。が、まあこれ非常にむずかしい問題でございまして、一般に企業がお金を借りますと、その金は——たんなる当初預金になつていて、そしてそれが必要に応じて引き出されていくということ、債務者預金というものはある程度相当に全金融機関を通じてあるわけでございすから、その債務者預金の中で必要なときに引き出せないのかというところが、それとどう見分けるかというふうなところが問題なわけでございまして、銀行自体には常に私も呼びかけをいたしまして、先般来店頭にもポスターを掲示するようにしまして、その拘束預金の問題について不満や御質問があるならば、ぜひ銀行協会なり、あるいは本店の苦情係、そういった担当のところに申し出てくれということ、店頭に掲示をする。銀行協会なんか大いにそれを広報宣伝をするという運動をいたしますか、体制をとつてきているわけでございす。この辺具體的にはどのような処置をするのが一番よろしいかということは頭の痛い問題でございすけれども、調査を重ねまして、また工夫をしましてまいりたいと思ひますが、いま逆におっしゃいました、借金があつてその金を返したいんだけど返さしてくれない。あるいは預金がかかり積んでこれるけれども、ふえてきたけれども、その預金をもつて借金を返す、つまり相殺をするというふうなことを債務者側からやれるような手続、これもひとつ考えてみたいと思つておるところでございす。

す。

○寺田熊雄君 終わります。

○矢追秀彦君 私は、本論に入ります前に大平大蔵大臣にけさの新聞論調等を中心に少し御質問したいと思ひます。

自民党内のことでありまして、あるいは内政干渉というふうなことで余りお答えをいたさないかも知れませんが、きょうの新聞の大きな見出しは「大平派も権名支持」あるいは「三木退陣」へ旗揚げとか、そういうことが出ております。私が特に問題にしたいのは、自民党内部がどうなるうと、これは自民党さんのことでございすから、私たちがとかく言うあれはございせんけれども、ロッキードの真相究明ということが一つの大きな論点になつていように見受けられるわけですね。新聞報道によりますと、自民党の大平派は十七日午後、政局運営を話し合う政務委員会を開いたと、その席で「ロッキード事件のうやむや解決をねらつたもの」と、こういうふうなことで、三木首相が権名副総裁らの三木退陣要求の動きを受けとめておると。これに対して非難が集中をして、総理こそがこの事件を政権の延命策に利用しておると、こういうふうなことで意見が一致したと、こういうふうな書いてございす。大平派の要するに領袖であります大蔵大臣はこういった動きについてどうお考えになつておられるのか。あるいはロッキード事件の究明ということ、これは現在の政治に課せられた、特に政府に課せられた使命だと思ひますが、国会の与党、野党を問わず国民の要求にはいまこたえていかなきゃならぬ大変な時期であります。それを何かロッキード事件の解明ということが、何か政治の力学によつて動かされておることが、国民の目から見ると非常に重要なことだと思ひますけれども、この点も含めまして大蔵大臣はどうお考えになつておるか、所信をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) ロッキード事件は真相が解明され、厳正な処理が行われなけりやならぬと存じております。そのことのために政府は最善



を尽くさなければならぬことは当然でござい  
ます。やるとかやらぬとかという選択の余地がある  
んでないんで、義務があるわけでございませう。私  
は論議の余地のない問題と考えております。

自民党内の問題につきましては、けさほかから  
お尋ねがございましたけれども、これは私まだそ  
ういう報告も承っておりませんし、またそういう  
ことについて自民党内のことを代表して国会でお  
答えるような立場にないわけなんです。御勘弁  
をいただきます。

○矢追秀彦君 いまロッキード究明については政  
府としては責務があると言われましたが、そうす  
ると大蔵大臣の管轄下におけるいわゆる大蔵省あ  
るいは国税庁の守備範囲というのがございま  
すね。その範囲内における今回のロッキード事件の  
究明に対しては精力的にやられておられるかどう  
か。現在司法当局にわたっておるから大蔵省とし  
ては任してあると、こういう態度なのか。あるいは  
は、ある程度捜査が進んできた段階で大蔵省とし  
て積極的な姿勢というのがとられるのかどうか  
と言いますのは、かつて問題になりました田中金  
脈についても、大蔵当局はやはり守秘義務とい  
うことを盾にとられまして、脱税問題については  
いにはつきりとしたものは最後まで出てこな  
ったわけですね。そういう経緯もございまして、  
今回はそれ以上の大きな問題でもありませんし、  
これだけ国会でも議論され、国民も非常に関心のあ  
る問題でございまして、少なくとも大平大蔵大臣  
がいわゆる監督指揮をされておられるところにつ  
いては徹底的な真相究明、そしてかりとめにも守  
秘義務等を盾にとつて資料の公開等を妨げない  
かどうかが、いままでいろいろございまして、私  
言いたいこともありますけれども、総論として初め  
にお伺いしておきたいと思ひます。いかがです  
か。○国務大臣(大平正芳君) 私の管轄のもとにござ  
います税務当局といいたしましても、その義務と  
いたしまして、真実を突きとめまして課税上遺漏  
なきようにやらにやらぬことは当然の義務でござ

います。この問題のあらわになりました以来、  
日夜そのことのために一生懸命に努力いたしてお  
るところでございませう。そのことと矢追さんが  
おっしゃる守秘義務とはこれは別な問題でございま  
して、守秘義務はそういうことを外に對して公  
示するかどうかということなんでございまして、私  
どもいまの法制のもとにおきまして、与えられた  
許された範囲内におきまして、国会その他の追及  
に對しまして最大限の御協力を申し上げるのは当  
然だと心得ておりますけれども、法律の枠を超え  
てもやりますかと言つてことは私にはできませ  
ん。

○矢追秀彦君 いま法律の枠と言われましたけれ  
ども、この間から私も予算委員会等でも国政調査  
権少し議論をいたしましたけれども、いま法律と  
いうことを大臣言われましたけれども、最終的には  
やはり大臣の政治判断でできるわけですね。たと  
えば、この間も衆議院の法務委員会でも法務大臣  
の答弁が出ておりますけれども、法務大臣の指揮  
権によつて理論的には灰色高官名の公表も可能で  
あると、こう言われておるわけですね。だからそ  
ういう法務大臣が指揮を出すと、出していい  
となればこれは出せるわけですね。それは最終的  
には大臣の政治判断になると思つておるわけ  
です。したがって、いま法律というのを盾にとつてその範  
圍内での協力をするといふのではなくて、やはり  
大蔵大臣の要するに権限といひますか、最終的に  
は大蔵大臣の、指揮権とはいひませんよ、これは  
檢察庁法と違ひますから。そういうものでやれる  
わけですね。したがって、何も税だけの問題ではな  
くて、いまいろいろ問題になっておるものは輸  
出入銀行の問題とか、あるいは外為法の違反の  
問題であるとか、その他PXL等の購入をめぐる  
いわゆる国産化の白紙還元、撤回の問題とかい  
ろいろあるわけですね。やはりそういう問題  
も、やはり大蔵大臣が、仮にはかの省でできなく  
ても、大蔵大臣が私は真実を国民の前に解明する  
ためにはやるんだと、こういう姿勢を示されたら  
幾らでもできるわけですね。そういう法律とい

のは、これ守秘義務ありますけれども、各省全部  
の。最後はやつぱり大臣の権限になるんじゃない  
でしょうか。大臣の政治判断ということになるん  
じゃないですか。その点いかがですか。

【委員長退席、理事戸塚進也君着席】

○国務大臣(大平正芳君) 私の理解しているところ  
では、税務当局がその職務上知り得た秘密を外  
に漏らしてはならないということによつて担保  
いたしております国益があると思つてございま  
す。しかし、私の判断でどこまでそのことを公開  
したらいいかという、あなたの言われる、申し上  
げることによつて得られる国益というふうなもの  
とケース・バイ・ケース判断いたしまして適正に  
事を処理してまいらなければならぬと思つたのであ  
りまして、税務当局は税務当局としてかたくなに  
やつておつてよろしいと、おれはもう大胆にそう  
いうこととかかわりなくやるんだというわけにい  
かぬと思つたのです。これはやはりそちらによつて  
保証を担保されておる国益と、こちらの国益とを  
比較考量いたしまして、そしてどうしてもこれは  
こういう範囲にとどめるべきであるといふこと、  
こゝまではよろしいと、踏み切るべきであるとい  
う判断、これはやはり私は全人格的にやつてまい  
るのが法の精神であらうと存じておるわけでござ  
いまして、そのことにつきまして政府全体として  
いろいろ検討もいたしました結果、最大限の御協  
力はしなければならぬまいといふことにつきまして  
は、たびたび国会で御答弁申し上げておるとおり  
でございまして、私もいろいろ考えますけれども、  
政府の統一見解といふものに従ひまして、この問  
題の処理に当たるのが適當であらうと私も考えて  
おります。

○矢追秀彦君 四十九年の十二月二十一日に統一  
見解が出されました。これはやはり大蔵委員会  
あるいは予算委員会等で問題になりました出てき  
たわけですね。それでいま大蔵大臣の言われ  
たようなことになるわけですね。結局は  
最終的には、さっきも申し上げたように、ここに  
もありますように、第二項にある「守秘義務によつ  
てまもられるべき公益と国政調査権の行使によつ  
て得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡  
量することにより決定される」と、こうなつて  
いるわけですね。「個々の事案」と、この前も大蔵  
大臣ここで田中金脈問題のときにケース・バイ・  
ケースと言われた。今度のケース、ロッキードと  
いうケースはやはりこの前の田中金脈よりもっと  
大變なケースとお考えになりますか。あれ以上や  
はり大規模な、大がかりな贈賄というもので、  
もちろん田中金脈も決まっていたといふものではあ  
りません。あの問題はいいとは思ひませんが、今  
回の事件というのはそれ以上に大きな問題であ  
る、こう思われるのかどうか。また過去の造船疑  
獄とか、あるいはいろいろな汚職事件等がございま  
したが、それ以上のものなのか、それに大体同じ  
ぐらいのものなのか。もちろん性格は違ひます、  
事件も違ひますけれども、国民が政治に對して抱  
いた不安、あるいはまたその金額、行われた規模、  
悪質さ、そういった上から言つてこのロッキード  
といふものは田中金脈と比べてどうお考えです  
か。また過去の戦後のいわゆる一連の汚職事件の  
中でこのロッキード事件はどの程度のもの、ケー  
ス・バイ・ケースといふことですから、ここにあ  
る「個々の事案」という立場から考えてこのロッ  
キードはどの程度の大變な問題とお考えになって  
おるのかどうか、その点いかがですか。

○国務大臣(大平正芳君) 矢追さんとそこが違  
うんです。私のケースといふのは、ちよつときの大  
蔵委員会の理事会におきまして、全日空の契約書  
をもろに持つてこいといふ御要求がございまし  
たね。それに対して、それは勘弁してくださいと、  
しかし秘密にしたいだいて必要な箇所につ  
きまして御要求に応じて口頭で答えすることはで  
きますといふのが限界じゃなからうかと、私が判  
断したんです。あれは、つまりロッキード事件と  
か、田中財産問題とかいうようなケースじゃない  
んです。そこで言うケースは、ロッキード問題と  
いうのはそういう国政調査権と行政権との問題で  
なくさんケースが出てくると思つてんです。一つの

ケースとしてロッキード問題はこういうケースかなんていう、そんなことはそこで言っていないんですよ。そこで言うケースは、そういうきりぎり、きりのうお話があったような問題について、これからまたたび出てくるであらう問題につきましまして、もう具体的に判断いたしまして、公益を判断いたしまして誠実にやっています。私から、しますと、こういうことでございます。それから、ロッキードであらうと、田中金脈問題でありましよう、造船疑獄事件でありましよう、何であらうと、どういふ事件でありましよう、政府はどの事件にも差別することなく最大限の緊張を持って、真剣さを持って当たるべきものであると思っております。

○矢追秀彦君　そうすると、いま言われたケース・バイ・ケースというのは、あくまでも個々の一つの具体的な問題に対する資料についてどうだと、こういうことですね、これは。

○国務大臣(大平正芳君)　そこに書いてあります、そういう意味だと私は解釈しています。

○矢追秀彦君　それもちよつと納得できませんけれども、たとえ仮に大蔵大臣の言われたケースというのが、たとえばこういう資料という資料と一々出てくるにせよ、やっぱりそういう資料が要求されたものと、あるいは造船疑獄、過去の議院証言法に基づいて資料要求されてくる場合、やっぱりくられてくるのはもとに何か具体的な事件、それに基づいての問題です。それはもちろん各委員会でごだんのいろいろな資料要求等がありまして、それに対する守秘義務の問題とこの国政調査権である、それは私は個々のケースでわかりますけれども、やっぱり今回のようなロッキードという大きい問題になれば、その中に流れる精神といひますか、その上に立つてこの資料はどうかと。仮に、私は、ロッキードとかでないものがあつて、そうしてたとえはきのうならきのう要求された、秘密会で出された資料というものです。

ね、口頭で出された資料というものが、もしロッキードでなかったらあるいは出されていたんじゃないでしょうか。それでも絶対出されないですか。その辺どうですか。要するに、私がAという資料をここで要求します、ロッキードと関係ない事件で、また同じものを今度はロッキードに要求したとします。その場合は、ロッキードに出さなくてもロッキードに私は出すべきだ、と、それだけ関心があるんですから。同じものであつても、それは出さなさいかぬと思つて、それと、そういうことになって全部秘密になつていく義務といふことになって全部秘密になつていくわけですよ。極端に言つたらこの国会だつて秘密なんですよ、これ、大臣御存じのようによ。これは公開じゃないんですよ。委員長に断つて記者の方もカメラマンの方も見えなくなつていくという形がとられていくわけですよ。元来これは公開じゃないですよ、そういう意味では、しかしやっぱり結果的には公開になつていくわけですよ。そういうのは個々のケースでやつていくわけでしょう。そういう意味で、やはり私はロッキードといふものがあつた上で、いま言つた資料要求といふのは一つ一つ出てくると、こう思ふんですけれども、それはいかですか。

○国務大臣(大平正芳君)　それは、あなたの言われる御質問の趣旨が私はちよつと理解いたしかねるところがあるのかもしれないが、具体的ないろいろなケースが出てくると、具体的なケースが出てきた場合に、具体的に判断していくということでございますので、ある仮定の問題についてどうだなどというのでは、ちよつと私答えようがございません。それからまたもう一つ私感しますことは、きのうのお話し合いにしても、それは申ししますものの、あの問題はきのうのケースだけで事柄が終つたかぬといふ性質を持っています。この間、どうせ皆さんのことですから、なかなか、あれを忘れてくれたらそれで、仮に私が出したとしましよるか。それでもう非常に健忘症で、記録にも何にも

ないといふ、もうみんな忘れてしまつたといふんならもういいんだけど、かつて昭和五十一年の何月何日にはこういうものをいまえら出したじやないかというの、今度そういうものがまた別なケースで出てきた場合に、これはなぜ出せないんだと、こう言つてきた場合に、それは、いやこれ出せないでございまして、そんな、むちゃなこと言つたらいかぬじやないかとまた怒られるに決まつています。だから、そうしますとやっぱりこれは、それには非常な、それで守られなければならぬ法益といふものを考えなければならぬ、どう考えたらいふのかといふて、おとといばくも宿題にすいぶん苦しんだわけですよ、あれ。それでぎりぎりあつたところ、後世のいろいろな指針を受けるかもしらぬ、批判を受けるかもしらぬと思つたけれども、ああいう判断をしたわけでございますけれども、要するに、そういうことがあつたといふと、国と行政の間に無限に連続していくんだらうと思ふんですよ、これ。それでお互いに主體的な真実性を持つてつき合つていって、その間に、まず何となく両方とも、余り、一〇〇%満足でないけれども、いふやうなことでずつといふくじやないでしょうか。両方とも、あなた、いふといふのはなかなか期しがたいのがこういうことと、処理の仕方じやないかといふやうな感じがいたします。精いっぱい政府もやりにやいかぬと、国会の方も精いっぱい御追及されにやいかぬといふお立場でございまして、そこいらあたりの緊張したところによつたりこれ国会運営の妙味といふものがあるんじゃないでしょうか。

○野々山一三君　関連してちよつと伺ふんですけれども、たとえば、手でたててみましよう。手と手、中指、薬指、小指といふふうになつて、これを矢追委員が言われるのは、手とは何だといふのがロッキード問題です。その中で親指とは何かといふことを聞いた。これだけで全体の手を判断することはできないといふことになるので、必然的にロッキード問題といふ言葉で総括されてい

るがごとく、また国会は特別委員会もロッキード問題に関する調査特別委員会といふ総括的な名前がそれが究明されているわけでございます。そのうちの一つがわかつたからといって全体がわかるものではない。これはおわかりでしょう。そこで、誠意を持って個々の一つ一つの具体的な、こう言われると、なかなか国政調査権の及ぶ分野といふものは、ある分野ではこの部分だけ、親指の部分だけを問題にするかもしれないが、全体をながめなければ、手とはならないわけなんです。そこであなたの言われるのは、行政府としては最大限協力いたします、ケース・バイ・ケースでございますと、こうおっしゃるが、このケースの中のケースについて、きのうも実は大塚委員が指摘をされ、大塚委員も同席していただいた秘密会でも、私ども理事会でもわからぬのでございまして、ここにもありますけれども、様式を持っていられしや。そして、中身は言ひませんけれども、中身を説明された。これだけでは膨大な金を、一億一千万ドルとかといふような膨大な金を、一銀行が融資するはずはないと、こういうことになるわけですよ。あなたがたとえ銀行の総裁やつていたつて、その足でないけれども、いふやうなことでずつといふくじやないでしょうか。両方とも、あなた、いふといふのはなかなか期しがたいのがこういうことと、処理の仕方じやないかといふやうな感じがいたします。精いっぱい政府もやりにやいかぬと、国会の方も精いっぱい御追及されにやいかぬといふお立場でございまして、そこいらあたりの緊張したところによつたりこれ国会運営の妙味といふものがあるんじゃないでしょうか。

伺いますけれども、各論は別といたしまして、決定権者であるあなたは、それでは秘密理事会に出席して誠意を持ってその内容を国政調査権の分野において明かしますと、こう矢追君の質問に答えられたんですから、出席して答えるお気持ちがございますか、秘密会。その点についてあなたの見解を承りたい。

○国務大臣(大平正芳君) 私の当然の責任でございまして、私が出席して説明するにやぶさかではございませんが、私にはたゞさんの補佐官がおりまして、きのうも私の意思をくんで専門的な補佐官にそれぞれの立場から御説明いたされたわけで、そのように御了解いただいておりますつもりでございまして。

○野々山一三君 じゃもう一問だけ。

○理事(戸塚進也君) 関連ですから簡潔にお願いします。

○野々山一三君 一言で申し上げますが、具体的な問題を詰めてまいりますと、秘密会で、いろいろ伺ってまいりますと、これは上司の承認がございませんで言えませんかというふうな、言葉は使われないで、そう受け取れる表現が数々出てくるわけで、それからもう一つ、融資を求めた全日空側が同意をしないから、これには商取引上の都合もこれあり言えませんが、こういう二つがございまして。これが言うならば壁になっていて、具体的な問題を問いたすこともできないし、明かされないわけなんです。それでそのことについてどうお考えになるかということだけ総論的に伺っておきます。

それからもう一つ、ロッキード問題の究明は最善を尽くしますと、こうおっしゃっていらっしゃいますが、いまもおそれは変わりはないでしょうね、というのを念のために承っておきます。変わりがなければ、さてどういうふうな具体的にそれに究明をしますというのを承えていただくと、ならば、ケース・バイ・ケースとあなたも答えられ、私もそこがぶつかっているわけですから、そのケース・バイ・ケースをどうして解明す

るかというところによって守秘義務と国政調査権の接点というものが出てくるではございませんかという前置きをつけて、いまの三点についてもう一遍。

○国務大臣(大平正芳君) どこまで政府の方で開示できますか、最終的な決定は大蔵省に関する限り私がいたします。私が出席しようといまいと、それは私がやることでございまして、その点については私が責任を持っています。

それから、ロッキード問題の真相究明、これはやるとかやらぬとかという事の理由が、余地があるわけではございませんで、義務なんです。ございまして、これはどこまでも政府の義務として厳正にやっております。まいらなさいかぬ厳肅な義務だと心得ておるわけでございます。

そこで、第三問は……。

○野々山一三君 全日空側の業者の同意を得なければ議会に対してもその資料を提供することができないという……。

○国務大臣(大平正芳君) そういう場合は間々あるかと思いますが、それは業者が、私企業の場合は私企業の了解を得なければならぬ場合があるかと思いますが、そういう場合は大蔵省からそういうものの了解が得られるか得られないか、それは手順として確かめましてお答えしなさいかなと思ひます。

○矢追秀彦君 まあ、もつこの問題はいろいろやらなきゃならぬのですが、時間も来ておりますので、また別の機会に譲りますが、いま大蔵大臣も言われたように、今度のロッキードについてやつぱり一番私たちが残念に思うことは、要するに守秘義務が盾にとられて結局国政調査権というものも十分發揮できていないんですよ、いま、残念ながら、これはもちろん捜査の妨害になるということもわかりました。だから、ある程度は捜査というものが終わりました段階にならないと言えない面もあるかと思ひますけれども、しかし、今日までロッキード事件が起こった二月四日以降、残念ながら政府は積極的に関のいろいろな資料の公開というも

のについてやられたことは、私はもうほとんど皆無と言つてもいいぐらいなされていなくと思つてます。きのうの資料だって一つの例として、それは言えるわけですね。あれぐらいだったら、これはもうすでに会計検査院の報告書に出ているんですよ。同じものというが、ほとんど変わつてない、公開された資料と全く一緒なんです。実は、まだそれよりも少ないぐらいですよ。それを守秘義務だ、えらい大事に隠されるわけですから、それはやっぱりこれは隠しているといふ言ひようがないんですよ。本日に全日空なら全日空に対して、これを公開した場合は大変な国家としてマイナスの利益が出てくると、こんなことで隠されているようなものじゃないですよ、きのう出されたものは、そうですよ。会計検査院の報告書を見てください。よくが要求して、出てきたやつと同じなんです。それから、後、全然変わつてないですよ。だから、それ以外の一番肝心なものについては出てこない。やつぱり残念ながら、国政調査権というものを尊重すると総理も言われましたし、大蔵大臣も再三言つておられるにもかかわらず、現実には遠いものになっておる。これは指摘せざるを得ないわけですね。これについてはまた議論が分れますからあんなやりやしませんけれども。

次に、ちよつと具体的にロッキードで二、三点だけ簡単に伺ひたいと思ひます。法務当局にわたると思ひます。また、国税庁関係も関係あると思ひますので伺ひたいと思ひますが、一つは、シグ片山氏がにせ領収書の手数料七万四千ドル、二千七百二十万円をロッキード社から受領した件につきまして、この手数料の受領されたのは、日本の国の中で行われた可能性が非常に強い、こうなっております。したがって、これは外為法二十七条違反ということになると思ひますが、この容疑についていままで調べられた点、発表できる範囲で結構ですからお示しをいただきたい。

○説明員(吉田淳一君) 一般に外為法違反の問題につきましては、児玉警士夫につきまして五月十日に外為法の違反の問題で起訴しておるわけでございますが、これは外為法の二十七条の一項の三号、非居住者のためにする居住者に対する支払いの受領というところで起訴しておるわけでございます。で、お尋ねの件がこの支払いの制限及び禁止の二十七条に触れるのかどうかという点でございまして、この点については詳細、具体的な捜査の結果の内容は私はまだ聞いておりません。したがって、この事実関係が、ここで二十七条で言うところの「この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いて」という、そういう法定の除外事由がない場合であるかどうか、こういう点については恐らく問題になると思ひますが、その詳しい事実関係は私は承知しておりません。

○矢追秀彦君 事実関係はいまわからなくもつたやつでございまして、やむを得ませんけれども、そういう方向で捜査は進められておるわけですか、焦点はそこにはばって、一つは。

○説明員(吉田淳一君) この事件について特定して申し上げるわけにはいきませんが、このロッキード関係の問題につきましては刑事事件の捜査の過程で犯罪の容疑ありと認められるものについては、厳正に処理をするという立場でやつております。

○矢追秀彦君 次に、このシグ片山氏は米国籍でありますけれども、日本でユナイテッドスチール社を営業しております。非居住者として税務署への申告が必要であります。それをやっていないと言われております。こういうことから、所得税法違反の容疑が考えられますけれども、その点についてはどうですか。国税庁の方はいかがでしょうか。

○政府委員(横井正美君) 非居住者ではないかと、こういう御質問でございまして、私どもはシグ片山氏の居住の状況等から見まして所得税法第二十一条第三号の「居住者」というふうな考えをしております。したがって、御承知のように、居住者の場合におきましては、日本国内の源泉所得のみならず外国で生じた所得についても申告

の必要があるというふうな考えるものでござい  
ます。具体的に申しますと、シグ片山氏は居住者  
としてたまたま香港とかアメリカとかで生じた  
所得がございまして申告の必要があるかどうか  
と考へております。これらの点につきまして  
申告が出てくるかどうかというふうなことを含め  
まして検討をいたしておるという状況でござい  
ます。

○矢追秀彦君 まあ検討と言われましたが、もう  
かなり実際はもう進んで、いろんなことがわかっ  
てきているんじゃないやありませんか。その点はいかが  
ですか。

○政府委員(横井正美君) シグ片山氏につきま  
しては、二月四日、六日のアメリカ上院の多国籍  
企業小委員会のロッキード問題に関する公聴会  
の報道がなされてから、できるだけ早い機会に  
いたしますが、早速調査すべきであつたんであり  
ますが、しばらくの間ロッキード社の存在が不明であつた  
といふふうなこともございまして、現実には調査  
にかつたのが遅いわけにございまして、その後  
に、警視庁の方でもお取り上げになつて、  
この面でもございまして、関係当局共同して  
調査を進めておるという段階で、まだ結論を得る  
には至つておらない状況でございまして、  
○矢追秀彦君 檢察当局の方はいかがですか、こ  
の件について。

○説明員(吉田淳一君) その点については、ま  
ことに申しわけありませんが、詳しいことは聞いて  
おりません。檢察当局は兎玉警士夫についての四  
十八年分、四十九年分についてさらに捜査を続行  
しております。これは東京国税局と合同してや  
つておると聞いております。

○矢追秀彦君 聞いておられないということ  
から、しょうがないですけれども、もちろんいま  
国税当局から言われたように、シグ・片山氏につ  
いてもこういうことを目的にして捜査は現在進め  
られておるわけですか。その点はいかがですか。  
○説明員(吉田淳一君) このロッキード社からの  
入金関係を証するに必要な関係人につきましては

檢察当局としてもその取り調べを実現し、さらに  
それらのものについても責任の所在が判明すれ  
ば、先ほど申しましたように、適切な処置をとる  
といふふうに、それは私が考へているだけじゃな  
くて、檢察当局はその姿勢でこの事件に臨んでお  
ります。

○矢追秀彦君 ロッキード社のエリオット、ク  
ラッター両氏につきまして、日本滞在中に行つた  
行為自身が外為法違反の疑いが非常に強いと考え  
られますけれども、もし仮にこの両氏の違法行為  
が明確になつた場合、わが国の法律による処罰と  
いうのは可能なかどうか。また日米間の犯人引  
き渡し協定の上から見てどうなるのか。その点  
はいかがですか。

○説明員(吉田淳一君) エリオット、クラッター  
らの関係人が外為法違反を国内で犯しているかど  
うかという点でございまして、それらの事実は本  
件の事実としてきつめて重要な事実に関連する事  
柄だと思ひます。檢察当局はもちろん、その点の  
明確化をも考へて努めておると思ひますが、その  
責任の所在はともかくといたしまして、仮に刑事  
責任があるという場合にどうかという仮定の問題  
としてお答えいたしますと、外為法違反につきま  
しては遺憾ながら現在の日米両国の間で明治時代  
に取り交わされた犯罪人引き渡し条約というの  
がございまして、この引き渡し条約は追加条約とし  
てその後にも一度追加条約が締結されておるま  
すが、その引き渡し条約に引き渡すことができる  
犯罪を限定列挙しております。これは相当数の犯  
罪に上るのでございまして、外為法違反はこの当  
時は載つておりません。したがって、日米両  
国間の条約との関係で言へば、これ仮に外為法違  
反が適用できましても、米國に對してこれに基づ  
いて引き渡しを請求するといふことは法律上でき  
ません。米國側においてはこの条約にない犯罪に  
ついてはその引き渡しをしないといふ法制になつ  
ておりますので、この現行日米犯罪人引き渡し条  
約では不可能でございまして、

○矢追秀彦君 外為法違反ではないと言われたよう  
にだめだと、こういうことになりますと、これは  
そういうねらいをつけてやるといふのもあれかも  
かりませんけれども、現実にはこの二人といふの  
はかなり大きな役割りを果たしたことはもう事実  
になつておりますので、仮に、これは仮定です、  
まだわかりませんが、どういふふうな、今回捜査  
当局がいろいろやられておる目標とされて捜査を  
されておりますね、外為法違反であるとか、ある  
いは贈賄であるとか、そういう関係、あるいは  
賄賂の問題、そういうふうなことでどういふ罪  
に對してもし仮に証拠がはつきりした場合はきち  
んとこの協定に基づいて処罰することができると  
かどうか。その点はいかがですか。仮定の問題で  
答えられませんか。

○説明員(吉田淳一君) これは非常にお答えしに  
くい事柄でございまして、先ほど申しましたよう  
に、この日米の現在行の条約によりますと、殺  
人とかその他通貨の変造とか偽造とか、いろん  
な幾つかが列挙されておりますが、これについては  
外為法に掲げられておりませんが、また税法違反の  
ようなものも掲げられておりません。それから  
刑法もすべて掲げられておるわけではございま  
せん。そこで、いづれにいたしまして、檢察当局  
としては米國に在在する重要関係人については本  
件の真相の解明を図るという立場から、その証言  
なり供述を得るべくいろいろ努力をしておるこ  
ろでございまして、目下そのために東京地検とし  
ては検事を外國に出張させたり米國へ出張させ  
たりしていろいろ努力をしておることは御承知のと  
おりでございまして、

○矢追秀彦君 大蔵大臣、あなたの関係するその  
省の法律ですね、外為法はそれが違反になつたと  
してもいまいまの御答弁で、これは罪に、まあ  
罪といひますか、犯人の引き渡しできないわけ  
ですね。仮にそうなつた場合、今度日米間ではい  
ろんな取り決めもありましたし、また特使も行か  
れたわけですね。超党派の議員団も行くわけですか  
やはりこれでもし仮にそれだけで終わつてしまつ

てどうしようもないとなつた場合は、相当国民と  
しては疑問と不満が残ると思つてゐます。やはりた  
とえ現在協定にはなくても、何らかの形でやれる  
ようなアクションをやはり米政府にも、まあもち  
ろまずと先のことになつて仮定の議論になるかも  
わかりませんが、起こさなきゃならぬと思ひます  
けれども、その点について、大蔵大臣、担当の省  
の大臣としてどう思ひますか。おたくの省の外  
為法違反で仮に問題になつてもどうしようもない  
といふやつですね、この二人については。いかが  
ですか。

○國務大臣(大平正芳君) 外為法の関係におき  
ましては私どもに捜査権はないわけにございして、  
これは警察の方にございまして、警察の方で法規に照  
らしていま事態を究明されて厳正な処置がされる  
ことを私は期待いたしておりますが、それでもな  
お実効が上らないといふ事態はどうするかとい  
うお尋ねでございまして、アメリカの場合に同じよ  
うな法律がありまして日米間に条約または取り決  
めといふようなものがございまして、場合にはよろ  
しいわけにございまして、とつきにいまどうしたい  
かといふことについて、妙案はないわけにございま  
すが、当面警察庁を中心にしていたしまして懸命に事  
態の究明に当たつておられるわけにございまして、  
で、善後措置につきましては、御指摘の点につ  
きまして、なお私どもの方でも引き続き検討は  
いたしております。

○矢追秀彦君 ひとつ御研究いただきたいと思  
ひます。  
次は、檢察当局にお伺ひしたいんですが、証拠  
品の中に、東京スポーツ取締役南善一氏の、兎玉  
裏資金工作を刻明にメモした南ノートといふのが  
あると伺つておりますけれども、そういうものが  
存在するかどうか。またその内容について説明  
ができるかどうか。この点お伺ひしたい。

○説明員(吉田淳一君) まことに申しわけないこ  
とです。

となんでありますが、現在捜査中の捜査差し押さえをした証拠品の内容について申し上げることは、御勘弁願いたいと思つてございます。それに基づきましていろいろ捜査が行われておるわけにございます。押収されたものに基づきまして、刻明に分析をして必要な捜査を続行してゐるわけにございます。新聞紙上、御指摘の南ノートと称するものが東京地検で押収されておるといふ趣旨の報道は私も承知しておりますけれども、そういうのが事実あるのかどうか、ましてその内容について御説明申し上げることはいろいろ現在捜査を続行しておる過程で申し上げにくいのでございまして、いずれにいたしましても検察庁といたしましては、押収した証拠品について十分検討を加へまして、それを本件の真相の解明に役立たせているということだけは約束できます。

○矢追秀彦君 それでは次に、財政問題に少し最後五分間ぐらい触れて終わりますが、大蔵大臣にお伺いをいたしますが、私、本会議でも代表質問でやりましたけれども、残念ながら明確な答弁が出てきておらないのですが、現在今年度予算に盛り込まれたいわゆる三〇%近い依存率を持つ国債、要するに借金財政に完全に転落したわけでありまして、長期財政展望の中でも五十五年まで特例国債を発行せざるを得ないと、こうなっておりますけれども、要するに国債と手が切れるのは、公債政策と手が切れるのはどのような見通しなのか。五十二年、五十三年、かなり税収の伸びがあるいは税収を期待されておると思つたけれども、実際問題として本当に見通しがどうなつておるのか、なかなかはっきりしたお答えいまだでいただいていないのですけれども、この点いかがですか。

○国務大臣(大平正芳君) 明年五十二年から特例債の発行額は減らしてまいりまして、五十年代前半にはこれから脱却したいといふ、そういうことを財政運営の目標といたしまして私どもとしては最善を尽くしたいといふ考えでございます。

○矢追秀彦君 大蔵大臣は、健全財政といふものはどういふ姿とお考えになっておりますか。いままではそういう赤字の出ないものがそう考えられましたが、こういう建設国債もずっと出てきておる状況ですね。で、また今年度からこういう赤字国債も年度当初から入つてくると、こういうふうなことになる場合、いわゆる健全均衡財政といふものはどういふ姿なのか。その中に占める国債はどれぐらいの範囲ならばいいのか。赤字はなくて建設だけならいいというのか、あるいは完全なそういう公債といふものがない財政が健全財政なのか。過去の議論は別として、今後の問題として健全均衡財政といふものの姿をどうお考えになっておりますか。その点お伺いしたいと思つております。

○国務大臣(大平正芳君) 財政だけのことから申しますと、均衡がとれた財政で、公債を出すにいたしましても建設公債に限つて、それが五%内外というふうな程度の依存率である状態がまずまず健全でありはしないかと、そういう感じを持っております。

第二に、しかし、よし中央の財政がそうでございまして、地方財政はそうでないといふことでは、ひとり中央だけがぬくぬくとしておるといふようなことでは困るわけにございまして、地方もまたバランスのとれた状態でありたいと思つて、さらにそういう場合の国民の経済の状況、企業の状況あるいは家計の状況といふものが非常に疲弊した状態とか、ちやうど現在見られる企業の財政的な状態とか、こういう状態であつては困るわけにございまして、家計も企業も地方財政もやっぱ健全であるといふような状態が同時に保障されなければ健全とは言えないのじやないかと、そう思ひます。

○矢追秀彦君 長期経済計画でも公債政策の活用にあつたのは建設公債原則を基本とする、こういうふうなことを言われております。いま大蔵大臣は五十年代前半には何とか脱却したいといふこととありますけれども、果たしてこのようないふことが可能なかどうか、私は非常に疑問を持つわけ

です。

まずその前に、今度出されました五十年代前期のいわゆる経済計画なるものは、大蔵大臣は全面的賛成ですか。大蔵大臣の立場としてどうですか。

○国務大臣(大平正芳君) それは現在の政府が知謀を以て各方面の御意向をくみ上げてつくり上げた計画でございまして、財政当局といたしまして何とかこれを財政的に支えて実効あらしめるべきでないかと、そう考えておるわけにございまして、これを実効あらしめるためには相当の財源の用意が要るわけにございまして、財政収支の試算にも見られるような状態を想定いたしました財政運営上いろいろな工夫をこれからやつていかなければならないのではないかと考えております。

○矢追秀彦君 全面賛成かどうか。いまの大臣のあれだと、この計画が決められたと、それに対応して大蔵省としてはそれに耐え得る財政をやつていきますというお話でしょう。そうじやなくて、大蔵大臣はこの計画でいいんですかということですよ。

○国務大臣(大平正芳君) 先般閣議で決まりましたが、私も閣僚の一員としてサインをいたしました。

○矢追秀彦君 その中で具体的に伺ひまして、それでもこれに賛成されたのかどうかということをお伺ひしたいのですが、一つは、いま申し上げたいいわゆる赤字国債から脱却すると、五十年代の前半に、ところが、成長率は六%ですね。で、税及び税外負担比率が三%上がると、これである程度は増収できると思ひます。それから増税が考えられていますが、この間の答弁でも付加価値税の導入は考えていないと言われておるし、これは大蔵大臣も大体そう考へると思ひます。また福田経企庁長官自身も付加価値税は考へていないといふつきり答弁されております。それから景気の上昇、それから税の収入、また極端な負担といふのはこれまた問題になってきますからね。そういうことから考へて、果たしていわゆる赤字借金財政からの脱却ができる、要するに健全財政へ復帰できる

という立場から見ると、いわゆるこの経済計画といふのはなかなか大蔵大臣としては厳しいものじやないかと思ふんですけれども、そういう意味でいま全面的に賛成されたんですかと伺ひしておるんですけれども、その点重ねてお伺ひして私の質問は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 厳しいものでございまして、財政的にも大変厳しい負担を伴うものでございまして、何とかこれを實現する方向で努力しなけりやならないものと考えております。

○委員長(岩動道行君) 午後四時二十分まで休憩いたします。

午後四時十一分休憩

午後四時二十九分開会

○委員長(岩動道行君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○渡辺武君 いまロッキード問題の追及が、主としてトライスターの全日空への売り込み、あるいはP3Cの売り込み、こういうようなところを大體焦点にして審議が進められておると思ひますけれども、私は、次期民間輸送機、つまりYXの開発に絡んでもロッキード社の賄賂がらみのいろいろな工作があつたんじゃないかという点についてお伺ひしたいと思つております。

まず、最初に伺ひたいのは、大蔵省は特にこのYX開発のための予算として民間輸送機振興開発費といふのを昭和四十二年ごろからずっと組んでおると思ひますが、毎年度のこの費用の額とその執行状況ですね、これをおしやつていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 民間輸送機開発費補助金でございまして、昭和四十二年度から計上されておりました、昭和四十二年に二千万円、四十三年

度一億円、四十四年度一億五千万円、四十五年度五億円、四十六年度はなしでございまして、ゼロ。四十七年度が二億円、四十八年度六億七千万円、四十九年度二億一千万円、五十年一億二千万円、五十一年度一億六千万円、こういう推移でございまして。

○渡辺武君 執行状況はどうですか。

○政府委員(高橋元君) ちよつと古い段階のものが手元にございませんで、四十七年以降を申し上げますと、四十七年度は先ほど申し上げましたように、補助金の予算現額が約一億円でございしますが、その中で支出済みとなつておりますのが一億六千万円。四十八年度は、申し上げました補助金ベースで六億五千万円、これは若干節約等がありますので減りますが、その金額に対して支出済み額が四億一千二百万円。四十九年度は、前年度からの繰り越しを合わせまして予算現額が二十億八千二百万円になつておりますが、これに対して支出済みが三億三千百万円。五十年度は十九億七千万円の予算現額に對し、五十年度は支出済みゼロ、金額繰り越しでございまして。

○渡辺武君 この四十六年度を、先ほど予算額ゼロと言われましたけれども、実際執行したのは四億三千万円執行していることになつてゐるんじゃないですか。

○政府委員(高橋元君) 正確ではございませんで、四十五年度に五億円計上いたしました補助金の前年度からの繰り越しがございまして、それが約四億三千万円というふうに承知しております。

○渡辺武君 昭和四十二年から予算を組んで、それで五十一年度が一億六千万円の予算を組んでゐる。なおこのYXは実際製作にかかるといふような段階ではないだろうと、後からまた通産省から伺いますけれども、まことにこれは遅々とした動きだと思ふんですね。しかもせっかく予算を組みながら、いま御報告になつたように、ずいぶん使い残しが出てゐるという状況だと思ふんです。私、この内容についていろいろ詳しく立ち入る暇がありませんけれども、こういう予算執行の状況

というのは、国民の目から見ると、これはずいぶんおかしい話だという感じが非常に強いんじゃないかと思ふんですね。いろいろ、社会保障費にしましても、その他の費用にしましても、国民の側からすれば、これはもう予算をうんと組んでもらつて、うんと急いで使つてもらいたいというのが実情だと思ふんですね。この費用については、いま言ったように、毎年莫大な使い残しまで出ておる、こういう状況なんです。私は、この背後にあるものは、これはこのYX計画そのものがまことに遅々として進まない。一言で言えば、変更になり変更を重ねてきたというふうな事情もあるんじゃないだろうかというふうな感じがするけれども、このYX計画の経過ですね、どうなつてゐるのか、これをおしやつていただきたいと思います。

○政府委員(高橋元君) YS11というものを国産でやりまして、そのプロジェクトが終つて、実用機の製作に移つて、その後二機の民間輸送機をどうするか、民間輸送機と申しますのは、ここで私どもが承知しております限りでは工業技術の開発の先端をいくものである。しかも、そのでき上がった航空機というものの販路、それから社会的な需要の変化と申しますか、低公害であること、低騒音であること、また滑走距離が短いこと、それから機体工業ないしエンジンの日々の進歩というふうなことがありますので、したがいましてYXという形で、四十二年から、当時は、日本航空機製造株式会社だと思ひますが、いろいろな構想が検討されてまいりました。その後、四十七、八年ごろまで、大体、だんだん、だんだん大きな機種というものが航空機業界の需要にかなうものだと、しかもその開発のやり方も、国際共同開発という形でなければ、販路の確保、技術の進歩に追いついていけないんじゃないかというふうな反省がたびたび航空機工業審議会、これは通産大臣の諮問機関でございしますが、そこで検討をなされまして、それに従ひまして予算要求があり、あるいは調査費、あるいはその事業費の補助

を行つたわけでございます。四十八、九年度に、石油危機以後、世界の航空機工業の需要というものが著しく減退をいたしましたので、そこで航空機の乗客が減つてまいりますと、新しい機種を導入していくということについて、それだけの、いま渡辺委員の御指摘のように、おくれが起るわけでありまして。その中で技術としては、やはり日本の航空機工業界、あるいは航空機産業関係の労働組合、そういったところに技術の水準をみかき、かつ雇用を維持していくというために、これはゆるがせにできない仕事ではないかと。しかしながら、おしやいますように、世界をまたにかけて飛ぶ飛行機でございまして、世界の航空機の需要の移りかわりに応じて逐次プロジェクトの重点の置き方が変わつてまいつたということ、ただいまは御承知のように四十九年以來、日本とアメリカとイタリアと三國で、かなり大きな飛行機、短滑走距離ではありましても、かなり大きな飛行機というものを開発をしていきたい、そのために日米、これボーイングになります、ボーイングと、アリタリアというイタリアの会社と、日本の民間輸送機開発協会、そこが共同に研究を進めるといふ取り決めに進めておる段階でございまして。

なお、詳細は通産省が参つておりますので、通産省からお答えを……。

○渡辺武君 通産省の方からお聞かせを願ひます。

○説明員(堀司君) 大蔵省の方から御説明がございましたとおり、YXの研究、開発に着手いたしましたのは昭和四十二年からでございますが、実はYS11というターボプロップの国産で初めての民間旅客機に着手いたしましたのは、三十一年から始まつておりました、試作機ができましたのは三十七年だったと記憶しております。それをつくりました当時、世界の大勢として、日本の航空機産業の方向といたしまして、プロペラ機からジェット化を推進しなければいかぬということ

あり、かつ、それが飛行機産業の波及効果、技術波及効果ばかりじゃなくて、経済的な波及効果、最近で言つております知識集約産業としての重要性もございまして、通産省としては四十二年からジェット機の開発に取り組み始めたわけでございます。

御承知のように、民間航空機といふものは、軍用機と違ひまして、予算がつきましてその年度にすぐに飛行機をつくるということになりますと、実はこれは大失敗をする事になりまして、どちらかと言へば、ユーザーたるエアラインの要求、それからその取支状況を十分判断いたしました、将来ユーザーに確実に買つてもらえないという判断をいたしました、かつ、そのユーザーが一番希望する飛行機を製造しなければならぬということでございます。したがつて、特にORと称しておりますが、オペレーションズリサーチ、これが非常に重要でございまして、四十二年からこのOR調査を開始したというのが実態でございまして、四十二年、四十三年、OR調査をいたしました、各種の機体を一応検討いたしました。四十四年に至りまして、俗にYS33と称しておりますけれども、大体百人をちょっと超える、百三十人前後の飛行機で、私どもとしてはYS11の後継機になり得るというものを一応前提にいたしました、さらに基礎的な設計、風洞試験等を開始したわけでございます。実はエンジンにつきましても諸外国のエンジンどんなものがあるかということも調査をいたしましたところ、四十五年に至りましてYS33に乗つて前提でございましたRB210というロールスロイスのエンジン、これがロールスロイスの社内の都合でつくれなくなつたという話がございますので、YS33の構想は再度再検討する必要があるということになりました。そこでYXの新しい検討案といたしまして百五十人から百八十人ぐらいの少し大型のものと、二百人、二百五十人ぐらいの飛行機、この二つの飛行機の検討を始めたわけでございます。その結果、ちよつと五万ポンドのエンジンが使用可能であるというふう

を、おしやいますように、世界をまたにかけて飛ぶ飛行機でございまして、世界の航空機の需要の移りかわりに応じて逐次プロジェクトの重点の置き方が変わつてまいつたということ、ただいまは御承知のように四十九年以來、日本とアメリカとイタリアと三國で、かなり大きな飛行機、短滑走距離ではありましても、かなり大きな飛行機というものを開発をしていきたい、そのために日米、これボーイングになります、ボーイングと、アリタリアというイタリアの会社と、日本の民間輸送機開発協会、そこが共同に研究を進めるといふ取り決めに進めておる段階でございまして。

なお、詳細は通産省が参つておりますので、通産省からお答えを……。

○渡辺武君 通産省の方からお聞かせを願ひます。

○説明員(堀司君) 大蔵省の方から御説明がございましたとおり、YXの研究、開発に着手いたしましたのは昭和四十二年からでございますが、実はYS11というターボプロップの国産で初めての民間旅客機に着手いたしましたのは、三十一年から始まつておりました、試作機ができましたのは三十七年だったと記憶しております。それをつくりました当時、世界の大勢として、日本の航空機産業の方向といたしまして、プロペラ機からジェット化を推進しなければいかぬということ



なことがわかりましたものですから、百五十人、百八十人の飛行機で一応開発しようということにいたしました。審議会の方ともお諮りをし、飛行機が相当大型化するので国際共同開発ということを考えてみてはどうかというようなお話もちろほらございまして、正式には四十六年の十月の答申で国際共同開発の御提案をいたしておりましたが、それに先立ちまして世界各国に調査団を派遣いたしました。実は世界各国から共同開発でやろうじやないかという話ございましてその調査に参りました。その結果といたしましてボーイング社の提案が審議会で考えておられる日本の国産機の共同開発に一番適しているのではないかと判断をいたしました。ボーイング社を選定いたしましたわけでございまして、その後四十六年の予算折衝で、実は私もどうして外国の例にならない、特にコンコルド等は一〇〇%が援助しているの、何とか一〇〇%の御援助を願えないかというようなお話もいたしました。結果といたしましては一〇〇%の要求に必ずしも合致するようなお話し合いが大蔵省とできなかったということもございまして、もう一度YXの開発について少し詰めてみようということと四十七年は進んでございまして。その結果やはりボーイングとやる方がいいのではないかと、もう少し民間の方も分担しようという話になりました。四十八年から財団法人の民間輸送機開発協会というものをつくり、ボーイング社と正式に交渉を始めて現在に至っているというところでございまして。

高橋次長からもお話ございましたように、四十九年に至りまして石油危機がございまして、当初ですと四十九年の秋ごろには俗にゴアヘッドといひまして、試作機の製造もできるといふふうに予測されておりました。かつアメリカの主要なエアラインであるユナイテッドエアラインとかアメリカンエアラインの方から注文もあるんじゃないかというのを考えてみましたが、石油危機でその辺の見通しが大幅にすれ込んできたということで現在に至っております。

○渡辺武君 この通産省からいたしております。これは表題は「民間輸送機YXの開発」という表題になっております。そのしるまいの方にYX計画の経過というのがありますが、そこに昭和四十五年の欄に「外国数社から共同開発の申入れ」ということが書いてあります。先ほどおっしゃった共同開発という答申が出てからどううと思ひますけれども、そういう申し入れがあったことが書かれておりますが、これ「外国数社」といふふうには書かれておりますが、アメリカの会社は、どれだけの会社からの申し入れがあったか。

それから、特にさっきおっしゃいました航空機工業調査団が訪米したと、これは四十六年の六月というふうには書かれておりますが、このときにアメリカの航空会社からどういふ条件の申し入れがあったかですね、この点をおしやつてくれませんか。

○説明員(堀司君) アメリカからの申し入れは、全民間機をつくらせている航空機会社、すなわちボーイング、ダグラス、ロッキード三社から申し入れ——申し入れといひますか、共同開発をしようという提案があったようでございます。調査団が六年に参りまして、そのときの調査結果でございまして、実はアメリカ以外にイギリスのBACというブリティッシュ・エアクラフト・コーポレーションと、それからフォッカーというオランダの古い民間機会社から提案がございまして、アメリカに限って申し上げると、提案の内案は、ボーイングにつきましては新たに二百席クラスの機体を共同開発しようということとございまして。ダグラスにつきましては、当時DC10——現在でもございましてDC10という三百席クラスの飛行機がございまして、これを双発機に改造いたし、二百五十席クラスにしようということとございまして。それからロッキードはL-101一、三百席クラスを、これも双発機に改造いたしまして、二百席クラスにしようということとございまして。

○渡辺武君 そのようにアメリカの主要な航空各社から申し入れがあった。それが先ほどのお話ですと、ボーイングに落ちついたというわけですね。ボーイングに落ちついた時期はいつかということ、そしてそのボーイングに落ちついた理由で、これはどういふ理由なのか。これをちよつと……

○説明員(堀司君) 調査団を派遣いたしました。種々検討いたしました結果、ボーイングの提案が、実は審議会で御提案になつていられる日本の自主性を維持していくという意味で一番好ましいと。すなわち新たに飛行機をイロハのイの字から開発しようというところでございまして、日本はマーケット調査から始まりまして、基本設計、詳細設計、それから機体の各部分の試作機の製造、開発、それから量産機の製造、かつその後の販売、それからアフターサービス、そういうものにはまで全部は入れるということが一応私もとしては判断されました。それから、それに比べてダグラスの方及びロッキードの提案は、改造でございまして、すでに相当部分先方が走つておつて、残りの改造部分だけを日本と共同でやろうということと、他の二つに比べてボーイングが一番日本の自主性及び技術習得、技術の波及効果と経済効果とを判断して好ましいというふうにご考へたわけでございます。決定は、四十六年の十月ころであつたと記憶しております。

○渡辺武君 日本のこの状況に対して一番好ましいといふことでボーイングを選定した。ところが、その後この開発計画が四十七年のあなただけの、何ですかあれを見ても、YX計画の経緯です。四十七年の方には「共同開発計画振出し」といふふうになつておりました。ボーイングに決まったものがまたその振出しに戻つたという趣旨が書かれておられます。そうしてその下に括弧しまして、「機体仕様、相手先の再検討」といふふうになつておられます。なぜ一たんボーイングに決まったものが、その相手先を再検討しなけりやなくなつたのか、振出しに戻らなかつたのか、その間の事情をお聞かせい

ただきたい。

○説明員(堀司君) すてにお話し申し上げましたように、四十六年の十月にボーイングが好ましいというところで、一応共同開発の相手方の第一順位としてボーイングを選びまして、一〇〇%予算をつけていたのだというところで、大蔵省の方にお話ししたわけでございまして。ただ財政当局の方といたしましては、財政的な事情もございまして、一〇〇%の補助といふことはなかなかお認めにくいということがございまして。ただ通産省の方は、当時の経緯といたしまして、どうしても一〇〇%いたしたいということで最後までがんばりました。その結果、もう一度それで少しゆつくり検討しようじやないかということで、予算の額が相当減りましたものから、そこで、果たしてその予算の額ですぐにボーイングとできるだろうかどうだろうかという問題が生じた結果、ここに書いてありますような「機体仕様、相手先の再検討」ということになつたわけでございます。

○渡辺武君 理由は財政上の理由だといふ御趣旨の御答弁ですが、振出しに戻したのはこれはいつですか、四十七年の。

○説明員(堀司君) 正確な日取りは覚えておりませんが、予算折衝の結果であつたと思ひますので、四十七年の一月の何日か、予算折衝の終わった日であらうと思ひます。

○渡辺武君 四十七年の一月……

○説明員(堀司君) だと思ひます。

○渡辺武君 そうなりますと、このボーイングと並んで日本に共同開発の申し入れをしていたそのほかの二社ですね、具体的に言えばロッキードとダグラス、これがそういう情勢のもとでかなり強い売り込み工作を始めるというのは当然予想できるわけですね。そのような事情はどうですか。

○説明員(堀司君) 実はその辺の詳しい事情は私前任者から聞いておりませんが、新聞その他最近の情報をいろいろ勉強させていただいたところ、四十七年の夏ごろまで、それぞれヨーロッパの各



ものを持ってきてください。そういうことであったものでございますから、航空機課長からお話をしておりますように、四十七年度の予算要求でございますが、予算要求は最後まで全額負担がゼロか一部自己負担かということで議論が一致しませんでした。したがって、そういうことならばもう一度改めて調査費で勉強していただきたいという結論に達しているというふうに承知しております。

〔理事中西一朗君退席、委員長着席〕

○渡辺武君 私、三十三億円の要求をそのまま予算に組むべきかどうか、あるいは全額補助をすべきかどうかというのを言おうとしているわけじゃないんです。そうじゃなくて、ここで問題にしたいのは、通産省の方はボーイングの共同開発の相手会社として組み込むためには三十三億円必要だということとで予算要求されたわけなんです。それがわずかに二億円、ずいぶん減らされたものだと思えますね。大蔵省の方も、そういうことをやったら、ボーイングが共同開発の相手会社としてどうも乗れないんじゃないかということがわかっておられた上で削ったんじゃないだろうかというふうに思われますが、その点どうですか。

○政府委員(高橋元君) YXの計画そのものは、冒頭に御答弁申し上げましたように、非常に長い間沿革があつて行つてきておる仕事でございます。したがって、そのプロジェクトの内容をどう仕組んでいくか、それに基いて共同開発というものの相手方をどう選定するか、これはすべて通産省がもつぱら通産行政としておやりになつてこれらたわけでありまして、四十七年度の予算の考え方と申しますのは、先ほどお答え申し上げましたように、三十三億という形で一〇〇%国庫負担の、アメリカ、日本、二分の一、二分の一、そういう共同開発プロジェクトはとうてい財政として応諾しがたい、そういう立場でございました。それ以外の考慮はございません。

○渡辺武君 大蔵省が予算の査定をする場合、たとえば、いまの話で言いますと、通産省が三十三億円の予算要求をしている、概算要求を、それを認

めるか削るかという場合には、この三十三億円がどういう計画のために使われるものなのか、その使途の目的その他を十分に査定した上で削るか削らないかを先に決めるのだらうと思う。計画の内容は当時の大蔵省の少なくとも主計局長は十分承知の上で削つたというふうにしか思われないうわけですね。実際、予算の編成上はそうなっているわけでしょう。よく計画を検討した上で削るか削らないか決めるということでしょう。

○政府委員(高橋元君) 八月の三十一日に概算要求をいただきましたから、各省の各事項を含む膨大な予算要求についてだんだんと段階を上げまして徹底的に検討をしていくわけでございます。その全体の予算の中の一環としてこのYX計画というものはあるわけでございますから、それは渡辺先生のおっしゃる通りに、徹底的に三十三億の御要求の内容、それにつきましても検討を加えて、その内容の計画での共同開発には応じたいという答えを出しておるわけでございます。

○渡辺武君 もう一つ聞きますが、その三十三億の要求を二億に削つたらボーイングが共同開発の相手会社としては、何といひますか、そのままだまいないだらう、下がらざるを得ないだらうということも御存じの上だつたんじゃないですか。その点どうですか。

○政府委員(高橋元君) 四十六年度当時の判断がどうであつたか詳細承知はいたしておりませんが、けれども、先ほど航空機課長からお話があつたように、三十三億という形で行われる五〇、五〇の全額日本国庫負担、そういうプロジェクトはできないというところは、もちろんそういう前提で査定をいたしたわけでございます。

○渡辺武君 当時の主計局長はどうか。大蔵大臣はどうかですか。

○政府委員(高橋元君) これは予算要求でございますから、もちろん私も大臣の指揮を受けて予算の編成をいたすわけでございますけれども、各係員からずつと説明を聴取いたしまして積み重ね

ていく仕事でございます。通産省において御要求なさるのも同様に係長、課長補佐、課長、次長、局長という段階を経て御要求があつて、そこで相互に調整を行いながら決めていくわけでございます。

○渡辺武君 私は、大蔵大臣がどなただったか、主計局長がどなただったかということをお聞きしている。

○政府委員(高橋元君) 四十六年の七月からでございますから第三次佐藤内閣の時代だったかと思

いますが、大蔵大臣は水田大臣でございました。

○渡辺武君 主計局長は……

○政府委員(高橋元君) 相澤主計局長です。

○渡辺武君 この相澤英之さんという方は、きょうはもう時間がなから細かいことは申しませんが、このロッキード事件についてはいろいろの疑惑を持たれている方だということだけは私ははっきり申し上げておきたいと思ひます。いずれ、この問題は時を得ても少し説明したいと思ひます。

そこで話を移しまして、これは法務省に伺いたいんですが、児玉善士夫がロッキード社との間でコンサルタント契約を結んだ、それからまた丸紅はやはりロッキード社との間で代理店契約を結んでおりますが、この契約書ですね、これはトライスターの売り込み、あるいはまたP3Cオライオンの防衛庁への売り込みということだけに關するものなのか、あるいはまたロッキード社の日本における活動の全体に關するものなのか、その点おっしゃっていただきたい。

○説明員(吉田淳一君) 契約の内容の点でございますが、この点については、過般外交ルートを通じまして国会にも提出されている資料に属するものだと思いますので、その要点を申し上げますと、これは英文が本文ではないかと思ひますが、たとえば児玉とロッキードとの間の契約につきましましては、ロッキードの本社、その支店及び子会社の日本国内における顧客に対する製品及びサービスの販売に關してマーケティングサービスをロッキードに

提供するという趣旨の關係で、そのコンサルタントの義務及びコンサルタントに対する報酬等について取り決めのして、あるいは契約の期間等について取り決めのしておるものでございます。

それから、丸紅との關係につきましましては、私ほかの委員会から引き続き参りましたので、御通告をいただいたときに手持ちの資料を持ち合わせておりませんので、さしあたり児玉との關係について御説明いたしました。

○渡辺武君 丸紅の場合ですとこういうことになつてゐるんですね。第四条に、代理店の義務といたうのがありますね。代理店は以下の義務を果たす。そのうちのAは、テリトリー内での商品の販売と市場開拓に最善の努力を尽くすというのが一番最初にAとしてうたわれてゐるんです。時間がないからそのほかのことは申し上げませんが、いまおっしゃつた児玉とのコンサルタント契約、それから丸紅とロッキード社との間の代理店契約、これから丸紅とロッキード社との間のYXの共同開発にロッキード社が参加するということについてもコンサルタントをや、あるいは代理店として活躍するということが含まれてゐるというふうな、御指摘の御ようなYX計画ですか、それについてのいろいろな諸企画にまで入るということが明確になつてゐるかどうかはちよつと私承知しておりません。そこまでは明確にされてゐないんではないかと思ひます。

○渡辺武君 いやいやそれは明確にはなかなかないんです。L-1011の場合でも、P3Cオライオンの場合でも、そういう機種名などははっきりうたつてないんですね。これは御存じのとおりだとおもうんです。ただ、いま申しましたように丸紅とロッキード社との間の契約には、いま私が申し上げたような条項が一番先にうたわれてゐる。児玉とロッキード社との間の契約は「一、当契約はロッキード航空機会社が児玉善士夫に対してロッ

キード、同支店、同子会社による日本国における顧客への製品とサービスの販売に関連して、ロッキードに市場開拓上のサービスを提供するよう委嘱するものである。これが一で、それから二を省略して三のところに「コンサルタント業務」という定義があります。「コンサルタントは(A)地域における製品の販売の可能性と市場を開拓するため、最大の努力を払う」ということになっております。そうしますと、具体的にYXということとは当然これはうたてないでしょうが、しかしYXの共同開発の相手会社になるということもこの条項の意味からすれば当然含まれると解釈できると思えますが、どうですか。

○説明員(吉田淳一君) この取り決めの契約の内容及びそれに基づいてどういう行動が行われたか、さらにその関係で実際に金員がどれだけ提供されているか等につきましては、検査当局が現在捜査中でございます。その金員の提供を受けた関係についての四十七年分の脱税の事件、あるいは外為法違反事件についてはすでに起訴しておることは当委員会でも御説明したとおりでございます。この取り決めの内容について刑事課長である私にその取り決めの内容の趣旨をこうではないかというお尋ねでございますけれども、私はその内容についてどう解釈すると申し上げるのはいかにかと思えます。検査当局としてはこの取り決めの内容について十分検討を加えて、これに基づいてどのような行為が行われたかを含めまして、必要な捜査を行っているものと思えます。

○渡辺武君 それでは話をさらに発展させますが、わが党の橋本参議院議員が二月の十八日にロッキード社のコーチャン前副会長に会いまして、そのときにコーチャン前副会長は橋本議員に對してこういうことを言っているんですね。通産相としての田中氏にYX次期民間航空機売り込みのため一回会った、丸紅がそのあつせんをしたというふうにはっきり語っております。それから自民党の佐藤文生さんがアメリカに行かれてコーチャンに会ったときには、YXの問題について小

佐野賢治の紹介で当時の田中通産大臣に会ったということも聞いておられるわけですね。私これは新聞記事でそれを拝見しました。いずれにしましても、コーチャンは自身の口から児玉の紹介でYXの売り込みについて当時の通産大臣田中角榮氏に会ったということ、あるいは丸紅の紹介で会った、児玉の紹介で会った、これがコーチャンの記憶違いなのか、それとも丸紅から紹介されて会った場合もあり、児玉の紹介で会った場合もあるというところなのか、この辺は明らかではありませんが、しかし、わが党の橋本議員がコーチャンに先ほどのお話を聞く直前に、田中氏に何回会ったのかというのを聞いたならば、最初は五回というふう

に答えておられる。ですから、恐らく児玉の紹介でも会って、丸紅の紹介でも会ったというのが、これが大体推測できることだと見て差し支えない。コーチャンがアメリカの上院での証言をやりまして、それが信憑性のあるものだということ、そして、その後の捜査当局の捜査の中でも確認されていることだと思ふんですけれども、これは重大な問題じゃないかというふうには私は思ふわけでありま

す。そこで、最後の質問に入る前に、一言だけ通産省に伺いたいんですが、さっきおっしゃった、一度ボーイング社に決まっておいて、これが一応御破算になって、そしてロッキード、ダグラスの売り込み競争が非常に激しくなった。ところが、それにもかかわらず再びボーイング社が共同開発の相手会社というふうには決まりましたか。そのいきさつはどうだったんですか。簡単にこれはもう時間がありませんからおっしゃってください。それから何日にそれが決まったのか、これもおっしゃっていただきたい、何年何月何日。

○説明員(堀司君) ボーイング社から提案がございましたのは、再度同じような提案でございますが、特に短距離離着陸性能を中心にあつたしまして、双発の百五十人前後の飛行機をつくらうということとでございます。その他ロッキード、ダグラスはやはり改造型でございますので、そういったしま

すと、航空機工業審議会の御要望の自主性を確保することからいたしますと、ボーイング社がよからうということとで、四十七年の十月だったと思ひますけれども……

○渡辺武君 何日かわかりませんか。

○説明員(堀司君) 十月九日ではないかと思ひます。十月九日に審議会の下の小委員会が決定いたしました。

○渡辺武君 最後に一間。

この四十七年十月という月ですね、これはいろんな問題の起こった月であることは御存じだろうと思ひます。いま、九日にボーイングに再び決定になったというのを言われましたが、全日空がロッキードから一〇一の導入を内定したのが十月の二十四日、それから正式に決定したのは十月の三十日、この前後に、私の前質問しました輸銀法改正というのに関連で正式に決定になった。こういうような経過になっております。

これは、私は非常に疑念に満ちた動きだと思ふのです。一方でトライスターが全日空に入るといふことがもうすでに確定になっている。その時期に、この共同開発の方は、ロッキードではなくしてボーイングが再び登場してくる。恐らくここにはアメリカの航空機独占の相互の間で一定の話合いなどがあつたんじゃないか、あるいはボーイングの方がロッキードを上回るような賄賂がらみの商法があつたかも知れません。ボーイングも、ほかの国に對してはそういうことをやっているといふことを、日本の名前には挙げておりませんけれども、外国に對してはやっているといふことは、これは言われているわけでありまして、いずれにしても、まことに疑念に満ちてゐる。

私は、大蔵大臣に最後に御質問したいのですけれども、こういうふうに当時三十三億円の予算要求が通産省から出されて、それが二億円で削られたということが最大の原因で、一たんボーイングに決まらなかったものが白紙還元になる。そうして、それを機会にロッキードの工作が非常に

活発になってきた。そうして、この問題に絡んで、当時の通産大臣の田中角榮氏がコーチャンなどとも会見しているし、その仲介に児玉、丸紅などが名前がはつきり挙がつっている状況であります。この経過、特にこの予算削減の経過、相澤主計局長だと先ほど御答弁がありまして、この真相は、大蔵省の責任としてぜひ説明していただきたい。

それから、時間がないので法務省の方にお願ひしますが、こういう問題について、ロッキード社の対日工作の全面について調べておつたやいまして、その中にいま私が質問した件も含まれていると思ひます。どうでしょうか。あるいは、少なくとも関心を持っておられるかどうか、これをお答えいただきたい。

○説明員(吉田淳一君) 先ほど申し上げましたのは、要するに検査庁が捜査の必要があると思はれるものについてはやつておるだろうということをお申し上げた一般論だけのことでございまして、誤解のないようにお願ひしたいと思ひます。決してお尋ねの件について捜査をしているとかしてはいないかというのを申し上げたつもりは手頭ございせん。

捜査の対象が現在何をしているかということをお申し上げるのは、今後の捜査に支障があることとございまして、そういう意味から申しまして、何を現在捜査の対象にしているかということは申し上げかねるのでございまして、検査当局としては、先ほど申しましたように、脱税事件と外為法違反事件の捜査を継続して、必要な捜査はさらに進んで真相の解明に努めているということだけを申し上げることができるとございまして、その点は誤解のないようにお願ひします。

○國務大臣(大平正芳君) ロッキード事件につきまして、政府におきまして鋭意真相の究明に当たつておるわけでございますし、今後また努力を積み重ねてまいって、国民の疑惑を晴らしてまいらなきやならぬことは当然のことと考えております。

○栗林卓司君 最初に、国税職員の処遇問題について、三お尋ねをしたいと思ひます。

まず、国税庁にお尋ねをしたいんでありますけれども、現在、税務職員に適用されております税務職俸給表というのがございまして、お尋ねしたいのは、この俸給表が適用されている人たちというのは、その職務の領域の中で有能な専門家として伸びていくのが一番望ましい姿なのか、あるいはある日、行政職、管理職という意味で申し上げておきますけれども、そこに昇進をしていくのが望ましい道なのか、どちらの方が望ましいと考えて、現在、税務職員を国税当局として考えておいて、伺いたいのであります。

○政府委員(中橋敬次郎君) 国税の賦課徴収を中心とした仕事に従事いたしております者は、他の職種についても非常に困難なことはございまして、強いられますし、いろいろ複雑な問題を抱えるものでございまして、従来から国税事務に關してあります職員一般としまして、他の行政職の職種の俸給とは違つた一段水準の高い俸給を適用していただいております。私どもといたしましては、やはり今後ともこの困難な税務の仕事を行つてまいります税務職員全体としまして、こういう特別の配慮を加えていただきたまはした俸給表の適用をやつていただきたいというふうに考えております。

○栗林卓司君 私がお尋ねしましたのは、日本の場合がありがちな話なんですけれども、だんだんと管理職として上っていくのが出世なんだという固定観念がありました。その道一筋の専門家になるといふことは望ましいこととはいひながら、なかなか評価されないといううらみがあるわけですね。そこでこの税務職俸給表が適用されているいは本家の専門家をいかにする場合には、世の中の固定観念と同じように、昇進をしていくのが望ましい姿だと思ふことになるのか、その中でこの道一筋ということが望ましい姿なのか、どちらでございませうかという意味です。

○政府委員(中橋敬次郎君) そういう御質問でございませう。私も思ひます。いわば税務一筋に長年従事してもらへる人についても配慮ということが必要であると思ひますけれども、やはり現在の俸給表といひますものは、ある程度職階的なものから、税務一筋に従事するといひしめても、ある程度の昇進といひますと、それにふさわしいポストといふものをかみ合わせながら、それに対する報酬も漸次上がっていくという形をどうしようと思ひます。

○栗林卓司君 いまお話の実態だと思ひますけれども、これ税務職……、仮にほかの類似した職でも同じことかもしれませんが、そのポストにかなければ上にいつたことにならない。また、俸給の面でもなかなか上がつてこない。このことでは、ポストといふのは数に限りのある水準以上二十五年もやつてきたらベテランとしての評価、格付といふものはそれで本当はあつていいんじゃないか、いわば管理職の系列といふものがあるとする、片方ではその人の能力、資格要件といふものを具体的に認めていくような本当は別系列が必要なんじゃないか。これは何れも行政の範囲に限りませんが、民間の中でも同じような工夫がされ、苦勞がされ、模索がされておつたと思ひます。特に税務の場合には、おつたやうにいまの俸給表ではそうなんですけれども、働いている人たちの圧倒的多数はポストに恐らくつけないでございませう。しかし、なおかつその道一筋に私はといふことを考えると、望ましい姿といふのは、その道一筋の人たちにふさわしい社会的、経済的な条件を与えていく道を開くこと、たとえていへば俸給表の天井を高くしながら中を変えていくこと、それもいまや研究課題ではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 俸給表の天井を高くいたしますとか、あるいは現在にございませうな何等級という階層について改善を加える必要は私もおつたやうに思ひます。ただ、その場合に税務一筋に進んでまいりまして、その経験年数だけでそれに相應の職階的な俸給表をつくるのがよろしいのか、やはり税務としましては、一つの組織でございまして、ポジションと申しますか、ポストといふものを想定しながら、それにふさわしい報酬といふものを考えていくのがよろしいかといふことだと思ひます。で、最近はかなりおつたやうに、従来のような組織的な意識といふのを専門職的な分類に分けてまいりまして、相当さういふ色彩でもってポストを与えていただき、それにふさわしい報酬をいただくといふようなことが実行されておりますけれども、やはり全体的に、それでは一つの税務調査官といふもので一本のたてば俸給表をつくりまして、その経験年数なり能力に応じて一つの職階制をつくるということも、おつたやうに思ひますが、やはり他の職種との関係からいいますと、私どもはいまの専門職的な要素をかみ合わせながら、そしていまの全体の行政職の俸給表の大きなものの考え方との間に整合性を見ながら、おつたやうな方向を取り入れていくのが、まあ一番アプロウチとして実現可能なものではないかといふふうに考えております。

○栗林卓司君 いま言われた他の分野との整合性という問題、これは私無視していいものではないと思ひます。ただ、行政職の俸給表に対して特別に税務職の俸給表といふものが決まつてきた経過を考えると、当初は税務手当という形で、職務の態様に依つて、外に出る場合が多いでしようといふことも含めて手当がついておつたわけですね。けれども、これを税務職の俸給表の中に組み入れてきたという経緯は、いわば職務の質の違いということに着目しながら、まとめて見ていくといふことだつたやうに思ひます。その意味で、ほかの整合性は無視はできませんけれども、質と特殊な性質、特殊性といふことも、これはそれはそれでやはり強調されなければいけないんじゃないか。そこで昨年から、昨年以前からですが、特に昨年も含めて改善の跡は見られるわけですね。けれども、整合性もさることながら、非常に特殊な、特殊なといふのは限界的に変わったといひます。わけではございませう、類似の他の行政領域が余りないといふ意味で特殊と申し上げてゐるのであります。その意味で、そこで何年間の経験も持ち――経験といふ客観的な条件だけでもちろん資格を与えることはできませんけれども、そういうことも踏まえながら、その税務職の職務の実態に合つた、質の実態に合つた俸給の見方、格づけの仕方といふことをやはり鋭意努力をすべきではないか、重ねての御質問になります。お伺ひします。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまの栗林委員の御示唆は非常に私どもの職場について温かい御配慮をいただいております。お検討を私どももなすつもりでございます。ただそのときに、私どもとしましてはもう一つ考えなければならぬことは、先ほどちよつとお話のございましたやうな税務特別手当的な考え方については、いやは私どもの税務の職場におります者の中で、また特別の仕事を取り出しまして、そういう者について特別の配慮をするという考えには非常になじみやすいでございませうけれども、それはそれとして、また私どもとすれば、同じ国税の賦課徴収の任に当たつておる税務職員一体としまして、またむずかしい問題が実は出てまいるわけにございませう。先ほど御示唆になりましたやうな案も、実はそのところはちよつと解決したい問題でございまして、国税庁全体としまして私の考えを申し上げますならば、やはり税務の職場に勤めておる一般行政職の人といふものについては、人事の交流もございまして、仕事の転換もございまして、同じやうな俸給、ものの考え方をしたいだきたいといふことも実は基本にございまして、その点のかみ合わせもお今後研究しなければならぬ難問をはらんでおるなといふこともちよつと考えるわけでありませう。

○栗林卓司君 これはいまのお答への点に触れまして、大変むずかしいことですから、御所見を伺えれば私は満足しますけれども、国税庁の中を見ますと、行政職の俸給表の人と税務職の俸給表の人と両方がポストによつてはまじつていて御趣旨かと思つていま伺つていたんですけれども、仮にたとへばある職以上は管理職という形で、税務職の俸給表の対象にならない、その人が管理の立場という意味では相当高いところにお立ちになつてゐる、その下にいわば税務職俸給表の相当高いところの人が来るわけけれども、天井を上げていきますと、自分の部下の方が給料が高くなつてしまふんじゃないかと悩みも一面あるのかなと思つて伺いながら、そこでお尋ねするわけですけれども、その従来のわれわれの経験、感覚ですと、異様な質問に聞こえるかも知れませんが、これからはあえてそういった領域にわれわれは入つていかなければいかぬのじゃないかというところでお尋ねするのは、管理の仕事、これはやっぱり上下の関係があると思うのです。管理の仕事と専門職の仕事というのは、おのづから異質なわけですね。管理的な上下関係が俸給の面でもやっぱり上下の序列がつかなければいかぬ、そういうことではないんじゃないか、職務が違つてわけですから、管理の組織の面での上下があつても、下の方に有能なプロの人がもつと高い給料をもらつていても構わぬのじゃないか、その人がやめて管理行政職に移つたら、賃金は下がるかも知れない、それもお結構ではないかというところまで踏み切つていかないと、この問題なかなか解けないのではないかと、なおかつ踏み切る必要があるのではないかとという意見も含めて申し上げておきます。

○政府委員(中橋敬次郎君) 管理の仕事をしてる者と実際の第一線の税務の仕事をしてる者との関係でございますが、先ほど私が申し上げましたのは、税務全体といたしまして、実はたとえば税務署で申しますと、もう管理の仕事をしてる人間も現実に個別事業を担当するものでございますから、一律に税務の俸給表が適用になつておるわけでございますし、ごく一部国税局なり国税庁に参りますと、本当の管理という意味において税務職の俸給表の適用のない者がごくわずかあるというのが実態でございます。したがしまして私どもとすれば、やはり税務全体とすれば、国税庁なり国税局のごく一部の本来の管理職を除きますれば、みんなやはり同じ税務の仕事をやつておるという意味において、管理の人もそれから第一線のそういう担当しておる人も、税務職という特別の俸給のものの方で一律に律していただくのが、私どもとすれば一番理想なのでございまして、いま御示唆になりましたように、管理の職についてる者の俸給表というものが異質のものであるということでは、実は私どもとすれば、従来からそれはそうではないということに、できるだけそういうふうにお願ひをしてきたわけでございますし、また私自身もそういうことがやはり税務全体の職場という意味から申しますれば、特殊な人は例外としてしまつて、望ましいのだというふうに考えております。

○栗林卓司君 では見方を変えてもう一つお尋ねしたいのは、よくこれも聞く話ですけれども、等級で定数の枠がございまして、なかなか上位等級にどう何人もするわけにいかぬというお話を伺つてわけですが、これもほかの部門との整合性云々を考へますと、また無視できない要素なんです、ただ上位等級定数を決める場合には、大体おむね前提として、こんなぐあいの職員構成で云々しかじかというのがある前提にあると思う。

で、現在御承知のように国税職員の場合は、繰り返しませんが、かねがね指摘されてゐる点ですが、約半分近くが四十歳以上で大きなだんごになつてゐる。二十五年経験以上の方々が大変な数に上る。その中で、これまで苦労してきたのかというものをどういった形で示してもらへるのかという期待感も当然働いてゐる方々にあるわけですけれども、そこで上位等級定数が隘害となつて立ちだるわけですけれどもね、で、本

来なら、これしかないんだから、あなたはほかの仕事についていた方が将来が開けるかもしれないと云うのが、一番公正な管理者の態度だと思ふんです。それしかないわけですからね。ところがいまその人たちにどうぞと言つたら、徴税業務がストップしてしまう、現実には徴税業務はそのベテランの人たちに依存しながら、こちらの方はいわゆる一般的な職員構成に見合った定数枠で動かしてゐる、非常に奇異な感じがするわけですね。だから現状に照らして、これは過渡的にふやすのか、どうしても枠がないと言ふんなら、こちらの人をもつと満々たる広場に出してあげるの、どちらかの道を選択してあげないと、苦勞するだけで報いの道が可能性が乏しいというふうにも当然なつてくるんじゃないかと思うのですが、その意味でこの上位等級定数について今後どういう形でお取り組みになるのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(中橋敬次郎君) その点は年々予算要求、機構改革の要求をいたします場合に、われわれとしまして苦勞しておるわけでございますが、先ほど申しましたようないまの俸給表の基盤になりますものの方で長年、またある時期に大量にこの仕事に入つてきた人についてそれぞれに合った処遇をするためにどういう方法がいいかということでございます。そこで、私どもはこういう一時期に非常に多いある年齢層の人たちについてかなり数多くのポスト、しかもそれは専門官的なポストという形でもって流動性を持たしながら、ある程度の数を確保しながら、しかもそれにふさわしいわは特三等級以上の俸給表を適用するという道を選んでまいつたわけでございます。それで、それにつきましても、人事院なり、あるいは主計局なりの関係当局の方でもかなりそういうたわれわれの仕事の特殊性と職員構成の特殊性というものを認識していただきまして、まあ特三等級以上の定数が全体の職員の中に占める率でございまして、ある程度の年齢者の中でいわれるポストにつ

いておる割合でございましてかというものにつましましては、他の職種に比べますと相当配慮をしておらつておるもので、まだまだこれで十分とはまゐりませんけれども、そういう配慮のもとに、これまで長い間そういう仕事に従事してくれた人たち、しかも相当一時期非常にこの問題を解決しなければならぬという需要に対処してまいりたいというふうなことを考えております。

○栗林卓司君 ではその問題も含めて時間の関係で広くお伺いできませんけれども、問題の所在は改めて申し上げるまでもないと思ひますので、いま少数精鋭でございましていふまでもないから、恐らくある日には少数精鋭ではなくてもと数をふやしながらたくさんの人たちで同じ仕事をこなすようになるのかもしれない。たまたま少数精鋭をやつてゐるから従来の費用でもいいんだ、従来の枠でもということではないと思ひますし、そこに費用をつぎ込んだからといってそう大きな額でもないと思ひます。その税務の仕事の特殊性と、これまでの歴史的な経過で、もちろんほかの兼ね合いも無視はできませんけれども、ぜひ関係各方面と御協議を重ねられながら鋭意御努力をお願いしたいと思ひます。

それでは時間がありますので、あと一つだけお尋ねをしたいと思ひますけれども、これは自動車関係諸税の引き上げについて、これを選んだ理由として一般的な増税を行うのにはそぐわないので、選択的な増税としてこれを考へましたという御説明があつたと思うのですが、そこで一般的な増税と選択的な増税という言葉をどういうぐあいにお使いになつてゐるのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) これはもちろん法律的な用語ではございませぬし、また税制上も特に定義があるような用語でもございませぬ。その意味では必ずしも概念がはっきりしてゐると申せないわけでございますが、御説明に際しましてそういう言葉を使われました気持ちといたしましては、やはりたとえば所得税なり法人税のように非常に一般的な担税力を指標にして組み立てられてゐる



税、それを増税するなり減税するということを一般的増税あるいは一般的減税というふうに考えまして、それ以外のものをいわば選択的な増税というふうに使われていると私は思います。その意味では、自動車関係諸税の今回の引き上げの対象になっております自動車重量税も、揮発油税、地方道路税も、いわば自動車を持っておられるということとか、あるいは車の燃料を使われるという一つの特典条件を持った上でいわば補充的な増税力というものを考えてでき上がっているシステムと申せるかと思ひますので、そのような税目についての増税は、私申し上げた意味の一般的増税というものと対比したという意味で選択的増税という言葉が使われる、そういう経緯であるというふうに私理解しております。

○栗林卓司君 そうすると、いま言われた一般的な増税力という言葉をも少し具体的にきかれますと、結局数ということですか。一般的というのはそれだけたくさんの方が納税対象になつていくということになりますと、一般的な増税力を調べるためには、その意味で納税者の数が一つの目安になるんだらうかと思ひますが、そうなのかどうか。また、そうじゃないとすると、一般的などというのは大変わかるやうでわからないのですが、どういうことでしょうか。

○政府委員(大倉眞隆君) それは必ずしも納税者の数ではないんだらうと思ひます。つまり所得があるところに増税力があると考えるという意味で非常な一般であり特殊な条件が付されてないというところであらうかと思ひます。たとえば日本のいまの税制には、ごさいませんけれども、たとえばドイツのような一般的に財産税というものを持っている場合には、恐らくそれも一般的増税というふうに考えるかもしれませんし、一般消費税というものを考へておれば、それも一般増税というふうに考へるかもしれない。税ではごさいませんが、たばこの定価値上げというのはこれは経済的には税である。その場合にたばこを吸っておられる方の数というのは非常に多いわけですが、これは言

葉の使い方としてはいま申し上げておる意味ではやっぱり一般増税と言わなくて、たばこを吸っておられる方という特殊な条件のもとの増税力の推定という意味ではやはり選択的増税というふうな言葉を使うことになるのではないかと。どうも数が決め手ではないやうだと私は思ひます。

○栗林卓司君 どうもわかつたやうなわからないやうな気がするのですが、それじゃ増税力の面で何うのですが、この選択的増税の場合でも、増税力は検討の対象にはなるはずだと思ふのですが、そこで今回の自動車関係諸税の場合に、増税力の面ではどういう検討をなさつたのでしょうか。

○政府委員(大倉眞隆君) 今回、先ほど申し上げております一般的な増税はやるべき時期ではなからう、さりとて一般的減税もできない、しかし、できるだけ特例債の発行額を少なくし、公債依存度を少なくするためには、現行のシステムの中でもう少し負担していただくという部分を探してやつていきたいというのが基本でございまして、その意味ではたまたま前回の暫定増税の期限が到来してきましてこの自動車重量税と揮発油税、地方道路税が取り上げられた。しかも、それは個別消費税の中では一種の調整的な負担増加をお願いしてもいいと思はれる項目としても、酒、たばこはもうやつたばかりであるので、自動車関係は、まあ言葉は悪いかもしれませんが、対象としては残つていない感じもある。そこで、増税力の推定といたしましては、これはもちろん物理的に客観的な指標があるわけではごさいませんけれども、やはり国際的な比較でございまして、それからこれはたまたま道路財源に用いられておりますので、そちらの受益者負担としての考え方というものをかみ合せて、この機会に今回の案に入つておりました二割五分程度の負担の増加というものはお願いしても、なお増税後でも国際的に見て自動車をお持ちになつておられる方の負担としては決して非常に高いということにはならない、これぐらいは負担していただけるだらうという考へ方で御提案したわけでごさいます。

○栗林卓司君 もう時間ですから重ねません。重ねませんが、いまの御説明はかくかくて必要ですからという面のあれが多かつたのですが、私が伺いたかつたのは、言葉の意味は別として選択的というところで仮にいま言われた解釈を受けるとして、その選択的な増税を考へる場合に、選択的な対象に対する増税力というのは相当重視をしななければいけないのではないかと御認識の質問と、それを考へる場合に何でですか、国際的な比較というのはこれは増税力をはかる手だてにはなかなかむずかしいはずだと思ふんですけれども、その点だけ重ねて伺つて、時間がありませんか、今回は終わります。

○政府委員(大倉眞隆君) まあ繰り返しになつて恐縮でございしますが、絶対的な指標があるという性格のものではないと思ひます。思ひますので、やはりいま御指摘がございしましたけれども、国際的に見てどうだらうかというのの一つのチェックポイントではなからうか。もう一つのチェックポイント、両者とも一種の定額税ないしは重量税でございしますので、前回の改定以後の物価なり所得の動きというものももう一つのチェックポイントであらう、そう考へます。

○鳩山威一郎君 議事進行に關して。  
○委員長(岩動道行君) ちよつと速記とめて。  
(速記中止)

○委員長(岩動道行君) 速記起こして。

○野末陳平君 前回の質問で国税当局にお答えをいただいたときに、いままでのロッキードがらみの税務上の疑惑調査で、政治家ないしは政府高官なども調査対象としたかというやうなことをお聞きしましたところ、まだその段階ではないというお答えがありまして、ところが、数日前の朝刊にでかかると出ていたのもで驚いたんですが、もうすでに国税当局は政治家をかなり調べているんだというやうな記事出まして、どつちが本当かそれはまあ別として、その後情勢が少しは変化したのかと思つたんですが、いかがなものでしょうか。いまだに国税当局は政治家その他政府高官な

どに對しては何の調査もまだしていない段階なのか、もう一度。

○政府委員(中橋敬次郎君) いま御指摘の点は、去る日曜日にある新聞の記事として載つたことだと思ひますが、私も実はあの記事を見て驚きました。この今回のいわゆるロッキード事件に關してあそこ書かれておるやうなことは全然ごさいません。恐らくあそこに出ておりましたことと類推できますことは、毎年毎年三月十五日に確定申告を出したたきましたその後で、そろそろいまごろから事後調査に入るわけでごさいます。そのときにいろいろな資料をもとにいたしまして、もちろんこれは政治家の方々に限りません。先ほどお答えしましたやうな事業所得者というやうな方々も含めて事後調査にそろそろ入る段階でございしますので、そういうものを何かあたかもロッキード事件と関連づけて書いた記事ではないかなというふうに思ひます。

○野末陳平君 そうしますと、特別、ロッキード事件と關係はなくても、事後調査に入つた段階で、ある程度調査対象にするやうな根拠が出てきた。そういう意味では何人かの政治家の先生方に対して普通の例年やつていような調査は行われているということではないんですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) これは毎年恐らくある程度の数の方についていろいろな資料が集まりまして、そういう資料に基づいて申告の内容と違つておるときには説明を求めましたり是正を求めたりすることはやつておるわけでごさいます。

○野末陳平君 そうしますと、今度は児玉譽士夫含めていままで何人ぐらいやりましたか。何回もこれはお聞きしていることですから。

○政府委員(中橋敬次郎君) 昭和五十年分の確定申告につきまして事後調査というものををどくくらいやつたかというところは実は私まだ調査いたしておりません。

○野末陳平君 失礼しました。ロッキード問題に關して国税当局が税務調査いろいろしたのは、児玉譽士夫含めて何人ぐらいかということをお聞き

したんです。

○政府委員(中橋敬次郎君) ちよつと正確な数は覚えておりませんが、まずは児玉警士夫本人につきましては昭和四十五年、六年、七年につきまして更正処分をいたしました。それから昭和四十七年分につきましては東京地検に所得税法違反事件として告発をいたしました。それからその児玉警士夫の周辺の人たちににつきまして若干の調査をして若干の是正措置をしたというふうな記憶がございますが、ちよつとその正確な数は覚えておりません。

○野末陳平君 大蔵大臣、さっきばくが夕刊を見ましたら、稲葉法務大臣がもういままで百三十人ぐらい調べたんだそうです。それだけ数調べているんだから、小物ばかりじゃないということをはつきり言われたようですが、そういう言い方ではないと思うんですが、国税当局は全く、じや、政治家や政府高官は調べていないというふうに判断していいですか、いまの段階で、大蔵大臣。

○政府委員(中橋敬次郎君) いまおっしゃいましたのはいわば刑法に關します捜査について檢察當局が調査をした人の数についての記事を指して言っておられるんだらうと思います。税務當局につきましてはまだ実はそこまで入っておりませんで、私もこれは當委員會においてもお答えいたしましたと思ひますけれども、日米両司法局間の例の取り決めにありますと、あの資料といふのは、刑事捜査手続で必要なものを開示されるわけでございまして、私どもの方も地検に對しましてはいわばそれに準ずるものとして、所得税なら所得税の脱税事件としまして国税犯則取締法の調査を要しますものについての開示を求めておるわけでございます。

○野末陳平君 まあこの問題は余りこだわつてもはつきりしたことを言つていただけられないわけもないんで、大蔵大臣にお伺ひしますが、先ほど栗林委員の質問の中にもありましたが、増税の問題ですが、やはり国の財政を見たなり、あるいは今後の経済の回復の度合いなどをいろいろ考へても、どう

考へてもやはり増税はもう必要だと思つてゐる。で、大蔵省の方はやはり先ほどの答への中で一般的な増税とか、選択的増税とか、去年の委員會から使われていた言葉で、何となく消極的といひますか、この増税をタブーに考へてゐるような、ちよつと逃げ腰のところがありまして、事実それは現状から見ればやむを得ないと思ひますが、しかし大蔵大臣、これかむの税収を期待できるような増税を考へないことには、やはり傷が深くなると思つてゐる。で、赤字国債から脱却するためにも、経済の回復も期待できるかもしれないが、やはり増税というのにはばくは非常に大事なことだと思ひまして、ただむやみに増税というわけにもいきませんが、かなりな増税を期待できる増税を一兩年中にやらざるを得ないんだというふうな、そんな気がするんですが、大臣、率直なところどう考へてしようか。

○國務大臣(大平正芳君) いま政府がもうこんでおります経済計画というものを五十年代の経済計画、この間、閣議で決めたけれども、そういうものを一方において実行してまいりたい。社会保障について一七〇程度毎年毎年ふやしていくというふうなことを考へていくということが、その経済計画には載つておりますけれども、そういう政府のまくりを實現してまいる上から申しますと、どうしても野末さんおっしゃるやうに、中央において二〇程度、地方において一〇程度の増収を圖らなければならぬ、社会保険料について一・五〇の引き上げを考へなければならぬという計算になるわけでございまして、だけれどもこれを端的に増税に期待するかどうかというふうなことは、あなたがいみじくもおっしゃつたやうに、これから経済がどのような回復ぶりになりますか、どれだけ自然増収で期待できますか等もありますので、また一般に國民の負担にかかわること

でございまして、大蔵省といたしましては税制調査會、その他各方面の意見を十分御聴取して決めにやいかぬこととてございまして、ここでどの税目についてどのぐらい増税をどの年度で考へ

にやいかぬとか、どういふ税目を新しくいつ起こさなければならぬとか、そういうふうなことはまだ申し上げるやうな用意がないわけとてございまして、いづれにいたしまして、財政収支試算といふやうなものを一つの手がかりといたしまして、五十年代の前半にはこのようないわば特例債に依存するやうな財政状況から早く脱却したい。そして、政府のまくりでおるものももの仕事を計画どおり実行したいといふことのために努力を、という目的のために、そういうことを目標といたしまして財政運営を真剣にやらなければならぬと考へておるということが、兩院を通じて政府が申し上げておるところでございまして。

○野末陳平君 まあさうですね。具體的な増税案などがまだいまこの段階で出るわけでもないと思ひます。ただし、いまの段階ではつきり言へることは、増税を考へる前に、あるいはそれを決める前に當然しておかなければならぬこととして、國民の間に非常なやや感情的な面もあるとは思ひますけれども、税に対する不公平感ですね、これをやっばりかなりこれも大抵に、何といひますか、是正していくということ、これははつきり打ち出していかないと、それなくしてはいかなる増税案も國民の納得は得られない。これもさう常識だと思つてゐる。これについては大臣全く御異議はありませんか。さうですね。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりです。○野末陳平君 そこで、総理府の調査などで、ロッキード事件の起こる前の調査でだけれども、見てみますと、社会的に不公平感というのが二つ大きなものがあつて、貧富の差と税の不公平だといふことなんです。この税の不公平について言ひますと、三十代がトップなんです、こういう不公平感持つてゐるのは、四十代、五十代がこれに次いでゐるということなんです、これはただ何となく感じて税金高い、不公平だといふことではなくて、もっと生活いよめる現実から見て感ぜらるやうな非常に厳しい國民の税に対する意見だと、さういふふうに思つてゐる。

で、そこでこの税の不公平、具體的に聞いてみますと幾つもありますが、お医者さんの課税の特例にしろ、それから株などでもつける不勞所得とていいますか、勤勞しないでもつける所得に対する課税の問題とか、あるいは利子、配当とかいろいろあるんですが、そういうのをひつくるめまして、やはり具體的に一つ一つこれはいつまでには正す、これはこの方向でというのを早く出さないと、いつも毎年やりますといふやうなことを言つてなかなか具體的になつてこないですね。租税特別措置などもかなりことは思ひ切つてやつたといふものの、額から言つても、それから数から言つてもそれほどじゃないと。どうも不公平感をそんなに是正したとは思ひえないわけですよ。

そこで、一つ一つ具體的に聞いていこうと思つてゐるんですが、特に最近サラリーマンが納税者として多いですから、一つだけお聞きしたいんですが、これは私の案ですが、サラリーマンの不公平感、やはり自分のところは捕提率が一〇〇%であるといふこと、それから源泉徴収でも持つていかれちゃつてゐるんだといふやうなことだと思つてゐる。それがかなりサラリーマンの不公平感の裏づけになつてゐるんじゃないかという気がしまして、そこで捕提率の点は後でありますが、源泉徴収の問題ですが、事務的にはこの方が一番いいのかもしれないが、やはりこまできた以上は源泉かそれとも申告するかどちらかを選べるという二本建ての選択制に踏み切らないと、現実的にこれ踏み切つてもそんなに申告する人はいないんじゃないかという気もするんですが、めんどろだ。で、すけれども、制度としては選択してもいいんだと。一方的にですな、君たちの税金は月給袋から引いてやうんだといふやうなことはなくすべきたと、さういふふうには私は考へてゐるんで、大蔵大臣のお考えを聞きたいんですが、来々あたりからサラリーマンも申告制にして、どちらを選択してもいいんだといふふうには、さういふわけにいきませんか。

○政府委員(大倉眞隆君) 御提案の内容がいろいろ

ろあるんだと思ひますけれども、一つは、毎月の源泉徴収そのものを選択制にする、これは率直に申し上げてなかなかできないと思ひます、制度といたしましては、それは給与所得以外の源泉徴収でも、源泉徴収されるかされないかを選択制にするというところはできないと思ひますので、恐らく御提案の御趣旨は、源泉徴収は残るなら残つていても、一番最後のところを年末調整で終わつてしまふか、年末調整でなしに申告制にするか、そこを選択制にしたかどうかということになるのかもしれない。これは年末調整で終わつてしまふというの、実はほかの所得が全くない方のケースでございまして、ほかの所得があればやつていただきますし、それから年間収入が一千万を超していればやつていただくというのが現行制度でございまして、したがって、年間収入が一千万円台に満たない方で、しかもほかの所得がないという方に、なおかつ申告という方を持つてきていただいた方がいいの、おかしやないか。おっしゃいますように、そういうことにしてみたら、現実には税務署に来る人はほとんどないだろうということなのかもしれないけれども、やはり基本的な制度としてそこまでするのかどうかというの、私としては、申しわけありませんが、かなり消極的に思ひますけれども、しかしせつかつの御提案でございまして、なお時間をかけて勉強いたしますことにいたします。

○野末陳平君 いまのお答えだけでなく、職業によつてはサラリーマンでも必要経費を非常にこだわる職種がありますね、それについて特に配慮がほしいということなんで、要するに概算控除でもつておさめる職種と、それからどうもあれじゃおかしいんだという層が事実あるわけですね。ですから、いまのお答えに必要経費を申告制にするというその辺のことも含めてお聞きしたいんです。

○政府委員(大倉眞隆君) その点先にお答えすべきであつたかもしれませんが、申しわけありません。必要経費について概算控除のほかを選択制を導入してもいいではないか、特に概算控除である給与所得制度がこまごま大きくなつてくれば、まあ選択制にしてもどうしても、選択して月額を申告する方はそんなにいらつしやらないだろうというの、御趣旨だと思ひます。ただ、これも非常に長年の難問でございまして、そもそも必要経費とは具体的に何であるかと、給与所得の場合の必要経費とは何であるかということにつきまして、率直に申し上げて確たる結論がまだ出ていないと思ひます。そのまゝの状態で給与所得の必要経費について実額控除を導入するということは、それなりに、どこかに使われた言葉でございまして、構想折衝の能力の高い方が得をして、そうでない方は余り得はできないという逆の意味での不公平も起り得るし、やはり給与所得については概算控除がある程度以上の水準で、まさしく申し上げたように、恐らく百人に一人も千人に一人もそれでは不満だと思ひやることがないような水準に持つていくことの方が現実的にベターではないかという考え方で、従来からの制度はでき上がつていると私は理解いたしております。ただまあ、本当に具体的にときどき例がでますのは、学者の方ですとか、そういう方で必要経費は、いまの給与所得控除では足りないというふうにおっしゃる方がいらつしやることも私承知しております。やはりそういう特殊なケースについて、もう少し現実的にどういふものを必要経費として考へておられるのか、それを国税庁も入れて議論を積み重ねてみたい。その上で結論を出さないと、ちよつとシステムばかりが先行するわけにもいかないと、いまの局長のお答えになつたような点が出てくると思ひますけれども、何しろこれはやはりかなり感情的なところもありまして、ですから余り理屈ばかりではどうかと思ひます。実額控除の導入について、それで、それからいま折衝のうまい人は結局得して、そうでない人は損して逆の不公平がということ、これはもう現にまでも

確定申告のときはあるわけですから、それが消極的になる理由というのもおかしいと思ひたりしまして、まあいづれにしてもむづかしいのはわかりますが、不公平感をぬぐうというの、あくまでこれは制度の問題というよりも、感というその辺が大蔵省から言わなければ邪道かもしれませんが、これも、これ無視していいかどうか、この辺のことを常に考へていられるわけです。

もう時間もありませんが、もう一つお聞きしたいのは、これももうこの数年來の委員会でも私もしたんですけれども、やはり株式などのもうけと、技術的に把握がむづかしいという理由で、結局は延び延びになつていくわけですね。しかし、それがそういう株のもうけが非課税になつていくというふうな、そういう特例があることによるマイナス、デメリットというの、これはもうかなり大きいわけですね。ですから、もう技術的にむづかしいんだということで消極的になる、あるいは手をつけないという時代はもうとくに過ぎていくわけですから、技術的にむづかしいのは、完璧に把握することは、こういう税の問題でないと、思ひます。そこで、姿勢としてあるいは今後の正の方向として、やはりいまの五十回でしたか、ああいうことではなくて、やはり原則として課税なんだということはいんじやないでしよるか。特に抜け道が多いですね、あれ。逆に今度は何のために株の利益を非課税にしているかという理由がこればかりはつきりしないですね、あの所得税法の何だかいろいろ読んでみたら、だから結局はプラス面というの、もういまやこれには余りないやうで、むしろ抜け道ばかりが目立つて、またそれを悪用する人が多くて、それがひいては国民の納税者の不公平感を助長している、こういうふうにお思ひます。これについてもお答えを願ひたいです。

○政府委員(大倉眞隆君) 先ほど大臣からも申し上げましたように、一般的に不公平であると言われている税制について見直しをし、直していくということは、どうしても必要な段階であると私どもも考へております。ただ問題は、本当に不公平であるかどうかというこの吟味が十分なされるということであると思ひますが、その中でただいまの御質問のキャピタルゲイン、特に株式のキャピタルゲインの課税につきましては、当委員会で、先日鈴木委員からも御質問をいただきました、やはり私として、いまの五十回二十万株というやり方が、そのまゝでいいとは思ひません。何とかもう少しこれを課税強化の方向で具体的に考へられないかということをお願いいたすつもりでおります。そのことを申し上げまして、その場合、努力目標といたしましては、できることならばことしの暮れまでに一応の結論を出してみたいと思つております。ただ長年の経緯ございまして、非常に複雑な問題でございまして、また同時に全然別の角度から個人株主を大いに育てるというふうな、全然別の方から雲行きが出てきておりますし、それらをかみ合わせながら進めることならば、ことしの暮れまでに、とにかく課税強化の方向に一つでも前進するような結論を出してみたいというふうには私としては考へております。

○野末陳平君 もう時間がなくなりましたけれども、最後に大臣に、例の毎年言うんでもうあきちゃうんですが、お医者さんの、社会保険診療報酬の課税の特例ですけれども、あれ毎年やるやうで、結局あなた任せみたいな、保険診療の方が解決しなやかやつちはできないと言ひやうで、これはいつまでも続けて、もういらいらしちやうんですが、そういう答えでなくてやつぱりもうやうで、いつまでにはやるからというのをこの際言わないと、あるいは増税を考へれば一番これが人になると思ひます。別にばくばくは増税勧めていられるわけじゃありませんけれども、やはりこれはもう余りにも税調の答申も出たりなんかして、もう世論もこれについて一番神経質になつていられるわけですね。ですからもう大臣ここで一言、今度は必ずやるから期待しているというふうなことを言つていただければうれしんですが、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) この問題につきまして

は、仰せのとおり課税の不公平は正の問題の大きなアイテムとして取り上げられてきた問題でございます。税制調査会におきましても具体的な提案がなされてまいっております。そこで政府と与党でも取り上げ方を決めてまいったところでございすけれども、ことし社会保険診療の若干改定することにしたことを契機に、もう一度検討をいたしまして、四月二日に閣議で、御案内かと思ひますけれども、こういう決定をいたしたわけでございす。社会保険診療報酬課税の特例措置については、昭和五十年年度税制改正の要綱においてその取扱いを閣議決定、これは五十年一月二十四日でございますが、「閣議決定したところであるが、医療問題全般とのかかわりの重要性、複雑性にかんがみ、厚生大臣のもとで医療問題に関する専門的知識経験者の意見を体系的に聴取するための具体的措置をとり、その検討をも踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。」と、こういう決定にいたしましたわけでございす。これというものは、医療関係者の御協力も得なければなりませんし、この問題は医療問題全体、医療経済全体にかかわる問題でもございすので、もっと掘り下げて勉強させていただきたいと、その上取り上げるにやぶさかでないということで、関係者の意見がともかくも一致してまいりましたので、大要を述べようとして、これを手がかりといたしまして、さっそく検討に取りかかることにいたしましたわけでございす。

しかばこんなことをして、いつまでもそれでまともなつもりかということでもございす。ある程度時間は必要だと、少なくとも一年以上はかかるのではないかと、厚生当局の見解でもございす。手取り早い結論を期待するわけにはいかぬと思ひますけれども、できるだけ早く結論を求めるように努力はいたしたいと考えております。大変おくれまして恐縮でございますけれども、こういう経緯のある問題で、むずかしい問題でございまして、われわれといたし

ましては精いっぱい努力をいたしまして、一応こんなところで打開の道を発見いたしたわけでございますので、御理解と御協力を賜われれば幸せと存じます。

○堀山威一郎君 先ほどの渡辺武委員の発言中不穏当な箇所がございました。委員長においでお調べを願つて適當な御処置を願ひたいと思ひます。

○委員長(岩動道行君) 承知いたしました。速記録を調査の上、もしそういう事実がございましたならば、委員長において適當に処理いたします。本日の質疑はこの程度とします。

○委員長(岩動道行君) 次に、昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま、議題となりました昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十一年年度の予算編成に当たりましては、現下の情勢を踏まえ、国民生活と経済の安定及び国民福祉の充実に配慮しつつ、景気の着実な回復と雇用の安定を図るとともに、財政体質の改善合理化を進めることを主眼としたところであります。ところで、昭和五十一年年度においては、五十年度に引き続き、租税収入に多くを期待することができない状況であります。他方、現下の経済情勢からすれば、大幅な歳出の削減や、一般的な増税を行うことも避けるべき時期と考えられるところであり、政府といたしましては、極力財政体質の改善合理化に努めたところであります。が、本年度において適正な行財政水準を維持してまいるためには、なお、昭和五十一年年度の特例措置として、財政法第四條第一項ただし書の規定による公債の発行のほかに、特例公債の発行によらざるを得ない状況にあると考えられます。

このため、同年度の特例措置として、昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律案を提出する次第であります。

しかしながら、このことはあくまでも特例的な措置でありまして、速やかに特例公債に依存しない財政に復帰することが財政運営の要諦であることは申すまでもないところであります。政府としては、財政の正常化をできる限り速やかに実現するよう努力を傾けてまいる決意であります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、昭和五十一年年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができるといたしております。

次に、租税収入の実績等に従つて、特例公債の発行額の調整を図るため、この法律に基づく公債の発行は、昭和五十一年年度の出納整理期限である昭和五十二年五月三十一日までの間、行うことができることとし、あわせて、この期間に発行する特例公債に係る収入は、昭和五十一年年度所屬の歳入とすることといたしております。

また、この法律の規定に基づき、特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その償還の計画を国会に提出しなければならぬことといたしております。

なお、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は行わないものとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(岩動道行君) 本案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

昭和五十一年年度の公債の発行の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和五十一年年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四條第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十一年年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所屬区分の特例)

第三条 前條の規定による公債の発行は、昭和五十二年五月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同條の公債に係る収入は、昭和五十一年度所屬の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第四条 政府は、第二條の議決を経ようとするときは、同條の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(国債整理基金特別会計法第五條の特例)

第五条 第二條の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法明治三十九年法律第六号(第五條の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

附則



企業組合に対する課税の適正化に関する請願(三通)

請願者 奈良市三条松町六二三奈良食品企業組合理事長 中村常広外二名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第五九一三三号 昭和五十一年四月二十八日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町三ノ二一〇群馬県中小企業団体中央会会長 鈴木義雄

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六六二六号 昭和五十一年五月六日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 岐阜県美濃市御手洗四六四九重製紙企業組合理事長 辻重一

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六六二七号 昭和五十一年五月六日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 鳥取県高松郡青谷町河原八三四企業組合青谷興業代表理事 細川正義

紹介議員 石破 二郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六六二八号 昭和五十一年五月六日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 鹿児島市名山町九ノ一鹿児島県中小企業団体中央会会長 菅政春

紹介議員 佐多 宗二君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六六二九号 昭和五十一年五月六日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(三)

(通)

請願者 奈良市高畑町一、一一四ノ四奈良県中小企業団体中央会会長 西口榮三外二名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第六六三〇号 昭和五十一年五月六日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(四通)

請願者 新潟県岩船郡山北町大字府屋六ノ四府屋主食配給企業組合理事長 本間忠外三名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第四九七七号 昭和五十一年四月二十二日受理

付加価値税新設反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市逆瀬川一ノ一五ノ二竹間保剛外九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三七〇七号と同じである。

第五二二〇号 昭和五十一年四月二十三日受理

付加価値税新設反対に関する請願

請願者 大阪府豊中市南桜塚二ノ一〇大阪北生活協同組合理事長 塚本重蔵外三百名

紹介議員 斎藤タケ子君

この請願の趣旨は、第三七〇七号と同じである。

第五八〇五号 昭和五十一年四月二十八日受理

付加価値税新設反対に関する請願

請願者 広島市小町六ノ三電産会館内広島県生協連内 新田忠望外百八十七名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三七〇七号と同じである。

第四九八二号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府茨木市大字五日市一五八ノ一四 吉田昭外百二十六名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇五六号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県草加市谷塚上町三七〇ノ八鈴木隆久外四名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇五七号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市明徳二ノ二二ノ二〇一〇一 上村耕史外一名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇五八号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県坂田郡米原町枝折六九七伊藤義夫外六名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇五九号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都葛飾区水元飯塚町四三三中野俊逸外五名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六〇号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町中曾根四五関口和江外四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六一号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市茂田井七〇〇ノ一豊田光雄外五名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六二号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県八潮市大瀬一、七六六吉田庫三外四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六三号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎二ノ二四〇ノ一後藤芳和外二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六四号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府東大阪市額田町四ノ一四中塚安子外九名



紹介議員 大塚 喬君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪市鶴見区茨田諸口町八二ノ五 星野シゲ子外九名  
紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六六号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 京都府綴喜郡八幡町八幡莊石不動 一〇ノE二ノ三〇一 石垣公由外九名  
紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六七号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府門真市末広町一三一 西川 英子外九名  
紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六八号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市鳥見町四ノ二ノ二ノ三〇 二 竹中好文外九名  
紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇六九号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市鳥見町四ノ二ノ二ノ三〇 二 竹中好文外九名  
紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七〇号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 宮城県仙台市小田原六ノ四ノ一〇 斎藤一男外九名  
紹介議員 栗原 俊夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七四号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七六号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

請願者 大阪府高槻市宮野町七ノ一松下電 器貿易社宅内 桑原義隆外九名  
紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七〇号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 兵庫県川西市美園町二ノ六 伊 木清勝外九名  
紹介議員 神沢 淨君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七二号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府守口市大久保町四ノ二一 井本武志外九名  
紹介議員 久保 巨君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七三号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府生野区林寺四ノ一八ノ一七 竹脇博外九名  
紹介議員 工藤 良平君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七四号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七六号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七七号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七八号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七九号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府門真市新橋町一ノ二 村田 啓子外九名  
紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府鶴見区茨田安田一八二 西 田紀子外九名  
紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七六号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府高槻市栄町二ノ三三ノ七 西郷文子外九名  
紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七七号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市喜里川町九ノ一九 北川勉外九名  
紹介議員 佐々木静子君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七八号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇七九号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市若江東町三ノ二ノ一五 橋本邦夫外九名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八〇号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府吹田市大字南三四 木村千 代子外九名  
紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八一号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 京都府長岡京市今里神ノ前一〇 長谷川博一外九名  
紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八二号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府豊屋川市昇町二六ノ九 鍋 坂俊夫外九名  
紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八三号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市七条西町二ノ一、二二ノ 四 藤下全弘外九名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 京都府長岡京市勝毫寺西池田三〇 井ノ口敬一外九名  
紹介議員 志吉 裕君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八〇号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府吹田市大字南三四 木村千 代子外九名  
紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八一号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 京都府長岡京市今里神ノ前一〇 長谷川博一外九名  
紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八二号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府豊屋川市昇町二六ノ九 鍋 坂俊夫外九名  
紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八三号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市七条西町二ノ一、二二ノ 四 藤下全弘外九名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八四号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市七条西町二ノ一、二二ノ 四 藤下全弘外九名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市七条西町二ノ一、二二ノ 四 藤下全弘外九名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八六号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市七条西町二ノ一、二二ノ 四 藤下全弘外九名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八七号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市七条西町二ノ一、二二ノ 四 藤下全弘外九名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八八号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市七条西町二ノ一、二二ノ 四 藤下全弘外九名  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八四号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 奈良市紀寺東口町七七八 横山清  
博外九名  
紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 福岡市西区荒江団地二二ノ二〇二  
肘井勝徳外九名  
紹介議員 竹田 現昭君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八六号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 滋賀県彦根市平田町四八八ノ八  
坂口悟外四名  
紹介議員 竹田 四郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八七号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府西成区山王一ノ七ノ一〇  
山内恵子外九名  
紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八八号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪市鶴見区茨田諸口町一、一七  
吉川誠外九名  
紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇八九号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪市鶴見区茨田諸口町一、一七  
五ノ一二二 吉川康人外九名  
紹介議員 鶴岡 哲夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九〇号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府富田林市喜志町二ノ四ノ四  
三 垣本宜伸外九名  
紹介議員 寺田 熊雄君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九一号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府寝屋川市大字打上三三ノ  
B三ノ一〇四 萩村鉄雄外九名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九二号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府守口市東町二ノ二二九 有  
本善之助外九名  
紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九三号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府寝屋川市長栄寺町一六ノ一  
五 小林久美雄外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九四号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府福島区海老江八ノ四ノ三四  
木村宏外九名  
紹介議員 中村 波男君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府高槻市津之江町一ノ四四ノ  
九高槻荘内 阿部丈夫外九名  
紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九六号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府茨木市宿久庄清水二〇七  
松本謙二外九名  
紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九七号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府泉佐野市下瓦屋三三九 若  
松淑外九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九八号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府住吉区住吉町四二 樋上春

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九九号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ四ノ六  
清久貴正外九名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇〇号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府高槻市津之江町一ノ八七ノ  
二三 出口義信外九名  
紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇一号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東淀川区下新庄町四ノ三五  
二 酒井勇外九名  
紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇二号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市今津社前町三ノ二〇  
榎本敏秋外九名  
紹介議員 福岡 知之君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇三号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

尾外九名  
紹介議員 野々山二三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五〇九四号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府吹田市片山町一ノ四ノ六  
清久貴正外九名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇〇号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府高槻市津之江町一ノ八七ノ  
二三 出口義信外九名  
紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇一号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東淀川区下新庄町四ノ三五  
二 酒井勇外九名  
紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇二号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市今津社前町三ノ二〇  
榎本敏秋外九名  
紹介議員 福岡 知之君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇三号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇四号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇五号 昭和五十一年四月二十二日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県草加市瀬崎一、七七八 高

紹介議員 橋本五郎外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇四号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町鹿見塚五一

紹介議員 森田健二外六名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇五号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市日吉台七番町二五

紹介議員 山口正之外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇六号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市秋の庄五ノ六〇ノ四

紹介議員 ノ一ノ三〇四 森本義夫外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇七号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市村野南町二ノ七ノ三

紹介議員 ○五 荒田穂外一名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇八号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

減税の実施に関する請願

請願者 静岡県富士宮市浅間町一ノ一 菅

紹介議員 原妙子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一〇九号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高石市高師浜三ノ八ノ四

紹介議員 東義雄外六名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一一〇号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市出口三ノ二五ノ六

紹介議員 宮崎豊外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一一一号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市新町一ノ六ノ二八

紹介議員 小松良太郎外三名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一一二号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県大上郡多賀町敏満寺三一一

紹介議員 若林政次郎外五名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県彦根市南三ツ谷町一、一三

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一一四号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市大倉町一八ノ一 後

紹介議員 藤田威夫外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一一五号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県島田市本通七ノ八、七二三

紹介議員 ノ四 富永延子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一一六号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 三重県四日市市東日野町四五八

紹介議員 伊藤成輝外七名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一一七号 昭和五十一年四月二十二日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市白子町四、〇二二ノ

紹介議員 六 小原田剛外五名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一二九号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市岩槻七、一二七ノ六

紹介議員 高野時子外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三〇号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府大東市灰塚三ノ二ノ二六

紹介議員 東村慶子外三名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三二号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡分水町大字砂子塚

紹介議員 六〇二 坂本正外五名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三三号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎三ノ六〇一

紹介議員 豊福正人外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三三三号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市丹後四一九ノ九 滝

紹介議員 沢雄策外六名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三四号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県八潮市大倉根四七九 小倉

隆外四名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三五号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県八潮市伊勢野一九〇 金杉

栄太郎外四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三六号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町大字川藤四

二八 山崎小夜子外二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三七号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市河原町三四 上田博

直外九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三八号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市柳町一八ノ六 平石

ツギエ外九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一三九号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府茨木市総持町一三ノ九 住

田幸一外九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四〇号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市佐太中町二ノ一八

松崎美義外九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四一号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 兵庫県加古郡稲美町中村字高台六

二五ノ一五 関俊一外九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四二号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市宮野町七ノ一 松下電

器貿易社宅内 後藤佑介外九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四三号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市成田町六ノ六ノA

一〇一 森嘉章外九名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四四号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府八尾市北亀井町三ノ二ノ一

七 吉田敦久外九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四五号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市大字長尾四、九五二

ノ一〇三 南勝馬外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四六号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 兵庫県西宮市今津曙町八ノ一一

瀬川義章外九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四七号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市日出町一ノ一八 西

岡照美外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四八号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪市鶴見区茨田大宮町八五 大

村勇外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一四九号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市城南町二ノ二三ノ二

四 熊野進外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五〇号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 愛知県半田市源平町八 金森雅枝

外九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五一号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 奈良県橿原市見瀬町一、七六五

若林續外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五二号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市春日町一ノ五〇 安

達福夫外五名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五三号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

減税の実施に関する請願

請願者 京都市右京区嵯峨野有栖川町二一

紹介議員 ノ一五 清水早苗外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五四号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 京都市伏見区小栗栖中山田町五〇

紹介議員 田村耕一外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五五号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪市旭区清水五ノ三ノ一九 真

紹介議員 田清子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五六号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府東大阪市御厨三六〇 朝田

紹介議員 しげよ外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五七号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 奈良県大和郡山田町九二ノ

紹介議員 一二 渡辺絳司外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五八号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 兵庫県川西市美園町七ノ一五 桐

紹介議員 井光春外五名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西春町西之保字

紹介議員 宮前五 高橋利朗外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一五九号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県彦根市小泉町九四一 松林

紹介議員 銀藏外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六〇号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲中町一ノ五四

紹介議員 林勇平外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六一号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市西郷通一ノ五七 松

紹介議員 本正幸外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六二号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 兵庫県川西市美園町七ノ一五 桐

紹介議員 井光春外五名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南塚口町一ノ七ノ一

紹介議員 四 浦上喜良外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六四号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 神戸市垂水区清水通六ノ五 長谷

紹介議員 川元良外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六五号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府福島区海老江七ノ二ノ一

紹介議員 西田諭外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六六号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲北町二ノ二二

紹介議員 波多野博章外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六七号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府交野市幾野四ノ一ノ四〇

紹介議員 三 矢田部昌之外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六八号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 三重県四日市市日永西三ノ一四ノ

紹介議員 三 藤原勲夫外二名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一六九号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市大塚町二ノ三五ノ九

紹介議員 長屋卓志外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七〇号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府南河内郡狹山町上合熊一五

紹介議員 四 中野佳代子外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七一号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府堺市南旅籠町西三ノ二ノ二

紹介議員 二 明豊光外八名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七二号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税

減税の実施に関する請願

請願者 大阪府東淀川区瑞光通一ノ二三

紹介議員 藤田智外九名

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七三号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市津之江町一ノ四四ノ九 秋山充久外九名

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七四号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府茨木市橋の内三ノ二ノ一 三 大竹則之外九名

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七五号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町芝山三ノ七七 村上詔次外九名

紹介議員 福岡 知之君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七六号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町大字川藤 三、七八七 小沢民治郎外四名

紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七七号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町三輪野江

紹介議員 前川 旦君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七八号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市芥川町四ノ一ノ一〇 原田義之外九名

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一七九号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市明野町三五ノ一九 林勝利外九名

紹介議員 松本 英一君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八〇号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市堂山町二ノ一三 仲重敏

紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八一号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県富士宮市浅間町一ノ一 小 椋スミイ外九名

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八二号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府四條畷市大字清滝松下電工株式会社松工業内 工藤英生外六名

紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八三号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府交野市大字森四二五ノ一 大野寿美外三名

紹介議員 森 勝治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八四号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市寿町二五ノ四 池 上敏彦外五名

紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八五号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県八日市市野口町九二 松村 美朗外四名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八六号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県彦根市馬場二ノ五ノ一九 北川忠男外四名

紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八七号 昭和五十一年四月二十三日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市大宮通三ノ七 田中 豊外五名

紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八八号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市大字真一、〇四八松 工業内 福元剛二外九名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一八九号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 三重県四日市市市六町三二〇 田 中勝之外七名

紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一九〇号 昭和五十一年四月二十三日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 三重県四日市市笹川七ノ九六ノ四 生駒直外一名

紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五一九〇七号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府東住吉区田辺西ノ町八ノ二 三 望月巖外六十九名

紹介議員 峯山 昭範君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。



第五八〇八号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 埼玉県川口市東本郷九二九 浅間

紹介議員 橋本外四名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八〇九号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 滋賀県彦根市開出今町二、〇一九

紹介議員 楠敏夫外五名  
青木 薪次君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一〇号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府都島区中野町二ノ一〇ノ一

紹介議員 八 緒方谷一外二名  
赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一一号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府門真市下馬伏三二六 柴田

紹介議員 三 紀子外七名  
西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一二号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 千葉県鎌ヶ谷市初富八三三 秋田

紹介議員 光治外四名  
秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。  
第五八一三号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市大和田町二ノ一、六

紹介議員 九〇 斎藤孝一外五名  
勝君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一四号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町平方新田

紹介議員 一、〇六二 利根俊作外四名  
上田 哲君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一五号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 埼玉県北葛飾郡吉川町中會根二五

紹介議員 四ノ二 島田秀夫外四名  
小野 明君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一六号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 東京都江戸川区篠崎町五ノ九六

紹介議員 会田一三外四名  
大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一七号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府守口市梶町四ノ七〇 花崎

紹介議員 珠美外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。  
第五八一八号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府和泉市観音寺三ノ一ノ一

紹介議員 四〇三 田代民和外九名  
照美君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八一九号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 奈良県天理市湊谷町四六七 松永

紹介議員 義夫外九名  
片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八二〇号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府河内長野市木戸町六八七ノ

紹介議員 三 正榮地勢外九名  
片山 基市君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八二一号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府高槻市安岡寺町二ノ二八ノ

紹介議員 一〇 仲秋一郎外九名  
川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八二二号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府高槻市安岡寺町一ノ六ノ一

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。  
第五八二三号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府八尾市志紀町西二丁目府住

紹介議員 二一八 中本信外九名  
久保 亘君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八二四号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 兵庫県宝塚市伊志一ノ八ノ四四

紹介議員 平井幸男外九名  
工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八二五号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府寝屋川市池田一ノ二二ノ二

紹介議員 九 谷川裕外九名  
栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八二六号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願  
請願者 大阪府東大阪市五条町一ノ七 伊

紹介議員 勢正信外九名  
小谷 守君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八二七号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税  
減税の実施に関する請願

紹介議員 小谷 守君

【参議院】

山栄一外九名  
紹介議員  
中村 波男君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八四七号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市氷室町三ノ三〇ノ一  
四 菊地延江外九名  
紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八四八号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府福島区玉川町三ノ八ノ一九  
大下浅和外九名  
紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八四九号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府南河内郡河南町大ヶ塚三二  
ノ一 岡本庄七外九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五〇号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府淀川区木川西四ノ三ノ一二  
伊丹正夫外九名  
紹介議員 野々山一三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五一号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 横浜府神奈川区西寺尾町七一四日  
産自動車西寺尾寮内 居場義明外

九名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五二号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都市下京区醍ヶ井高辻上ル四七  
五 小倉瞬子外九名  
紹介議員 泰 豊君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五三号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府堺市旭ヶ丘北町一ノ二四  
板東育男外九名  
紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五四号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都市右京区嵐山森ノ前町五ノ二  
九 吉田健治外九名  
紹介議員 福岡 知之君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五五号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市上口一、〇八〇 山  
沢由美子外三名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五六号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府四條畷市大字清滝二四九  
日野田享大外四名  
紹介議員 前川 旦君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五七号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市日吉台七番町二五ノ  
B四〇五 若原勝二外九名  
紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五八号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市安岡寺町三ノ二四ノ  
七 田中克司外九名  
紹介議員 松本 英一君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八五九号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 和歌山市松島四一ノ一五 萩野信  
治外五名  
紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六〇号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県富士宮市浅間町一ノ一 佐  
瀬弘子外九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六一号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府八尾市長池町四ノ七二ノ六  
松本修外四名  
紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六二号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県富士宮市浅間町一ノ一 及  
川とも子外九名  
紹介議員 森 勝治君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六三号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府城東区新喜多東一ノ八ノ四  
七 玉村千恵子外九名  
紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六四号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡びわ町落合三三一  
ノ一 山本幸男外五名  
紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六五号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県犬上郡甲良町池寺一、三八  
四 小菅操外一名  
紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六六号 昭和五十一年四月二十八日受理  
雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府八尾市長池町四ノ七二ノ六  
松本修外四名  
紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市元町一四ノ二五 東

紹介議員 佐吉外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六七号 昭和五十一年四月二十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県島田市船木七〇七ノ二 水

紹介議員 野多佳子外九名

山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六八号 昭和五十一年四月二十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡分水町大武三區二

〇九 中島九朗外四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五八六九号 昭和五十一年四月二十八日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 三重県亀山市阿野田町二、一六二

若林平外四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六三三四号 昭和五十一年五月四日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府東大阪市三島二〇ノ二

岡本敏広外七十九名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五六四号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県鳩ヶ谷市南二ノ二九ノ一二

藤原敏行外五名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五六五号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石三ノ四ノ六 小

松フミ子外四名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五六六号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市出口五ノ一八ノ一二

塚本和江外三名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五六七号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市浜町一〇ノ一二 藤

生春一外八名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五六八号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦野四〇ノ一 宮田

喜美代外四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五六九号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都板橋区大原町一〇ノ七 仲

尾元一外八名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七〇号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市駒形五三七 青山勉

外六名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七一号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 東京都葛飾区高砂四ノ一ノ三三ノ

二〇九 影山孝造外五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七二号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市堤町二ノ七七ノ五

高橋久夫外九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七三号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府東大阪市新池島町二ノ一二

ノ二八 岡嶋茂外九名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七四号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都府長岡京市神足三ノ一五ノ八

郷原豊外九名

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七五号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府松原市田井城四ノ四六 野

原晃三外九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七六号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府柏原市四明七ノ二二 大村

晴久外九名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七七号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府茨木市太田二ノ二ノ八 有

川辰美外九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七八号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市氷室町四ノ三ノ一

尾崎一雄外九名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五七九号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市仁和寺六七五ノ一ノ五ノ三〇二 安田正紀外九名

紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八〇号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 岡山県倉敷市新田 南条洋二外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八一号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府鶴見区茨田焼野町六六ノ二ノ一〇九 神木和重外九名

紹介議員 栗原俊夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八二号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府鶴見区茨田浜町四八八 高垣敏夫外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八三号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪市東淀川区淡路本町一ノ三〇

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八四号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 宮崎市和知川原三ノ四六 松本敬爾外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八五号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府城東区古市通一ノ一〇ノ一ノ四ノ一、一一一 藤井靖一外五名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八六号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都市下京区安土町五条上ル 東泊勇蔵外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八七号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市西町二五ノ一七 大内富貴子外九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八八号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府吹田市岸部北二ノ三ノB2

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五八九号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府茨木市永代町九ノ二三 牛飼一吉外九名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九〇号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市下島頭四五八 松嶋長宣外九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九一号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府東淀川区上新庄町二ノ一七 七 浜田重義外九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九二号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府四條畷市砂一九七ノ一三 松岡隆夫外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九三号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府堺市日置庄西町五四ノ三 風呂谷安英外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九四号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市藤田町五ノ一〇三 松永愛仁外九名

紹介議員 竹田四郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九五号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市藤田町四ノ一五二 坂本進幸外九名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九六号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府和泉市戸部町一八一 福田誠外九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九七号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市浜町二三ノ七ノ二〇 八 南鉄也外九名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九八号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市萱島東二ノ一二ノ七 條三千穂外九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六五九九号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘一ノ二〇 龜岡高夫外九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇〇号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府門真市浜町四ノ二七 松明察 内 山田勤外九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇一号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市寺方本通一ノ三ノ一 清水真良外九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇二号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市城東町一ノ二 森 田信二外九名

紹介議員 中村 波男君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇三号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎四ノ一九九 豊田道行外四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇四号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市郡家新町三五ノ二二 野村悦男外九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇五号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府河内長野市古野町一ノ一 一 市場慧一外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇六号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡西春日町大字西之 保字宮前六八 久野春美外九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇七号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都市東山区清閑寺霊山町二二

池上定二外九名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇八号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市郡家新町六四ノ一四 谷巖夫外九名

紹介議員 泰 豊君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六〇九号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府堺市小坂三七〇 妻谷良典 外八名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一〇号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都市伏見区納所北堀町三〇 山 本圭滋外九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一一号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 埼玉県三郷市彦成一ノ一二 坂巻 菊好外四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一二号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府四条畷市大字清滝一七七ノ二三 花田庸二郎外四名  
紹介議員 前川 旦君  
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一三号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 京都府向日市森本町下森下四〇ノ四一 高木弘光外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一四号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市淀の原町四四ノ一七 山本達雄外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一五号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市仁和寺六三三ノ一 江川岡一外四名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一六号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県富士宮市浅間町一ノ一 橋 本フミ子外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一七号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願



減税の実施に関する請願

請願者 大阪府城東区野江一ノ二ノ四 神

紹介議員 原範子外三名

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一八号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府住之江区御崎二ノ五ノ二一 又葉荘内 綾木康隆外六名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六一九号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府守口市八雲東町二ノ二〇五 信田小夜子外七名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六二〇号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県彦根市和町五五 善利喜代一外四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六二二号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 滋賀県彦根市岸尾町九〇 吉岡隆外三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六二三号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府枚方市清東町三五ノ八 吉村賢三外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六二三号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 静岡県藤枝市志太三ノ二ノ一五 森敦世外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六二四号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡岩室村大字和納七、〇七八ノ四五 上野勝博外一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第六六二五号 昭和五十一年五月六日受理

雇用と暮らしを守り景気回復をはかるため所得税減税の実施に関する請願

請願者 大阪府高槻市津之江北町一九ノ二 溜池隆重外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第五四一四号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字本町字西宮二九ノ一 工藤務外十九名

紹介議員 岩間 正男君

一、金融機関は、人員を増やして、窓口サービスの充実を図ること。

二、金融機関は、中小企業金融・庶民金融をより拡大すること。

三、金融機関は、歩積・両建預金を完全に撤廃すること。

四、金融機関の過当競争をやめさせ、金融労働者の健康を守ること。

五、青和銀行と弘前相互銀行の合併をやめること。

理由

国民は、不況とインフレ・物価高の進行のなかで、かつてない生活不安にさらされている。今日、国民生活に深く関係してきている金融機関が、大衆の預金を集めながら、庶民へのサービスは決して向上していない。金融機関の過当競争によつて、銀行員の健康破壊が目立ち、そのためにサービスの低下にもなっている。

第五四一五号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県三沢市緑町一ノ四三ノ五七 今泉節子外十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四一六号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 秋田市新屋松美町一四ノ四九 佐藤フミ外十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四一七号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字町居猪股鉄雄外十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四一八号 昭和五十一年四月二十四日受理

請願者 秋田市飯島美砂町八ノ三三 鈴木和康外十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四一九号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市小川町二ノ一ノ一七 川端昭春外十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二〇号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県東津軽郡今別町字大泊上野信義外十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二二号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県西津軽郡深浦町浜町 後藤信昭外十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二三号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市金曲一ノ二ノ三五 新渡穂外十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二四号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字平賀町

字一滝本一五六 小山内栄子外十

九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二五号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町字小和森種

取一三〇三 鳴海剛外十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二六号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市大平町八ノ一 品木

昌吉外十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二七号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市若松町五ノ二〇 成

田実外十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二八号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県三沢市桜町三ノ一〇二二

松尾稔外十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四二九号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森市中央三ノ二四〇三 藤川孝

雄外十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四三〇号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市最花一五〇二 清水

忠吉外十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四三一号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市大平町二ノ三三

赤井明男外十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四三二号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市文京町一八〇六 村

田昭吉外十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四三三号 昭和五十一年四月二十四日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県むつ市金曲一ノ二二〇六

山本英夫外十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五四三七号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森市久須志一ノ七〇三 斉藤忠

信外三百四十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七二号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県下北郡川内町休所四二 板

垣みよ外三百四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七三号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森市大字造道字沢田一七五 工

藤真外三百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七四号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県弘前市大字取上字豊田五六

ノ四 工藤良雄外三百四十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七五号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森市長島四ノ一〇一〇 工藤け

い子外三百四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七六号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県八戸市大字鯉町字赤コ五七

ノ二 伊藤竹雄外三百四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七七号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県黒石市飛内四四 高木芳彦

外三百四十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七八号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字苗生松

字上東田五六〇二 小林敏郎外三

百五十二名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五七九号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県八戸市沼館一ノ七〇四七

太田和子外三百四十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八〇号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県弘前市大字城西三ノ一六

神功外三百五十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八一号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森市勝田二ノ二四〇五 山崎文

子外三百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八二号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県弘前市桜ヶ丘二ノ五〇一

阿部定一外三百四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八三号 昭和五十一年四月二十七日受理  
金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 秋田市泉字大橋三九ノ一 土橋法  
博外三百四十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八四号 昭和五十一年四月二十七日受理  
金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県東津軽郡平内町大字小湊字  
小湊七九ノ一 奈須下優外三百四十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八五号 昭和五十一年四月二十七日受理  
金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県西津軽郡深浦町字川原町  
江村新市外二百四十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八六号 昭和五十一年四月二十七日受理  
金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県弘前市田茂木町七二 木村  
実甫外三百四十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八七号 昭和五十一年四月二十七日受理  
金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県弘前市松原東一ノ一八ノ九  
中村善吾外三百九十七名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八八号 昭和五十一年四月二十七日受理

金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡碓ヶ関村字高田二  
四ノ六 岩淵清三外三百四十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五八九号 昭和五十一年四月二十七日受理  
金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県西津軽郡木造町字増田一四  
ノ四 成田利夫外三百四十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

第五五九〇号 昭和五十一年四月二十七日受理  
金融機関の国民サービス向上等に関する請願

請願者 青森県八戸市小中野町上佐比代六  
ノ三 大森ツマ外三百四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五四一四号と同じである。

昭和五十一年六月十二日印刷

昭和五十一年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局